有価証券報告書

第65期

自　平成30年１月１日
至　平成30年12月31日

神戸市中央区港島中町７丁目１番１

株式会社アシックス

目　　次

頁

【表紙】

第一部　【企業情報】……1

第１　【企業の概況】……1

１　【主要な経営指標等の推移】……1

２　【沿革】……3

３　【事業の内容】……6

４　【関係会社の状況】……8

５　【従業員の状況】……10

第２　【事業の状況】……11

１　【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】……11

２　【事業等のリスク】……15

３　【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】……18

４　【経営上の重要な契約等】……24

５　【研究開発活動】……24

第３　【設備の状況】……25

１　【設備投資等の概要】……25

２　【主要な設備の状況】……25

３　【設備の新設、除却等の計画】……26

第４　【提出会社の状況】……27

１　【株式等の状況】……27

２　【自己株式の取得等の状況】……46

３　【配当政策】……47

４　【株価の推移】……47

５　【役員の状況】……48

６　【コーポレート・ガバナンスの状況等】……54

第５　【経理の状況】……66

１　【連結財務諸表等】……67

２　【財務諸表等】……118

第６　【提出会社の株式事務の概要】……129

第７　【提出会社の参考情報】……130

１　【提出会社の親会社等の情報】……130

２　【その他の参考情報】……130

第二部　【提出会社の保証会社等の情報】……131

監査報告書

確認書

内部統制報告書

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成31年３月29日
【事業年度】	第65期(自　平成30年１月１日　至　平成30年12月31日)
【会社名】	株式会社アシックス
【英訳名】	ASICS Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長ＣＯＯ　廣田　康人
【本店の所在の場所】	神戸市中央区港島中町７丁目１番１
【電話番号】	078(303)2213
【事務連絡者氏名】	執行役員経理財務統括部長　林　晃司
【最寄りの連絡場所】	神戸市中央区港島中町７丁目１番１
【電話番号】	078(303)2213
【事務連絡者氏名】	執行役員経理財務統括部長　林　晃司
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

第一部 【企業情報】

第１ 【企業の概況】

１ 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第60期	第61期	第62期	第63期	第64期	第65期
決算年月		平成26年３月	平成26年12月	平成27年12月	平成28年12月	平成29年12月	平成30年12月
売上高	(百万円)	329,464	354,051	428,496	399,107	400,157	386,662
経常利益	(百万円)	26,999	34,302	22,533	23,408	21,738	8,763
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）	(百万円)	16,108	22,285	10,237	15,566	12,970	△20,327
包括利益	(百万円)	31,882	45,754	1,822	6,256	4,399	△25,918
純資産額	(百万円)	159,567	201,940	199,883	201,207	201,302	166,829
総資産額	(百万円)	317,528	355,837	343,467	342,812	348,232	304,460
１株当たり純資産額	(円)	834.68	1,058.94	1,045.02	1,053.28	1,051.45	873.43
１株当たり当期純利益金額又は１株当たり当期純損失金額（△）	(円)	84.96	117.40	53.93	82.01	68.33	△107.59
潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額	(円)	84.56	110.91	50.88	77.41	64.42	―
自己資本比率	(%)	49.9	56.5	57.8	58.3	57.3	54.1
自己資本利益率	(%)	11.2	12.4	5.1	7.8	6.5	△11.2
株価収益率	(倍)	23.9	24.7	46.8	28.5	26.3	―
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	6,393	10,720	18,301	37,971	37,136	11,049
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△13,735	△9,845	△8,706	△14,046	△13,788	△5,467
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	27,646	△4,847	△12,764	△5,024	△11,548	△13,753
現金及び現金同等物の期末残高	(百万円)	53,633	51,051	46,015	63,638	78,102	65,877
従業員数［外、平均臨時雇用者数］	(人)	6,585［2,137］	7,484［2,147］	7,263［1,848］	7,864［2,012］	8,586［2,114］	8,823［1,904］

(注) １．売上高には、消費税等は含んでおりません。
２．第61期より、連結決算日を３月31日から12月31日に変更しております。この変更に伴い、第61期につきましては、当社および従前の決算日が３月31日の連結子会社は９ヶ月間(平成26年４月１日から平成26年12月31日)、決算日が12月31日の連結子会社は12ヶ月間(平成26年１月１日から平成26年12月31日)を連結対象期間とした変則的な決算となっております。
３．第65期の潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの１株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第60期	第61期	第62期	第63期	第64期	第65期
決算年月		平成26年３月	平成26年12月	平成27年12月	平成28年12月	平成29年12月	平成30年12月
売上高又は営業収益	(百万円)	24,398	19,052	28,504	26,589	25,618	24,233
経常利益	(百万円)	9,794	8,998	10,920	5,250	1,952	4,215
当期純利益又は当期純損失（△）	(百万円)	8,182	6,644	7,038	2,825	2,668	△2,759
資本金	(百万円)	23,972	23,972	23,972	23,972	23,972	23,972
発行済株式総数	(千株)	199,962	199,962	199,962	199,962	199,962	199,870
純資産額	(百万円)	60,590	64,901	68,564	66,570	65,739	52,331
総資産額	(百万円)	134,539	139,568	141,227	153,489	139,175	121,049
１株当たり純資産額	(円)	319.12	341.72	360.71	349.74	344.75	275.02
１株当たり配当額(内１株当たり中間配当額)	(円)	17.00(－)	23.50(－)	23.50(－)	23.50(－)	23.50(－)	24.00(12.00)
１株当たり当期純利益金額又は１株当たり当期純損失金額（△）	(円)	43.15	35.00	37.08	14.89	14.06	△14.61
潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額	(円)	42.96	33.02	34.95	13.97	13.17	－
自己資本比率	(%)	45.0	46.5	48.5	43.3	47.0	42.9
自己資本利益率	(%)	14.3	10.6	10.6	4.2	4.0	△4.7
株価収益率	(倍)	47.0	82.7	68.1	156.8	127.7	－
配当性向	(%)	39.4	67.1	63.4	157.7	167.1	－
従業員数［外、平均臨時雇用者数］	(人)	860［82］	881［94］	939［95］	900［87］	942［85］	932［72］

(注) １．売上高又は営業収益には、消費税等は含んでおりません。
２．第61期につきましては、決算期変更により平成26年４月１日から平成26年12月31日までの９ヶ月間となっております。
３．第65期の潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの１株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

2 【沿革】

当社は、昭和24年９月１日に鬼塚株式会社として設立いたしましたが、昭和33年７月５日に生産子会社のオニツカ株式会社を形式上の存続会社として、これに販売子会社の東京鬼塚株式会社とともに合併されました。その後オニツカ株式会社は、株式の額面金額を500円から50円に変更するため、昭和38年６月１日に当時休業中の中央産業株式会社(昭和18年５月27日設立、昭和38年６月１日オニツカ株式会社に商号変更)を存続会社としてこれに合併されました。さらに、商号変更後のオニツカ株式会社は、昭和52年７月21日を合併期日として、商号を株式会社アシックスに変更し、スポーツウエア・用具メーカーの株式会社ジィティオおよびスポーツウエアメーカーのジェレンク株式会社と合併し、一躍総合スポーツ用品メーカーとなり現在に至っております。

昭和24年３月	鬼塚商会発足
昭和24年９月	鬼塚商会を改組し、鬼塚株式会社(神戸市)を設立 スポーツシューズ専門メーカーを目ざしてバスケットボールシューズほかスポーツシューズの開発・生産・販売開始
昭和28年５月	自家工場タイガーゴム工業所(神戸市)を開所
昭和30年８月	関東・東北地区の販売拠点として東京鬼塚株式会社(東京都)を設立
昭和32年６月	生産部門としてタイガーゴム工業所を改組し、オニツカ株式会社を設立
昭和33年７月	鬼塚株式会社、東京鬼塚株式会社をオニツカ株式会社に吸収合併、生産・販売を一体化し、東京鬼塚株式会社本社を東京支店と改称
昭和38年６月	額面変更のため、中央産業株式会社(昭和18年５月27日設立)へ、オニツカ株式会社を吸収合併、直ちに商号をオニツカ株式会社に変更
昭和39年２月	神戸証券取引所に上場
昭和39年４月	大阪証券取引所市場第二部に上場
昭和44年４月	スポーツシューズの生産工場として、鳥取オニツカ株式会社(のちに商号を山陰アシックス工業株式会社に変更)を設立
昭和47年５月	東京証券取引所市場第二部に上場
昭和49年６月	東京・大阪証券取引所市場第一部に指定
昭和50年８月	欧州市場開拓のためオニツカタイガー有限会社(のちに商号をアシックスドイチュラントGmbHに変更)を設立
昭和52年７月	商号を株式会社アシックスに変更し、株式会社ジィティオおよびジェレンク株式会社と合併により、縫製７工場(福井、武生、若狭(のちに資本関係消滅)、山口(のちに清算)、北九州、大牟田、宮崎)およびジェレンクU.S.A.,Inc.(のちに商号をアシックススポーツオブアメリカINC.に変更)などを引継ぐ
昭和55年10月	スポーツシューズの生産工場として、鳥取アシックス工業株式会社(のちに商号を山陰アシックス工業株式会社に変更し、山陰アシックス工業株式会社(消滅会社)および島根アシックス工業株式会社(消滅会社)と合併)を設立
昭和56年７月	アシックススポーツオブアメリカINC.を廃し、米国市場開拓の新拠点としてアシックスタイガーコーポレーション(のちに商号をアシックスアメリカコーポレーションに変更)を設立
昭和57年８月	物流コストの合理化をはかるため、アシックス物流株式会社を設立
昭和60年７月	神戸ポートアイランド(神戸市)に新本社社屋建設、本店を移転
昭和60年11月	科学的基礎研究体制強化のため、スポーツ工学研究所を設置
昭和61年７月	オーストラリア市場開拓のため、アシックスタイガーオセアニアPTY.LTD.(のちに商号をアシックスオセアニアPTY.LTD.に変更)を設立
平成２年３月	欧州における販売強化のため、アシックスフランスS.A.(のちに組織変更しアシックスフランスS.A.S)を設立
平成２年４月	研究開発・人材育成の新たな拠点として、アシックススポーツ工学研究所・人財開発センター(神戸市・のちにアシックスＲ＆Ｄセンターに改称)竣工
平成３年５月	欧州における販売強化のため、オランダにアシックスベネルクスB.V.を設立
平成３年６月	欧州における販売強化のため、アシックスイタリアS.p.A.を設立
平成４年３月	欧州における販売強化のため、英国にアシックスUKリミテッドを設立
平成６年９月	スポーツシューズおよびスポーツウエアの生産工場として、中華人民共和国に江蘇愛世克私有限公司を設立(のちにスポーツシューズの製造を協力工場に移管)
平成６年12月	欧州における販売体制強化のため、欧州の統括会社としてオランダにアシックスヨーロッパB.V.を設立

平成９年７月	北海道地区・中部地区における販売体制合理化のため、同地区における販売業務をそれぞれアシックス北海道販売株式会社(旧商号　株式会社アジア)・アシックス中部販売株式会社(旧商号ワタモリ株式会社)に集約
平成10年10月	生産体制合理化のため、宮崎アシックス工業株式会社を存続会社として、北九州アシックス工業株式会社、大牟田アシックス工業株式会社を合併、商号をアシックスアパレル工業株式会社に変更
平成12年12月	アシックスＲ＆Ｄセンター(のちにアシックススポーツ工学研究所に改称)で環境マネジメントシステムの国際標準規格「ISO14001」の認証を取得
平成13年10月	ウォーキング事業における意思決定の迅速化と小売業のノウハウの蓄積をはかるため、アシックス歩人館株式会社を設立
平成14年３月	本社で環境マネジメントシステムの国際標準規格「ISO14001」の認証を取得
平成14年７月	東北地区における販売体制合理化のため、アシックス東北販売株式会社を設立
平成14年10月	スクールスポーツウエア事業の効率的な運営を図るため、アシックスデポルテ株式会社を合併
平成15年４月	欧州における販売体制強化のため、アシックスヨーロッパB.V.を存続会社として、アシックスベネルクスB.V.を合併
平成17年４月	生産体制合理化のため、福井アシックス工業株式会社を存続会社として、武生アシックス工業株式会社を合併
平成17年12月	台湾における販売体制強化のため、台灣亞瑟士運動用品股份有限公司(のちに商号を台灣亞瑟士股份有限公司に変更)を設立
平成18年１月	九州地区における販売体制強化のため、アシックス九州販売株式会社を設立し、九州地区における販売業務を集約
平成18年２月	中国における販売体制強化のため、愛世克私(上海)商貿有限公司(のちに商号を亞瑟士(中国)商貿有限公司に変更)を設立
平成18年４月	国内における販売体制強化のため、アシックス歩人館株式会社を存続会社として、株式会社アシックススポーツビーイングを合併し、商号を株式会社アシックススポーツビーイング(のちに清算)に変更
平成19年３月	兵庫県尼崎市に関西支社社屋建設、大阪支社を移転し関西支社に改称するとともに、同日付で東京支社を関東支社に改称
平成19年９月	経営資源の効率化・役割の棲み分けによる商品力の強化、生産性の向上などを目的として持分法適用関連会社であったアシックス商事株式会社およびその子会社を連結子会社化
平成19年11月	北関東・中四国地区における販売体制の強化・合理化のためアシックス関越販売株式会社、アシックス中四国販売株式会社を設立
平成19年11月	韓国における販売の強化・拡大のため、アシックススポーツコーポレーション(のちに商号をアシックスコリアコーポレーションに変更)を設立
平成19年11月	東欧における販売体制強化のため、ポーランドにアシックスポルスカSp.zo.o.を設立
平成20年６月	東欧における販売体制強化のため、ロシアにアシックスロシアを設立
平成21年４月	オニツカタイガーブランドの商品企画強化のため、株式会社ＯＴプランニング(のちに清算)を設立
平成21年７月	当社の企業博物館であるアシックススポーツミュージアムを開館
平成21年８月	北欧における販売体制強化のため、アシックススカンジナビアAS(のちに商号をアシックスノルウェーASに変更)およびその子会社を連結子会社化
平成22年４月	関東支社を東京支社に改称
平成22年８月	グローバル規模でのアウトドア事業の強化拡大のため、スウェーデンに本社を置くホグロフスホールディングABおよびその子会社を連結子会社化
平成22年８月	北米地域における販売体制強化のため、現地代理店であるAgence Québec Plus Ltée(のちに商号をアシックスカナダコーポレーションに変更)を連結子会社化
平成23年４月	スポーツアパレル等の事業の開発・生産管理体制の強化のため、香港に「亞瑟士香港服装有限公司」を設立
平成24年１月	東京都中央区に東京支社を移転
平成24年５月	南アジアにおける販売体制強化のため、インドにアシックスインディアPRIVATE LIMITEDを設立
平成24年５月	東南アジアにおける販売体制強化のため、シンガポールにアシックスアジアPTE.LTD.を設立
平成24年９月	国内におけるマーケティング・販売機能の強化・拡大のため、アシックスジャパン株式会社を設立

平成25年１月	グローバル市場の動向を見据えた経営管理と競争力の源泉である商品開発力の強化のため、世界本社機能と日本事業を分離、日本事業については、アシックスジャパン株式会社およびアシックススポーツ販売株式会社に吸収分割、アシックススポーツ販売株式会社を存続会社として、アシックス北海道販売株式会社、アシックス東北販売株式会社、アシックス関越販売株式会社、アシックス中部販売株式会社、アシックス中四国販売株式会社およびアシックス九州販売株式会社を合併するとともに、商号をアシックス販売株式会社に変更、当社の東京支社および関西支社を廃止
平成25年７月	メキシコにおける販売体制強化のため、アシックススポーツメキシコS.A.de C.V.を設立
平成26年１月	南アフリカにおける販売体制強化のため、アシックスサウスアフリカ(PTY)LTDを設立
平成26年３月	経営資源の集中、商品イノベーション、管理、マーケティング等の協業等を通じての成長速度の加速、競争基盤の拡充を目的として、公開買付けおよび株式交換により、アシックス商事株式会社およびその子会社を完全子会社化
平成26年10月	国内アパレル生産体制の合理化のため、福井アシックス工業株式会社を存続会社として、アシックスアパレル工業株式会社を合併し、商号をアシックスアパレル工業株式会社に変更
平成27年10月	国内物流業務の合理化のため、アシックス物流株式会社の全株式を丸紅ロジスティクス株式会社に譲渡
平成27年11月	ホグロフスグループの経営合理化のため、ホグロフススカンジナビアABが、ホグロフスホールディングABを吸収合併し、商号をホグロフスABに変更
平成27年12月	中東地域における販売体制強化のため、アシックスミドルイーストホールディングB.V.を設立
平成28年１月	国内事業の構造改革のため、アシックスジャパン株式会社が、アシックス販売株式会社およびホグロフスジャパン株式会社を吸収合併
平成28年１月	国内アパレル生産体制の合理化のため、アシックスアパレル工業株式会社が、大牟田工場の全事業を会社分割によって新設会社である帝人フロンティアアパレル工業株式会社に承継
平成28年３月	デジタルマーケティング技術によるDTC(Direct to Consumer)戦略の強化のため、アメリカに本社を置くフィットネスキーパー,Inc.(のちに商号をアシックスデジタル Inc.に変更)の全株式を取得し、連結子会社化
平成28年４月	東南アジアにおける販売体制強化のため、アシックス(タイランド)COMPANY LIMITEDを設立
平成28年５月	中東地域における販売体制強化のため、アシックスミドルイーストトレーディングLLCを設立
平成28年10月	南米地域における販売体制強化のため、アシックスチリSpAを設立
平成28年11月	南米地域における販売体制強化のため、アシックスペルーS.R.L.を設立
平成28年11月	ベンチャー企業への出資、事業開発推進のため、アシックス・ベンチャーズ株式会社を設立
平成29年３月	南米地域における販売体制強化のため、アシックスアルゼンチンS.R.L.を設立
平成29年６月	東南アジアにおける販売体制強化のため、アシックスマレーシアSDN.BHDを設立
平成29年７月	南米地域における販売体制強化のため、アシックスコロンビアS.A.S.を設立
平成31年１月	低酸素環境下トレーニング施設の運営事業開始のため、アシックス・スポーツコンプレックス株式会社を設立

3 【事業の内容】

当社グループは、当社および子会社54社で構成され、スポーツシューズ類、スポーツウエア類、スポーツ用具類などスポーツ用品等の製造販売を主な事業内容としております。

《日本地域》

子会社であるアシックスジャパン㈱を通じて、当社ブランド製品を販売しております。また、当社ブランド製品を取引先より直接購入し、当社にロイヤルティを支払っております。

子会社であるアシックス商事㈱は、各地域の子会社へ当社ブランド製品の仲介貿易を行っており、また、自社企画・開発製品の販売を行っております。加えて、一部の当社ブランド製品の販売に伴い、当社にロイヤルティを支払っております。

《米州地域》

子会社であるアシックスアメリカコーポレーションなどを通じて、当社ブランド製品を販売しております。また、当社ブランド製品を取引先より直接購入し、当社にロイヤルティを支払っております。

《欧州地域》

子会社であるアシックスヨーロッパB.V.などを通じて、当社ブランド製品を販売しております。また、当社ブランド製品を取引先より直接購入し、当社にロイヤルティを支払っております。

《オセアニア／東南・南アジア地域》

子会社であるアシックスオセアニアPTY.LTD.およびアシックスアジアPTE.LTD.などを通じて、当社ブランド製品を販売しております。また、当社ブランド製品を取引先より直接購入し、当社にロイヤルティを支払っております。

《東アジア地域》

子会社である亞瑟士(中国)商貿有限公司およびアシックスコリアコーポレーションなどを通じて、当社ブランド製品を販売しております。また、当社ブランド製品を取引先より直接購入し、当社にロイヤルティを支払っております。

《その他事業》

子会社であるホグロフスABなどは、ホグロフスブランドのアウトドア用品の製造および販売を行っております。

なお、当社は特定上場会社等に該当し、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準のうち、上場会社の規模との対比で定められる数値基準については連結ベースの計数に基づいて判断することとなります。

事業の系統図の概略は次のとおりであります。

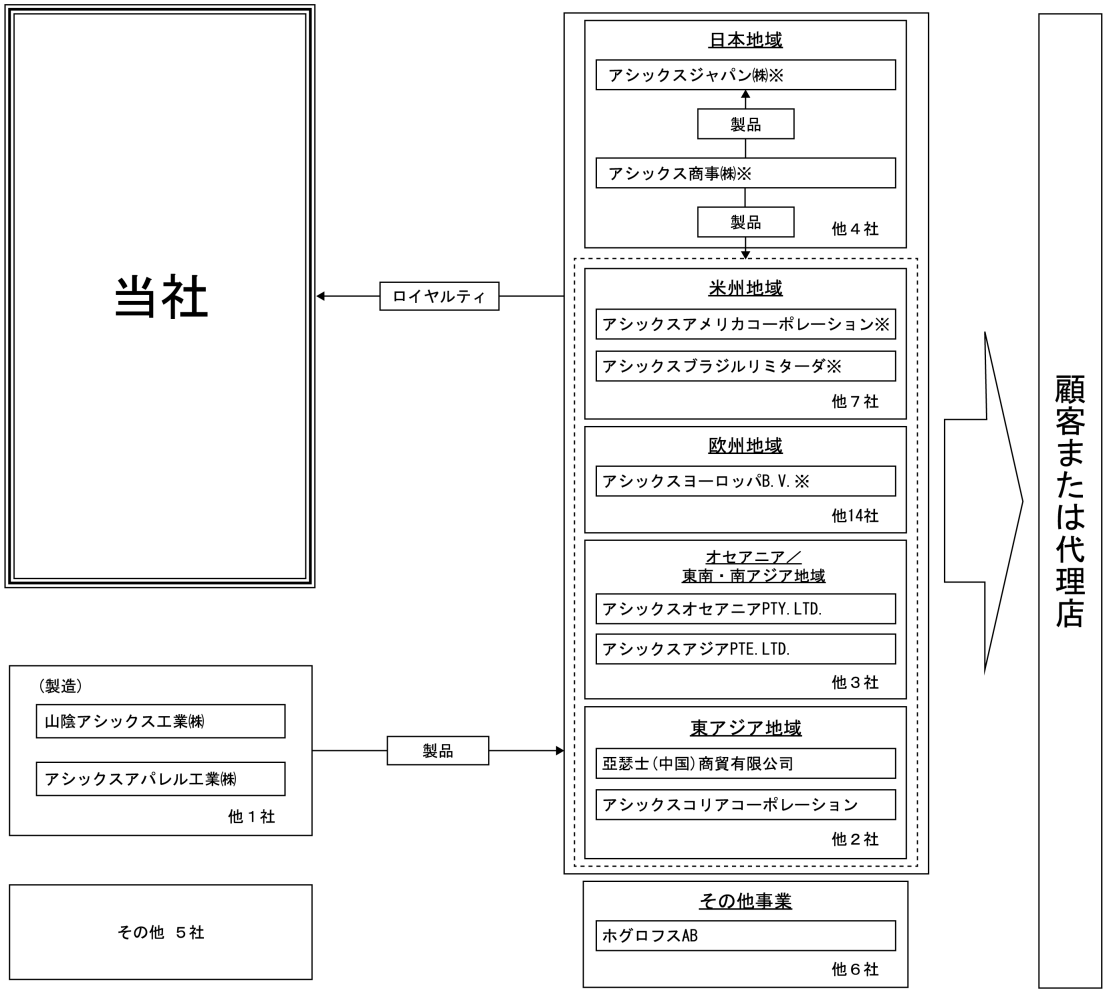

※特定子会社

(注)当社は、販売子会社から、ロイヤルティを受取っております。またアシックス商事㈱から、一部の当社ブランド製品の販売に伴い、ロイヤルティを受取っております。

4 【関係会社の状況】

(連結子会社)

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有又は被所有割合 (%)	関係内容
アシックスジャパン㈱ ※1※2	東京都江東区	90	スポーツ用品等の販売および日本の子会社の統括	100	日本において、当社とのライセンス契約に基づき、当社ブランドのスポーツ用品等を販売し、当社に対して当社ブランドの使用等によるロイヤルティを支払っております。 役員の兼任等：無し
アシックスアメリカコーポレーション ※1※3	California, U.S.A.	千米ドル 123,000	スポーツ用品等の販売および米州の子会社の統括	100 (100)	米州において、当社とのライセンス契約に基づき、当社ブランドのスポーツ用品等を販売し、当社に対して当社ブランドの使用等によるロイヤルティを支払っております。なお、当社より債務保証を受けております。 役員の兼任等：無し
アシックスブラジルリミターダ※1	Sao Paulo, BRASIL	千レアル 195,000	スポーツ用品等の販売	100 (99.9)	ブラジルにおいて、当社ブランドのスポーツ用品等を販売しております。また、米州の統括会社に対して当社ブランドの使用等によるロイヤルティを支払っております。 役員の兼任等：無し
アシックスヨーロッパB.V. ※1	Hoofddorp, NETHERLANDS	千ユーロ 45,020	スポーツ用品等の販売および欧州の子会社の統括	100	欧州において、当社とのライセンス契約に基づき、当社ブランドのスポーツ用品等を販売し、当社に対して当社ブランドの使用等によるロイヤルティを支払っております。 また、欧州地区の当社グループのロイヤルティ等を統括しております。 役員の兼任等：兼任１名
アシックスオセアニアPTY.LTD.	Eastern Creek, AUSTRALIA	千豪ドル 2,000	スポーツ用品等の販売	100	オーストラリアにおいて、当社とのライセンス契約に基づき、当社ブランドのスポーツ用品等を販売し、当社に対して当社ブランドの使用等によるロイヤルティを支払っております。 役員の兼任等：無し
アシックスアジアPTE.LTD.	Singapore, SINGAPORE	千シンガポールドル 20,000	スポーツ用品等の販売	65	シンガポールにおいて、当社とのライセンス契約に基づき、当社ブランドのスポーツ用品等を販売し、当社に対して当社ブランドの使用等によるロイヤルティを支払っております。 役員の兼任等：無し
アシックスコリアコーポレーション	ソウル市, 韓国	百万ウォン 9,759	スポーツ用品等の販売	100	韓国において、当社とのライセンス契約に基づき、当社ブランドのスポーツ用品等を販売し、当社に対して当社ブランドの使用等によるロイヤルティを支払っております。 役員の兼任等：無し
亞瑟士(中国)商貿有限公司	上海市, 中国	千元 96,228	スポーツ用品等の販売	100 (100)	中国において、当社とのライセンス契約に基づき、当社ブランドのスポーツ用品等を販売し、当社に対して当社ブランドの使用等によるロイヤルティを支払っております。 役員の兼任等：兼任１名

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有又は被所有割合 (%)	関係内容
ホグロフスAB	Järfälla, SWEDEN	千スウェーデンクローナ 5,000	アウトドア用品の製造および販売	100	ホグロフスブランドのアウトドア用品の製造および販売を行っております。 役員の兼任等：無し
山陰アシックス工業㈱	鳥取県境港市	90	スポーツシューズ等の製造	100	スポーツシューズ等を製造しております。 役員の兼任等：兼任２名
アシックスアパレル工業㈱	福井県越前市	90	スポーツウエア等の製造	100	スポーツウエア等を製造しております。 役員の兼任等：兼任２名
その他41社	－	－	－	－	－

（注）１．当社グループは、「日本地域」、「米州地域」、「欧州地域」、「オセアニア/東南・南アジア地域」、「東アジア地域」および「その他事業」の６つを報告セグメントとしております。したがって、主要な事業の内容は、セグメントの名称ではありません。

２．議決権の所有割合の( )内は、間接所有割合で内数であります。

３．※１：特定子会社に該当いたします。

４．※２：アシックスジャパン株式会社につきましては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が100分の10を超えております。

主要な損益情報等　(1) 売上高　80,401百万円
(2) 経常利益　760百万円
(3) 当期純利益　87百万円
(4) 純資産額　20,840百万円
(5) 総資産額　37,527百万円

５．※３：アシックスアメリカコーポレーションにつきましては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が100分の10を超えております。

主要な損益情報等　(1) 売上高　76,642百万円
(2) 経常損失　5,136百万円
(3) 当期純損失　7,512百万円
(4) 純資産額　35,214百万円
(5) 総資産額　63,693百万円

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成30年12月31日現在

セグメントの区分	従業員数(人)	
日本地域	1,719	[1,000]
米州地域	1,968	[210]
欧州地域	1,627	[220]
オセアニア/東南・南アジア地域	426	[183]
東アジア地域	1,080	[85]
その他事業	173	[14]
全社(共通)等	1,830	[192]
合計	8,823	[1,904]

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は［ ］内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成30年12月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
932 ［72］	39.3	12.1	7,014,456

(注) 1．従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は［ ］内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2．平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでおります。
3．セグメントは「全社(共通)等」であります。

(3) 労働組合の状況

当社は、アシックスユニオンが結成されており、上部団体ＵＡゼンセン同盟に加入しております。また、一部の子会社において、それぞれ個別に労働組合が結成されております。

なお、労使関係につきましては、とくに記載すべき事項はありません。

第２ 【事業の状況】

１ 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、「ASICS SPIRIT」に掲げた創業哲学「健全な身体に健全な精神があれかしー"Anima Sana In Corpore Sano"」を基本に、ビジョン「Create Quality Lifestyle through Intelligent Sport Technologyースポーツでつちかった知的技術により、質の高いライフスタイルを創造する」の実現に向けて、「アシックスの理念」をもって事業運営を行っております。

(2) 中期経営計画「ASICS Growth Plan (AGP)2020」のアクションプラン

中期経営計画「ASICS Growth Plan (AGP) 2020」の数値目標の達成に向け、その具体的な行動計画である「アクションプラン」を策定しました。この施策に基づき、収益性の改善および持続的な成長を図り、2020年12月期の連結売上高5,000億円以上、営業利益率７％以上、ROE10%以上の達成を目指します。

①アクションプランの概要

アクションプランは、本社のカテゴリー部門が企画・開発からマーケティング、販売までを統括するプロダクトカテゴリー基軸の体制に変更することで、これまで以上に収益責任を負い、販売子会社とともにグループ一体となって利益ある成長を推進します。その上で以下の重点項目への対応を強化していきます。

②重点項目

（ⅰ）米国におけるパフォーマンスランニングへの注力

✓アメリカ市場は最大かつ最重要市場と認識し、これまで以上に本社機能のリソースを投入し、若いランナーの取込みを目指す。

✓本社の各カテゴリーのトップが、米国市場での売上高と利益に対して徹底的に責任を負う。

✓本社のマーケティングや商品企画部門がアメリカ販社のセールスと共に、競争力あるキーアカウントとのパートナーシップを確立し、更なるシェア拡大に努める。

（ⅱ）中国市場における成長加速

✓拡大する中国市場の成長をしっかりと取り込むため、迅速な意思決定を実施する中国本部を上海に設置し、市場成長を超えたシェア獲得を目指す。

✓アパレル、アクセサリーの現地企画開発機能を強化して地域のニーズに迅速に対応。

✓独自の発展を遂げている中国のデジタル領域では、中国大手のE リテイラーとの関係を強化し、SNSなど中国独自のデジタル環境を活用しながら成長を加速。

（ⅲ） デジタル事業を新たな成長ドライバーへ

✓お客様接点を構築するデジタル機能を集結させ、新たな成長ドライバーとして確立。

✓デジタル部門はEC事業の収益責任を担い、フィットネスアプリやCRMをECに結びつける。

✓「お客様視点」を第一としたユーザビリティの追求による、トラフィック、コンバージョンの向上。

（ⅳ）アパレル事業を利益ある成長に転換

✓中国とアメリカでのローカルクリエーションを強化し、各地域のお客様の嗜好やトレンド、販売チャネルの特性に応じて、商品企画・デザインを行い売り切る仕組みを構築。

✓各地域のアパレルについて収益管理を徹底し、黒字化を目指す。

（ⅴ）その他

✓国、地域、店舗、カテゴリーごとの撤退基準の導入。

✓リテール損益管理の徹底とアシックス文化の発信。

✓コスト構造改革（あらゆるコストの見直し）。

（将来に関する記述等についてのご注意）

有価証券報告書に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が有価証券報告書提出日現在において入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。

会社の支配に関する基本方針について

① 会社の支配に関する基本方針の内容

当社は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社の取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。特定の者による当社株式の大規模な買付行為等に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

一方で、当社および当社グループは、株主の皆様をはじめ、お客様、取引先および従業員等のステークホルダーとの間に築かれた良好な関係を基本として、スポーツを核とした事業領域で当社が長年つちかってきた「技術」、「製品」、「ブランド」に対する信頼こそが強みであり、これを維持し促進することが当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資すると考えます。従って、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては、これらに関する十分な情報や理解がなくては、将来実現することのできる当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する可能性があり、不適切であると考えます。

② 当社の状況および企業価値向上に向けた取り組み

当社は、1949年に、スポーツを通じて青少年の健全な育成に貢献することを願い鬼塚商会として創業以来、「健全な身体に健全な精神があれかし」を創業哲学とし、「スポーツを通して、すべてのお客様に価値ある製品・サービスを提供する」ことを理念に、お客様の求めるものを徹底的に追求し、世界のスポーツをする選手、スポーツを愛するすべての人々や健康を願う方々の役に立つよう、技術とものづくりに対するこだわりを持ち続けてまいりました。

1977年に、同業２社との合併を機に、この創業哲学のラテン語「Anima Sana In Corpore Sano」の頭文字から社名を株式会社アシックス（ASICS）へ変更し、社業の発展に努めてまいりました。

当社は、2016年から2020年度までの中期経営計画「ASICS Growth Plan（AGP）2020」に基づき、３つの事業領域である①アスレチックスポーツ事業領域、②スポーツライフスタイル事業領域および③健康快適事業領域において、当社グループ共通の７つのコア戦略を遂行し、事業の拡大・強化に取り組んでおります。

また、当社グループは、コーポレートガバナンス基本方針を制定し、企業価値を継続的に高め、株主の皆様をはじめ、すべてのステークホルダーからさらに信頼される会社となるために、スピードある透明性の高い経営を実現するためのコーポレートガバナンスを目指し、その中で、経営管理体制の整備を行うとともに、企業経営に関する監督および監査機能・内部統制の充実、コンプライアンスの徹底、経営活動の透明性の向上などに努め、株主の視点を経営に反映させることを心がけております。

③ 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針が支配されることを防止するための取り組み

当社は、平成29年３月29日開催の定時株主総会において、当社株式の大規模な買付行為への対応方針の一部を改定して３年間継続することを決定いたしました（以下、改定後の当社株式の大規模な買付行為への対応方針を「本対応方針」といいます。）。

本対応方針の概要は次のとおりです。

当社取締役会は、大規模買付者による情報提供及び大規模買付行為に対する取締役会の意見の公表に関する合理的なルールに従って大規模買付行為が行われることが、当社の企業価値・株主共同の利益に資すると考え、事前の情報提供に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定いたしました。

大規模買付ルールの概要は次のとおりです。

（ⅰ）大規模買付者には、大規模買付行為の前に、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を書面で提供していただきます。当社取締役会は、取締役会による評価、検討、意見形成等のため必要かつ十分な本必要情報が大規模買付者から提出されたと判断した場合には、直ちにその旨大規模買付者に通知するとともに、速やかに当社株主の皆様に公表します。なお、大規模買付者からの情報提供の迅速化と当社取締役会が延々と情報提供を求めて情報提供期間を引き延ばす等の恣意的な運用を避ける観点から、この情報提供期間は意向表明書の受領から最長60日としております。

（ⅱ）当社取締役会は、取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了したと公表した日の翌日から、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）を設定します。取締役会評価期間の終了までに、取締役会が評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案をなしえないときは、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、合理的な範囲内において取締役会評価期間を延長することができるものとしますが、その場合でも取締役会評価期間は最長120日までとします。なお、取締役会評価期間を延長する場合は、延長する理由、延長期間等を開示いたします。大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。当社取締役会は、取締役会評価期間中、独立委員会に諮問し、必要に応じて外部専門家等の助言および監査役の意見を参考に、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動または不発動を含め、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめて決議し公表します。

次に大規模買付行為がなされた場合の対応方針の概要は次のとおりです。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合、当社取締役会は、大規模買付行為に対する対抗措置の発動要件を満たすときを除き、当社株主の皆様に対して、当該買付提案に対する諾否の判断に必要な判断材料を提供させていただくにとどめ、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。

当社取締役会は、大規模買付ルールを遵守しなかった場合のほか、大規模買付ルールが遵守された場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう場合で、かつ、対抗措置を発動することが相当であると判断したときに限り、株主総会において株主の皆様に承認を得たうえで、当社株主の皆様の利益を守るために、当該大規模買付行為に対する対抗措置として、無償割当てによる新株予約権を発行することができるものとします。なお、当社取締役会が当該判断を行う場合には、外部専門家等および当社監査役の意見を参考に、提供された本必要情報を十分に評価・検討したうえ、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。また、当社取締役会は、対抗措置を発動するに際し、株主総会の開催が著しく困難な場合を除き、株主総会を招集し、対抗措置に関する当社株主の皆様の意思を確認するものとします。かかる株主意思確認のための株主総会において、出席株主の議決権の過半数の賛同が得られなければ、対抗措置の発動は行いません。その場合、大規模買付者は、当社株主の皆様の意思を確認し、対抗措置の発動・不発動が決定されるまで、大規模買付行為は開始できないものとします。

④ 上記取り組みが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

まず、本対応方針は、会社の支配に関する基本方針に沿って、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、当社株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

次に、本対応方針は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守する場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう場合で、かつ、対抗措置を発動することが相当であると判断したときに限り、株主総会において株主の皆様の承認を得たうえで、対抗措置が発動されるように設定されており、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されています。

また、本対応方針における対抗措置の発動等に際しては、独立社外取締役または独立社外監査役によって組織された独立委員会に諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。また、その判断の概要については当社株主の皆様に情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本対応方針の公正・透明な運用が行われる仕組みが確保されています。

最後に、本対応方針は、株主総会における当社株主の皆様の承認を条件に継続されるものであり、その継続について当社株主の皆様の意向が反映されることとなっております。また、本対応方針継続後、その後の株主総会において本対応方針の変更又は廃止の決議がなされた場合には、本対応方針も当該決議に従い変更又は廃止されることになります。

さらに、当社取締役の任期は１年間となっており、毎年の取締役選任手続を通じて本対応方針の継続、廃止または変更の是非の判断に当社株主の皆様の意向が反映されます。

これらの措置により、本対応方針は、会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

2 【事業等のリスク】

当社グループの事業、財政状態、経営成績等に影響を及ぼす可能性のあるリスクにつきましては、主として以下を認識しています。記載内容のうち将来に関する事項につきましては、有価証券報告書提出日現在において判断したものであります。

なお、当社は、リスクマネジメント委員会を設け、定期的に経営戦略に伴うリスクの洗い出し・分析・評価を行い、リスク対応策を講じることで全社的なリスクを低減し、危機の発生を回避、もしくは危機発生時の損失を最小化しています。もし、危機を認知した場合は、クライシスマネジメント規程に定められた方針に則り、速やかに対応いたします。

(1) グローバルでの事業拡大に伴う、バリューチェーンにおけるリスク

当社グループは、世界５極体制でグローバルな事業展開をしており、更なる市場拡大を目指しています。生産につきましても、OEM生産を手掛ける多くの海外工場と協力して、東南アジアおよび中国など各地域での生産を進めています。

グローバルでの事業拡大には、バリューチェーンである調達、生産、販売において、以下に掲げるリスクが内在しており、経営戦略や業績に影響を及ぼす可能性があります。

① ＣＳＲ(人権・環境)に関するリスク

a. 当社グループは、生産委託先工場に対し、各国および国際的な労働基準を遵守し労働者に公正で安全な労働環境を提供するよう厳しく要求しています。しかし、当社の生産委託先工場が、人権NGOから労働基準の非遵守を指摘された場合、事実関係に関わらず、当社グループの企業イメージを損なうリスクがあります。

b. 当社グループは、製品および製造工程の有害・制限化学物質管理を進めていますが、原材料や工程で有害・制限化学物質の非遵守使用があった場合、業績や企業イメージに悪影響を及ぼす可能性があります。

② サプライチェーンに関するリスク

当社グループは、東南アジアを中心とした委託工場での生産から各販売地域を結ぶサプライチェーンにおいて、自然災害や事故等があった場合の物損に備えて、物流保険に加入しております。一方で、サプライチェーンが寸断され、商品の到着遅延による売上減があった場合は、財政状態および経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

③ 信用リスク

当社グループはグローバルで販売チャネルの管理を強化していますが、代理店や小売店の経営破たんや債務不履行があった場合、財政状態および経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 情報セキュリティに関するリスク

当社グループは、リスクマネジメント委員会の下部組織として、情報セキュリティ委員会を設け、セキュリティ専任チームが情報セキュリティの強化を進め、個人情報や営業秘密等の情報管理に努めています。しかし、高度化したサイバー攻撃により、これらの情報が万一漏洩・流出した場合、または、販売オペレーションが停止した場合には、お客様などからの損害賠償請求、売り上げの機会損失、および信用の失墜等により、財政状態および経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) 個人情報の取扱いに関するリスク

当社グループは、グローバルレベルで顧客や従業員の個人情報を保有しています。欧州における個人情報保護を規定したEU一般データ保護規則（General Data Protection Regulation）施行に対応するため、当社グループ共通ルールを定めた拘束的企業準則（Binding Corporate Rules）をEU当局に申請するとともに、社内体制とプロセスを整え、当該部署への教育を強化するなどしてリスクを低減しています。EU一般データ保護規則違反により万一制裁金が課された場合、財政状態および経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) 知的財産権に関するリスク

当社は、国内外において、多くの特許権・商標権等の知的財産権を所有しております。知的財産権に関する侵害事件の発生など、商品開発への悪影響やブランドイメージの低下等を招く可能性があります。
知的財産権に関する侵害訴訟は解決までに相当な時間と費用を要し、財政状態および経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(5) 海外拠点での事業活動に係るリスク

当社は、事業活動の相当部分を米国、欧州および中国を含むその他地域で行っております。こうした海外市場で事業を行うにあたって、以下のような特有のリスクがあります。

・海外市場におけるスポーツ用品業界などの景気悪化または沈滞
・ゼネスト等の労働紛争
・アジア等における労働力不足と賃金水準の上昇
・政治不安
・貿易規制や関税の変更
・グローバルな経営活動を行える人材の確保
・一般的に長期の債権回収期間
・法律や規制の予想し得ない制定または改正
・文化、商慣習の相違
・関税、輸送費用、その他の価格競争力を低下させる負担費用
・投資効果の実現までに要する長い期間と多額の資金

(6) 減損に係るリスク

当社は、今後買収を通じてさらにのれん等を保有する可能性があり、これらの資産につき収益性の低下が発生した場合、当社は減損を認識しなければならず、当社の財政状態および経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(7) 為替レートの変動に伴うリスク

当社グループは、グローバルで製品の製造販売を行っております。各地域における現地通貨建の財務諸表を円換算して連結財務諸表を作成しており、換算時の為替レートにより、円換算後の価値に影響が出る可能性があります。製品仕入につきましては大部分を米ドル建で行っており、米ドルに対する他通貨の為替レートの変動などに伴う製造原価の上昇などにより、財政状態および経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは、実需の範囲内で短期および長期の為替予約取引により、為替変動リスクを低減していますが、必ずしも為替リスクを完全に回避するものではありません。

(8) 税務に関するリスク

当社グループを構成する事業法人は、各国の税法に準拠して税額計算し、適正な形で納税を行っております。なお、適用される各国の移転価格税制などの国際税務リスクについて細心の注意を払っておりますが、税務当局との見解の相違により、結果として追加課税が発生する可能性があります。

(9) 株価下落のリスク

当社の発行済株式は、東京証券取引所にて売買可能であり、大株主による当社株式大量の市場売却や、そのような売却の可能性は、当社株式の市価を低下させる可能性があります。また、当社は当社株式に転換可能な有価証券を発行する可能性もあり、これらの事態が発生した場合、株式価値が希薄化し、株価に悪影響を与える可能性があります。

(10) 製造物責任に関するリスク

当社グループは、厳密な品質基準を設けて生産および仕入れを行っております。製造物責任賠償保険に加入しておりますが、すべての賠償額を保険でカバーできるという保証はありません。製造物責任問題発生による社会的評価、企業イメージの低下は、当社製品に対する消費者の購買意欲を減少させる可能性があります。これらの事象は財政状態および経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(11) 法令違反リスク

当社グループは、「アシックスグローバル行動規範」を定め、内部統制の体制を整え、グループ一丸となって法令順守および倫理行動規範の徹底に努めております。それにもかかわらず、当社グループの役員または従業員が法令に違反する行為を行った場合には、当社グループの事業活動が制限され、財政状態および経営成績が悪化する可能性があります。

(12) 大規模自然災害等に関するリスク

想定外の自然災害、政治経済状況の変化、法律・規制の変更、テロ・戦争・その他社会情勢の混乱などが、財政状態および経営成績に悪影響を及ぼすリスクがあります。

特に、グループ全体の経営管理機能を集約している本社が所在する兵庫県神戸市で大規模自然災害が発生した場合、財政状態および経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。なお、当社は、大規模自然災害が本社地域および主要営業所に発生した場合に適用する「事業継続計画(BCP)」を策定しております。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

（経営成績等の状況の概要）

(1) 財政状態及び経営成績等の状況

当連結会計年度におけるスポーツ用品業界は、健康志向によるスポーツへの関心の高まりや、日常でのスポーツ用品利用の拡大を背景に、堅調に推移しました。

このような情勢のもと、当社グループは、更なる成長の礎を築くため中期経営計画「ASICS Growth Plan (AGP)2020」を修正し、その行動計画として「アクションプラン」を策定し、重点項目に「米国におけるパフォーマンスランニングへの注力」、「中国市場における成長加速」、「デジタル事業を新たな成長ドライバーへ」、「アパレル事業を利益ある成長に転換」を設定しました。

重点項目である米国を皮切りに、次世代高機能素材として注目されるセルロースナノファイバーを世界で初めて活用した高機能ランニングシューズ「GEL-KAYANO 25」をはじめ、クッション性と反発性に優れたミッドソール素材を搭載したランニングシューズ「HyperGEL」シリーズや、ミッドソール全面に衝撃緩衝材「GEL」を採用したランニングシューズ「GEL-QUANTUM INFINITY」などを市場投入し、ブランド価値の向上を図りました。

中国では、アシックスブランド、オニツカタイガーブランドでインフルエンサーを活用したマーケティングキャンペーンを実施しました。また、アシックスブランドの更なるイメージ向上を図るため、中国で有名な女子プロテニスプレーヤーのジャン・シューアイ選手とアドバイザリースタッフ契約を締結しました。

デジタルでは、直営店やEコマースなどすべての顧客接点で利用できる独自のメンバーシッププログラムである「OneASICS」の導入を進め、お客様との接点拡大とコミュニケーションの強化に努めました。加えて、アシックススポーツ工学研究所およびデジタル部門で開発した計測アプリ「ASICS RUNNING ANALYZER」を直営店「ASICS RUN TOKYO MARUNOUCHI」に初めて導入したほか、フィットネス・トラッキング・アプリ「ASICS Runkeeper」とソフトバンク株式会社が提供する健康管理アプリ「パーソナルカラダサポート」の機能連携を開始しました。

直営店の展開として、トロントに旗艦店を出店したほか、当社初のビジネスシューズ「Runwalk」シリーズの旗艦店「ASICS Runwalk GINZA」を銀座にオープンしました。また、海外では当社初となるレザーシューズ専門の直営店をシンガポールに出店するなど、アシックスグループの直営店舗数は、世界で899店となりました。

ブランディングの展開において、アシックス、アシックスタイガー、オニツカタイガー、それぞれのブランドで、創業者の鬼塚喜八郎の生誕100周年を記念したキャンペーンを世界で展開し、鬼塚が生前に描いたヒマワリをデザインモチーフとした記念商品を市場投入しました。

JOC・JPCゴールドパートナー（スポーツ用品）としての活動では、平昌2018冬季オリンピック・パラリンピックに出場した日本代表選手団および第３回ユースオリンピック競技大会（2018/ブエノスアイレス）に出場した日本代表選手団のオフィシャルスポーツウェアなどを供給しました。当社は、ブエノスアイレス2018ユースオリンピック競技大会および東京2020オリンピック競技大会におけるオーストラリアオリンピック委員会のオフィシャルチームパートナーに決定したほか、国際パラリンピック委員会とオフィシャルサプライヤー契約を締結しました。

世界の代表的なESG指標「Dow Jones Sustainability Indices」の「Asia/Pacific Index」対象銘柄に４年連続で選定されたのに加え、新たに設定した2030年度CO2排出量削減目標が、スポーツ用品メーカーとしては世界で初めて「Science Based Targetsイニシアチブ」に承認されました。また、国連児童基金（ユニセフ）と日本ユニセフ協会が提唱する「子どもの権利とスポーツの原則」に賛同し、国際NPO「Right To Play」と協力したプロジェクトを実施するなど、スポーツを取り巻く環境の改善、スポーツを通じた青少年の育成に貢献する活動を行いました。

また、経済産業省と日本健康会議が優良な健康経営を実践している法人を顕彰する『健康経営優良法人2018～ホワイト500～』に選定されたほか、内閣府が創設した平成30年度「女性が輝く先進企業表彰」の内閣府特命担当大臣賞に加え、厚生労働省が創設した「グッドキャリア企業アワード2018」の大賞を、それぞれ日本のスポーツ用品業界で初めて受賞しました。

アシックスブランドでは、著名なインフルエンサーや契約選手を活用したマーケティングキャンペーンを実施し、ブランドメッセージ「I MOVE ME（ワタシを、動かせ。）」を訴求しました。ウィンブルドン、全米オープン男子シングルスで優勝し、男子プロテニス協会（ATP）シングルス世界ランキング１位となったプロテニスプレーヤーのノバク・ジョコビッチ選手とアドバイザリースタッフ契約を締結し、ジョコビッチ選手の意見を取り入れて新たに開発したテニスシューズを市場投入しました。加えて、サッカーのヴィッセル神戸のアンドレス イニエスタ選手や野球の米国MLBロサンゼルス・エンゼルスの大谷翔平選手とアドバイザリースタッフ契約を締結し、サポートを行いました。そのほか、ウクライナ陸上競技連盟のパートナーシップ契約を締結したほか、東京、パリ、バルセロナ、シドニー、フランクフルトなど世界各地のマラソン大会やバレーボールのFIVB世界選手権への協賛を行いました。

当連結会計年度の財政状態および経営成績は、次のとおりです。

① 財政状態

当連結会計年度末の財政状態といたしましては、総資産304,460百万円(前連結会計年度末比12.6%減)、負債の部合計137,631百万円(前連結会計年度末比6.3%減)、純資産の部合計166,829百万円(前連結会計年度末比17.1%減)でした。

② 経営成績

当連結会計年度における経営成績は、売上高は386,662百万円と前年同期間比3.4%の減収（前年度の為替換算レートを適用した場合3.5%減）、営業利益は10,515百万円と前年同期間比46.3%の減益、経常利益は8,763百万円と前年同期間比59.7%の減益、親会社株主に帰属する当期純損失は20,327百万円（前年同期間は親会社株主に帰属する当期純利益12,970百万円）となりました。

報告セグメント別の業績は、次のとおりです。

a. 日本地域

売上高は118,250百万円(前年同期間比1.0%減)、セグメント利益は4,035百万円(前年同期間比31.4%減)となりました。

b. 米州地域

売上高は90,295百万円(前年同期間比15.0%減、前年度の為替換算レートを適用した場合13.5%減)、セグメント損失は4,012百万円（前年同期間はセグメント利益2,360百万円）となりました。

c. 欧州地域

売上高は105,683百万円(前年同期間比0.6%減、前年度の為替換算レートを適用した場合3.3%減)、セグメント利益は5,099百万円(前年同期間比38.5%減、前年度の為替換算レートを適用した場合40.2%減)となりました。

d. オセアニア/東南・南アジア地域

売上高は27,155百万円(前年同期間比1.8%減、前年度の為替換算レートを適用した場合0.7%増)、セグメント利益は3,685百万円(前年同期間比9.2%減、前年度の為替換算レートを適用した場合6.3%減)となりました。

e. 東アジア地域

売上高は53,358百万円(前年同期間比8.6%増、前年度の為替換算レートを適用した場合8.2%増)、セグメント利益は、5,381百万円(前年同期間比5.6%増、前年度の為替換算レートを適用した場合5.6%増)となりました。

f. その他事業

売上高は9,283百万円(前年同期間比0.5%増、前年度の為替換算レートを適用した場合4.0%増)、セグメント損失は259百万円（前年同期間はセグメント損失253百万円）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

キャッシュ・フローにおきましては、当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という)は、65,877百万円と前連結会計年度末比12,225百万円減少しました。

キャッシュ・フロー指標のトレンド

	平成26年12月期	平成27年12月期	平成28年12月期	平成29年12月期	平成30年12月期
自己資本比率(%)	56.5	57.8	58.3	57.3	54.1
時価ベースの自己資本比率(%)	154.4	139.5	129.3	97.9	87.1
キャッシュ・フロー対有利子負債比率(年)	4.2	2.1	1.0	0.9	2.5
インタレスト・カバレッジ・レシオ	15.0	18.8	48.5	69.0	13.8

(注) 自己資本比率：自己資本／総資産
時価ベースの自己資本比率：株式時価総額／総資産
キャッシュ・フロー対有利子負債比率：有利子負債／営業キャッシュ・フロー
インタレスト・カバレッジ・レシオ：営業キャッシュ・フロー／利払い

1．各指標はいずれも連結ベースの財務数値により計算しております。
2．株式時価総額は、期末株価終値×期末発行済株式数(自己株式控除後)により算出しております。
3．営業キャッシュ・フローは、連結キャッシュ・フロー計算書の営業活動によるキャッシュ・フローを使用しております。有利子負債は連結貸借対照表に計上されている負債のうち利子を支払っている全ての負債を対象としております。また、利払いにつきましては、連結キャッシュ・フロー計算書の利息の支払額を使用しております。
4．平成26年12月期は、決算期変更に伴い９ヶ月間の変則決算となっておりますので、キャッシュ・フロー対有利子負債比率およびインタレスト・カバレッジ・レシオは９ヶ月間の営業キャッシュ・フローおよび利払いに対する数値を記載しております。

(生産、受注及び販売の状況)

当社グループは、生産実績の割合が僅少であるため記載を省略しております。また、受注状況につきましても、受注生産を行っている割合が僅少であるため記載を省略しております。なお、報告セグメント別の売上高につきましては、「第２ 「事業の状況」 ３．経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析（経営成績等の状況の概要）(1) 財政状態及び経営成績等の状況」をご参照ください。

(経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容)

経営者の視点による当社グループの経営成績等に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、記載内容のうち将来に関する事項につきましては、有価証券報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計上の見積り

当社グループの連結財務諸表は、日本において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。

連結財務諸表作成にあたり、当社グループが採用している会計方針において使用されている重要な会計上の見積りおよび前提条件は、以下のとおりであります。

① 貸倒引当金

当社グループは、支払実績および信用情報等を査定して販売先に対して与信限度額を設定しており、貸倒懸念債権等特定の債権につきましては個別に債権の回収可能性を勘案し、回収不能見込額につきましては貸倒引当金を計上しております。

販売先の財務状況および支払能力に重要な変動が生じた場合、これらの貸倒引当金の見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

② たな卸資産

当社グループは、たな卸資産の貸借対照表価額につきましては収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により計上しております。

将来の市場環境に重要な変動が生じた場合、これらたな卸資産の評価額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

③ 投資の評価

主として当社は、余資の運用および長期的な取引関係の観点から株式等を所有しております。当社は、投資価値の下落が一時的でないと判断した場合に株式等の減損処理を実施しております。すなわち、時価のある「その他有価証券」につきましては期末時価が帳簿価格を30%以上下回った場合に、また、時価のない「その他有価証券」につきましては評価対象となる純資産額が帳簿価格を50%以上下回った場合に減損処理を実施しております。

将来の株式市場の動向、投資先の業績動向によりこれら投資の評価に重要な影響を及ぼす可能性があります。

④ 繰延税金資産

当社グループは、繰延税金資産の計上にあたり、今後の事業計画および将来減算(加算)一時差異の解消スケジュール等を基にいわゆるタックス・プランニングを検討し、将来の課税所得等の予測を行っております。その結果将来実現が困難と判断される繰延税金資産については、評価性引当額を計上しております。

将来の業績および課税所得実績の変動により、繰延税金資産の計上に重要な影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 退職給付費用および債務

当社の従業員退職給付費用および債務は、年金数理計算上で設定される前提条件に基づいて計上しております。この前提条件には、割引率、将来の報酬水準、退職率が含まれており、退職給付債務を計算する際に用いる数理上の前提の変更、年金制度の変更による未認識の過去勤務費用の発生等により、退職給付費用および債務の算定に重要な影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 減損損失

主として当社は、収益性の低下や時価の下落といった兆候の見られる固定資産につきましては、減損損失の認識の判定を行い、必要に応じて減損処理を実施しております。

将来の収益性の低下や時価の下落等により、これら固定資産の評価に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

① 財政状態

当連結会計年度末の財政状態といたしましては、総資産304,460百万円(前連結会計年度末比12.6%減)、負債の部合計137,631百万円(前連結会計年度末比6.3%減)、純資産の部合計166,829百万円(前連結会計年度末比17.1%減)でした。

流動資産は、現金及び預金、売上債権などの減少により、240,709百万円(前連結会計年度末比5.9%減)となりました。

固定資産は、事業構造改革に伴うのれんなどの無形固定資産の減少により、63,751百万円(前連結会計年度末比31.1%減)となりました。

流動負債は、短期借入金および未払費用が減少したものの、償還期限が１年以内となった新株予約権付社債の固定負債から流動負債への振り替えなどにより、96,756百万円(前連結会計年度末比29.2%増)となりました。

固定負債は、上記の振り替えによる新株予約権付社債の減少などにより、40,875百万円(前連結会計年度末比43.3%減)となりました。

株主資本は、事業構造改革費用および減損損失を計上したことなどにより、164,848百万円(前連結会計年度末比15.0%減)となりました。

その他の包括利益累計額は、繰延ヘッジ損益が増加しましたが、為替換算調整勘定などが減少したことにより、△28百万円（前連結会計年度末は5,725百万円）となりました。

今後更なる在庫管理の徹底や、売掛債権・買掛債務の継続的モニタリング体制強化により、運転資本の改善を図ります。

② 経営成績

当連結会計年度における売上高は386,662百万円と前年同期間比3.4%の減収（前年度の為替換算レートを適用した場合3.5%減）となりました。このうち国内売上高は、オニツカタイガーシューズが好調に推移しましたが、スポーツウエアで収益性の低い商品群を縮小したことなどにより、100,353百万円と前年同期間比0.7%の減収となりました。海外売上高は、東アジア地域およびオセアニア/東南・南アジア地域でオニツカタイガーシューズなどが好調でした。しかしながら、米州地域が低調であったことにより、286,308百万円と前年同期間比4.3%の減収（前年度の為替換算レートを適用した場合4.5%減）となりました。

売上総利益は原価率の改善があったものの減収の影響などにより、180,666百万円と前年同期間比1.4%の減益となりました。販売費及び一般管理費は、直営店の出店拡大に伴う費用の増加などにより、170,150百万円と前年同期間比3.9%の増加となり、営業利益は10,515百万円と前年同期間比46.3%の減益となりました。経常利益は、前年同期間は為替差益を計上しましたが、当連結会計年度は為替差損を計上したことなどにより8,763百万円と前年同期間比59.7%の減益となりました。なお、業績回復のための構造改革の一環として、当第４四半期に内外資産の整理と再評価を行った結果、親会社株主に帰属する当期純損失は事業構造改革費用および減損損失などの特別損失の計上により、20,327百万円（前年同期間は親会社株主に帰属する当期純利益12,970百万円）となりました。

報告セグメント別の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は、次のとおりであります。

a. 日本地域

日本地域におきましては、オニツカタイガーシューズが好調に推移しましたが、スポーツウエアで収益性の低い商品群を縮小したことなどにより、売上高は118,250百万円(前年同期間比1.0%減)となりました。セグメント利益につきましては減収の影響などにより4,035百万円(前年同期間比31.4%減)となりました。東京2020オリンピック・パラリンピックの権利を最大化させるための組織体制の強化を進め、収益性の向上に繋げてまいります。

b. 米州地域

米州地域におきましては、米国が低調であったことなどにより、売上高は90,295百万円(前年同期間比15.0%減、前年度の為替換算レートを適用した場合13.5%減)となりました。減収の影響などによりセグメント損失は4,012百万円（前年同期間はセグメント利益2,360百万円）となりました。今後、米国におけるパフォーマンスランニングカテゴリー認知向上のため積極的なマーケティング投資を行い、キーアカウントとの取組みを更に強化することでシリアスランナー顧客の維持と若年層ランナーへの拡大を行います。

c.　欧州地域

欧州地域におきましては、ランニングシューズが前年並みに推移し、売上高は105,683百万円(前年同期間比0.6%減、前年度の為替換算レートを適用した場合3.3%減)となりました。セグメント利益につきましては直営店の出店拡大に伴う費用の増加などにより5,099百万円(前年同期間比38.5%減、前年度の為替換算レートを適用した場合40.2%減)となりました。パフォーマンスランニングおよびコアパフォーマンススポーツのカテゴリーでの顧客への更なる訴求を図り、また、スポーツスタイルカテゴリーにおいては限定商品の展開などを通じてキーアカウントを中心に顧客取り込みを目指してまいります。

d.　オセアニア/東南・南アジア地域

オセアニア/東南・南アジア地域におきましては、東南・南アジアが好調でしたが、オーストラリアが低調であったことなどにより、売上高は27,155百万円(前年同期間比1.8%減、前年度の為替換算レートを適用した場合0.7%増)となりました。セグメント利益につきましては原価率の改善はあったものの、減収の影響などにより3,685百万円(前年同期間比9.2%減、前年度の為替換算レートを適用した場合6.3%減)となりました。オセアニアではNo.1 パフォーマンスブランドの地位をより盤石なものとします。東南アジアにおいてDTCチャネルに注力し、インドにおいてモノブランドストアの拡大を行うなど、東南・南アジア地域の将来の成長を確かなものとしてまいります。

e.　東アジア地域

東アジア地域におきましては、特に中国でランニングシューズおよびオニツカタイガーシューズなどが好調でしたが、韓国が低調に推移し、売上高は53,358百万円(前年同期間比8.6%増、前年度の為替換算レートを適用した場合8.2%増)となりました。セグメント利益につきましては、中国における積極的な広告投資および韓国の減益の影響などにより、5,381百万円(前年同期間比5.6%増、前年度の為替換算レートを適用した場合5.6%増)となりました。新たに設置した中国本部の機能を活用し、現地のニーズに迅速に対応し、セレブリティマーケティング・パフォーマンスランニング機能訴求・直営店投資などのマーケティング投資を継続することで更なる成長に繋げてまいります。

f.　その他事業

その他事業におきましては、売上高は9,283百万円(前年同期間比0.5%増、前年度の為替換算レートを適用した場合4.0%増)と前年並みに推移したものの収益性が悪化し、セグメント損失は259百万円（前年同期間はセグメント損失253百万円）と赤字が継続しております。今後、マザー市場である北欧以外の欧州におけるホグロフスブランドの認知度を高めるとともに、アジアでの展開の見直しを進めてまいります。

③　キャッシュ・フローの状況

キャッシュ・フローにおきましては、当連結会計年度末における資金は、65,877百万円と前連結会計年度末比12,225百万円減少しました。今後、本社主導で、より精緻にキャッシュ・コンバージョン・サイクル(CCC)管理を強めることにより運転資本の改善を図ってまいります。

各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は11,049百万円となり、前年同期間比26,087百万円の収入減少となりました。

収入の主な内訳は、事業構造改革費用21,142百万円、減価償却費9,893百万円、減損損失2,875百万円であり、支出の主な内訳は、税金等調整前当期純損失14,270百万円、法人税等の支払額7,654百万円、たな卸資産の増加額6,595百万円であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は5,467百万円となり、前年同期間比8,321百万円の支出減少となりました。

支出の主な内訳は、有形固定資産の取得による支出4,384百万円、無形固定資産の取得による支出3,867百万円であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は13,753百万円となり、前年同期間比2,205百万円の支出増加となりました。

支出の主な内訳は、配当金の支払額6,714百万円、長期借入金の返済による支出4,017百万円、自己株式の取得による支出2,003百万円であります。

(3) 資本の財源および資金の流動性についての分析

当社グループの資金運営は、営業キャッシュ・フローで獲得した資金を主な財源としております。また、当社グループは、事業活動を行うための資金の調達に際し、低コストで安定的な資金の確保を重視しております。当連結会計年度末の有利子負債は57,388百万円であります。

なお、資金効率の向上と金融費用の削減、ならびに財務面のグループガバナンス強化を目的として、グローバル・キャッシュ・マネジメント・システム（グローバルCMS）を平成28年3月より金融機関と構築しており、グローバルCMS参加グループ会社を一体とみなして資金の預入および借入を行っております。これに伴い、従来当社から行っておりました一部子会社への貸付けを解消いたしました。当該グローバルCMSにおいて、預入金および借入金の相殺表示を行うためのすべての要件を満たしているため、相殺表示を行っております。なお、当連結会計年度末の相殺金額は9,750百万円であります。

また、平成31年３月に、スポーツ工学研究所の研究費用等サステナビリティに資する適格プロジェクトに関連する費用等に充当するため、第２回無担保社債を発行し、200億円を調達いたしました。当該社債は平成30年11月に関東財務局長に提出した２年間有効の500億円の社債発行登録書を基に発行しております。

(4) 中期経営計画の進捗

当社グループは、中期経営計画「ASICS Growth Plan (AGP)2020」において、2020年度の目標値として下記数値を掲げております。

指標	2020年目標	2018年実績	2018年（目標比）
売上高	5,000億円	3,866億円	△1,134億円
営業利益率	７％	３％	△４ppt
ROE	10％	△11％	△21ppt

今後当社グループでは、2019年を「攻勢」の期間と位置づけ、カテゴリー基軸の管理体制へ移行することで、機能ごとに分かれていた組織を統合し、それぞれのカテゴリートップがコミットした目標達成に向けて邁進いたします。さらに、カテゴリーNo.1奪取に向け、パフォーマンスランニングを中心とした将来成長のため、日本・米国・中国に重点を置いた戦略的なマーケティングの展開を行います。当社グループは、これらの施策を着実に実行し、収益性の改善に結び付けてまいります。

4 【経営上の重要な契約等】

当連結会計年度において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

5 【研究開発活動】

当社グループの研究開発は、経営の基本方針である機能性豊かで質の高いスポーツ用品を提供していくことを基礎とし、蓄積されたスポーツテクノロジーに基づき、スポーツシューズ類、スポーツウエア類およびスポーツ用具類の分野において、各統括部門および各関係会社が新製品の開発を担当し、スポーツ工学研究所が材料開発、機能設計、製品の機能評価などを通じて、各統括部門および各関係会社の新製品開発の支援業務を行っております。

当連結会計年度の研究開発費の総額は4,501百万円（前年同期間比1.6％増）となっております。なお、当社グループの行っている研究開発活動は各セグメントに共通するものであり、各セグメントに関連づけて記載しておりません。

第３ 【設備の状況】

１ 【設備投資等の概要】

当社グループでは、経営資源を成長分野に重点投入することを基本としており、主に製品の機能向上、品質向上のほか合理化、省力化のための投資および自主管理売場拡大のための投資を行っております。当連結会計年度の設備投資額は8,000百万円でした。

日本地域における投資額は340百万円で、このうち主なものは、経常的な設備の更新であります。

米州地域における投資額は1,642百万円で、このうち主なものは、直営店の新規出店であります。

欧州地域における投資額は1,579百万円で、このうち主なものは、経常的な設備の更新であります。

オセアニア／東南・南アジア地域における投資額は628百万円で、このうち主なものは、直営店の新規出店であります。

東アジア地域における投資額は322百万円で、このうち主なものは、直営店の新規出店であります。

その他事業における投資額は131百万円であります。

全社(共通)等における投資額は3,355百万円で、このうち主なものは、グローバルな事業展開を支援する基幹システム導入およびEコマース事業にかかるソフトウエア等であります。

２ 【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、以下のとおりであります。

(1) 提出会社

平成30年12月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント 区分	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (人)
			建物及び構築物	機械装置及び運搬具	工具、器具及び備品	土地 (面積㎡)	リース資産	合計	
本社 (兵庫県神戸市中央区)	全社(共通)等	統括業務施設ほか	2,383	0	109	946 (6,615)	48	3,488	667
アシックスジャパン㈱　本社 (東京都江東区)	日本地域	販売業務施設	3,019	－	32	1,215 (2,732)	5	4,272	31

(注)　従業員数は、当該事業所に勤務している提出会社の従業員を記載しております。

(2) 国内子会社

該当事項はありません。

(3) 在外子会社

平成30年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント 区分	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (人)
				建物及び構築物	機械装置及び運搬具	工具、器具及び備品	土地 (面積㎡)	リース資産	合計	
アシックスアメリカコーポレーション	バイヘリア配送センター (米国ミシシッピ州)	米州地域	物流倉庫	160	－	937	－	3,271	4,369	145

(注) １．金額には、消費税等は含んでおりません。
２．上記帳簿価額には、建設仮勘定を含んでおりません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設の計画

経常的な設備の新設を除き、重要な設備の新設の計画はありません。

(2) 重要な設備の除却等の計画

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

第４ 【提出会社の状況】

１ 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	790,000,000
計	790,000,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成30年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成31年３月29日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	199,870,559	189,870,559	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	199,870,559	189,870,559	―	―

(注) 平成31年２月13日の取締役会決議に基づき平成31年２月28日に実施した自己株式の消却により、発行済株式総数は10,000,000株減少し、提出日現在189,870,559株となっております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりです。

株式会社アシックス　第１回新株予約権

決議年月日	平成25年６月21日の定時株主総会決議 平成25年７月19日の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(社外取締役を除く)７名 当社執行役員(所得税法上の居住者のみ)５名
新株予約権の数(個)　※	233
新株予約権の目的となる株式の種類　※	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)　※	23,300(注)１
新株予約権の行使時の払込金額(円)　※	1
新株予約権の行使期間　※	平成28年８月７日から 平成55年８月６日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)　※	発行価格　　1,708 資本組入額　　854
新株予約権の行使の条件　※	(注)２
新株予約権の譲渡に関する事項　※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項　※	(注)３

※当事業年度の末日（平成30年12月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（平成31年2月28日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔〕内に記載しており、その他事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）１．新株予約権の目的である株式の数
各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は100株とします。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てます。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。
また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができます。
付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という)に通知または公告します。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告します。

２．新株予約権の行使の条件
(1) 新株予約権者が当社の取締役または執行役員のいずれの地位をも喪失したときは、任期満了による退任その他当社が認める正当な事由により当該地位を喪失した場合であって、喪失した日の翌日から５年経過するまでの間に限り、当該新株予約権を行使することができます。ただし、新株予約権の行使期間内に限ります。
(2) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。
(3) その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権者との間にて締結する「新株予約権割当契約」に別途定めます。

３．組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項
当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)または株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とします。
(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。
(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)１．に準じて決定します。
(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式１株当たり１円とします。
(5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとします。
(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
次に準じて決定します。
① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
(8) 新株予約権の取得条項
次に準じて決定します。
以下の①、②、③、④または⑤の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。
① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
② 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
③ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
(9) その他の新株予約権の行使の条件
上記(注)２．に準じて決定します。

株式会社アシックス　第２回新株予約権

決議年月日	平成26年７月18日の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(社外取締役を除く)７名 当社執行役員(所得税法上の居住者のみ)６名
新株予約権の数(個)　※	204
新株予約権の目的となる株式の種類　※	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)　※	20,400(注)１
新株予約権の行使時の払込金額(円)　※	1
新株予約権の行使期間　※	平成29年８月９日から 平成56年８月８日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)　※	発行価格　　2,136 資本組入額　1,068
新株予約権の行使の条件　※	(注)２
新株予約権の譲渡に関する事項　※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項　※	(注)３

※当事業年度の末日（平成30年12月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（平成31年2月28日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔〕内に記載しており、その他事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) １．新株予約権の目的である株式の数
各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は100株とします。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てます。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。
また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができます。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という)に通知または公告します。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告します。

２．新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者が当社の取締役または執行役員のいずれの地位をも喪失したときは、任期満了による退任その他当社が認める正当な事由により当該地位を喪失した場合であって、喪失した日の翌日から５年経過するまでの間に限り、当該新株予約権を行使することができます。ただし、新株予約権の行使期間内に限ります。

(2) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。

(3) その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権者との間にて締結する「新株予約権割当契約」に別途定めます。

３．組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)または株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)１．に準じて決定します。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式１株当たり１円とします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとします。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
次に準じて決定します。

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

(8) 新株予約権の取得条項
次に準じて決定します。
以下の①、②、③、④または⑤の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
② 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
③ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤　新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) その他の新株予約権の行使の条件
上記(注)２．に準じて決定します。

株式会社アシックス　第３回新株予約権

決議年月日	平成27年４月７日の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(社外取締役を除く)５名 当社従業員６名 子会社取締役３名 子会社従業員２名
新株予約権の数(個)　※	199
新株予約権の目的となる株式の種類　※	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)　※	19,900(注)１
新株予約権の行使時の払込金額(円)　※	1
新株予約権の行使期間　※	平成30年５月13日から 平成57年５月12日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)　※	発行価格　　3,009 資本組入額　　1,505
新株予約権の行使の条件　※	(注)２
新株予約権の譲渡に関する事項　※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項　※	(注)３

※当事業年度の末日（平成30年12月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（平成31年2月28日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔〕内に記載しており、その他事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) １．新株予約権の目的である株式の数
各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は100株とします。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てます。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。
また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができます。
付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という)に通知または公告します。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告します。

２．新株予約権の行使の条件
新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。

３．組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)または株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)１．に準じて決定します。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式１株当たり１円とします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとします。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

次に準じて決定します。

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

(8) 新株予約権の取得条項

次に準じて決定します。

以下の①、②、③、④または⑤の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

② 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

③ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) その他の新株予約権の行使の条件

上記(注)２．に準じて決定します。

株式会社アシックス　第４回新株予約権

決議年月日	平成28年４月22日の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(社外取締役を除く)４名 当社従業員７名 子会社取締役２名 子会社従業員３名
新株予約権の数(個)　※	843
新株予約権の目的となる株式の種類　※	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)　※	84,300(注)１
新株予約権の行使時の払込金額(円)　※	1
新株予約権の行使期間　※	平成31年５月18日から 平成58年５月17日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)　※	発行価格　　2,179 資本組入額　　1,090
新株予約権の行使の条件　※	(注)２
新株予約権の譲渡に関する事項　※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項　※	(注)３

※当事業年度の末日（平成30年12月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（平成31年2月28日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔〕内に記載しており、その他事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) １．新株予約権の目的である株式の数

各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は100株とします。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てます。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができます。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という)に通知または公告します。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告します。

２．新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。

(2) その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権者との間にて締結する「新株予約権割当契約」に別途定めます。

３．組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)または株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)１．に準じて決定します。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式１株当たり１円とします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとします。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

次に準じて決定します。

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

(8) 新株予約権の取得条項

次に準じて決定します。

以下の①、②、③、④または⑤の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

② 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

③ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) その他の新株予約権の行使の条件

上記(注)２．に準じて決定します。

株式会社アシックス　第５回新株予約権

決議年月日	平成29年４月26日の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(社外取締役を除く)５名 当社従業員６名 子会社取締役４名 子会社従業員２名
新株予約権の数(個)　※	974
新株予約権の目的となる株式の種類　※	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)　※	97,400(注)１
新株予約権の行使時の払込金額(円)　※	1
新株予約権の行使期間　※	平成32年５月30日から 平成59年５月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)　※	発行価格　　1,671 資本組入額　　836
新株予約権の行使の条件　※	(注)２
新株予約権の譲渡に関する事項　※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項　※	(注)３

※当事業年度の末日（平成30年12月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（平成31年2月28日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔〕内に記載しており、その他事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) １．新株予約権の目的である株式の数

各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は100株とします。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てます。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができます。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という)に通知または公告します。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告します。

２．新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。

(2) その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権者との間にて締結する「新株予約権割当契約」に別途定めます。

３．組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)または株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)１．に準じて決定します。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式１株当たり１円とします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとします。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

次に準じて決定します。

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

(8) 新株予約権の取得条項

次に準じて決定します。

以下の①、②、③、④または⑤の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

② 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

③ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) その他の新株予約権の行使の条件

上記(注)２．に準じて決定します。

株式会社アシックス　第６回新株予約権

決議年月日	平成30年４月20日の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く）６名 当社執行役員12名 子会社取締役４名 子会社従業員２名
新株予約権の数(個)　※	846〔839〕
新株予約権の目的となる株式の種類　※	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)　※	84,600〔83,900〕(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)　※	1
新株予約権の行使期間　※	平成33年５月19日から 平成60年５月18日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)　※	発行価格　　1,787 資本組入額　　894
新株予約権の行使の条件　※	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項　※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項　※	(注) 3

※当事業年度の末日（平成30年12月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（平成31年2月28日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔〕内に記載しており、その他事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) １．新株予約権の目的である株式の数

各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は100株とします。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てます。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができます。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という)に通知または公告します。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告します。

２．新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。

(2) その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権者との間にて締結する「新株予約権割当契約」に別途定めます。

３．組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)または株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)１．に準じて決定します。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式１株当たり１円とします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとします。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

次に準じて決定します。

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

(8) 新株予約権の取得条項

次に準じて決定します。

以下の①、②、③、④または⑤の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

② 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

③ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) その他の新株予約権の行使の条件

上記(注)２．に準じて決定します。

② 【ライツプランの内容】

該当事項がないため記載しておりません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりです。

2019年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債(平成26年３月３日発行)	
決議年月日	平成26年２月13日の取締役会
新株予約権の数(個) ※	3,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) ※	―
新株予約権の目的となる株式の種類 ※	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株) ※	11,100,011(注)１
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	2,702.7(注)２
新株予約権の行使期間 ※	平成26年３月17日から 平成31年２月15日まで (行使請求受付場所現地時間) (注)３
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 2,702.7 資本組入額 1,352 (注)４
新株予約権の行使の条件 ※	(注)５
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできない。
代用払込みに関する事項 ※	各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)６
新株予約権付社債の残高(百万円) ※	30,005

※ 当事業年度の末日（平成30年12月31日）における内容を記載しております。本新株予約権の行使期間は平成31年２月16日をもって満了致しました。また、本社債の償還期間は平成31年３月１日をもって満了致しました。

(注) １．新株予約権の目的である株式の種類及び内容は当社普通株式(単元株式数100株)とし、その行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を(注)２．記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる１株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

２．(イ)転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社が保有するものを除く。)の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{１株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、本新株予約権付社債の要項に従い、当社普通株式の分割又は併合、一定の剰余金の配当、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含む。)の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(ロ)転換価額の調整条項に該当したため、平成30年１月１日以降2,715.4円から2,702.7円に調整されている。

３．①本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における３営業日前の日まで(但し、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)、②当社による本新株予約権付社債の取得がなされる場合、又は本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また③本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、平成31年２月15日(行使請求受付場所現地時間)より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、当社による本新株予約権付社債の取得の場合、取得通知の翌日から取得期日までの間は本新株予約権を行使することはできない。また、当社の組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合、組織再編等の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日(又は当該暦日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日)が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日(以下、当社の定める基準日と併せて「株主確定日」と総称する。)の東京における２営業日前の日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における３営業日前の日)(同日を含む。)から当該株主確定日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日)(同日を含む。)までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する日本法、規制又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

４．本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果１円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

５．(イ)各本新株予約権の一部行使はできない。

(ロ)2018年11月30日(但し、当日を除く。)までは、本新株予約権付社債権者は、ある四半期(１暦年を３ヶ月に区切った期間をいう。以下、本(ロ)において同じ。)の最後の取引日(以下に定義する。)に終了する30連続取引日のうちいずれかの20取引日において、当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の130％を超えた場合に限って、翌四半期の初日から末日(但し、2018年10月１日に開始する四半期に関しては、2018年11月29日)までの期間において、本新株予約権を行使することができる。但し、本(ロ)記載の本新株予約権の行使の条件は、以下①及び②の期間は適用されない。

① 当社が、本新株予約権付社債権者に対して、本社債の繰上償還の通知を行った日以後の期間(但し、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)

② 当社が組織再編等を行うにあたり、(注)３．記載のとおり本新株予約権の行使を禁止しない限り、本新株予約権付社債の要項に従い本新株予約権付社債権者に対し当該組織再編等に関する通知を行った日(同日を含む。)から当該組織再編等の効力発生日(同日を含む。)までの期間

なお、「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が開設されている日をいい、終値が発表されない日を含まない。

６．(イ)組織再編等が生じた場合、当社は、承継会社等(以下に定義する。)をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、(ⅰ)その時点で適用のある法律上実行可能であり、(ⅱ)そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、(ⅲ)当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な(当社がこれを判断する。)費用(租税を含む。)を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本(イ)に記載の当社の努力義務は、当社が受託会社に対して、承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を交付する場合、適用されない。「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び／又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

(ロ)上記(イ)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

① 新株予約権の数
当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。

② 新株予約権の目的である株式の種類
承継会社等の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である株式の数
承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、承継会社等が当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記(ⅰ)又は(ⅱ)に従う。なお、転換価額は(注)２．と同様の調整に服する。

(ⅰ)合併、株式交換又は株式移転の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

（ⅱ）上記以外の組織再編等の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

④　新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。

⑤　新株予約権を行使することができる期間
当該組織再編等の効力発生日（場合によりその14日後以内の日）から、（注）３．に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

⑥　その他の新株予約権の行使の条件
承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。また、承継会社等の新株予約権の行使は、上記（注）５．（ロ）と同様の制限を受ける。

⑦　承継会社等による新株予約権付社債の取得
承継会社等は、承継会社等の新株予約権及び承継された社債を当社による新株予約権付社債の取得と同様に取得することができる。

⑧　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果１円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

⑨　組織再編等が生じた場合
承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。

⑩　その他
承継会社等の新株予約権の行使により生じる１株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

（ハ）当社は、上記（イ）の定めに従い本社債及び信託証書に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項がないため記載しておりません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（百万円）	資本金残高（百万円）	資本準備金増減額（百万円）	資本準備金残高（百万円）
平成30年４月12日	△92,432	199,870,559	－	23,972	－	6,000

（注）１．平成30年３月29日の取締役会決議に基づき平成30年4月12日に実施した自己株式の消却により、発行済株式総数は92,432株減少いたしました。

２．平成31年２月13日の取締役会決議に基づき平成31年２月28日に実施した自己株式の消却により、発行済株式総数は10,000,000株減少し、提出日現在189,870,559株となっております。

(5) 【所有者別状況】

平成30年12月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	58	37	292	555	46	36,431	37,419	－
所有株式数（単元）	－	737,731	24,856	141,725	720,775	177	371,542	1,996,806	189,959
所有株式数の割合（%）	－	36.95	1.24	7.10	36.10	0.01	18.61	100.00	－

（注）１．自己株式11,165,350株は、「個人その他」に111,653単元、「単元未満株式の状況」に50株含まれております。

２．「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、20単元含まれております。

(6) 【大株主の状況】

平成30年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（千株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区浜松町２丁目１１番３号	12,472	6.61
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	東京都中央区晴海１丁目８－１１	9,436	5.00
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	東京都千代田区丸の内２丁目７番１号	7,858	4.16
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内１丁目１番２号	6,607	3.50
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内１丁目６番６号　日本生命証券管理部内	5,679	3.01
ＪＰ　ＭＯＲＧＡＮ　ＣＨＡＳＥ　ＢＡＮＫ　３８５６３２（常任代理人　株式会社みずほ銀行決済営業部）	２５　ＢＡＮＫ　ＳＴＲＥＥＴ，　ＣＡＮＡＲＹ　ＷＨＡＲＦ，　ＬＯＮＤＯＮ，　Ｅ１４　５ＪＰ，　ＵＮＩＴＥＤ　ＫＩＮＧＤＯＭ（東京都港区港南２丁目１５－１　品川インターシティＡ棟）	4,755	2.52
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口５）	東京都中央区晴海１丁目８－１１	3,895	2.06
ＴＨＥ　ＢＡＮＫ　ＯＦ　ＮＥＷ　ＹＯＲＫ　ＭＥＬＬＯＮ　１４００５１（常任代理人　株式会社みずほ銀行決済営業部）	２２５　ＬＩＢＥＲＴＹ　ＳＴＲＥＥＴ，ＮＥＷ　ＹＯＲＫ，　ＮＹ　１０２８６　Ｕ．Ｓ．Ａ．（東京都港区港南２丁目１５－１　品川インターシティＡ棟）	2,940	1.56
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町１丁目５－５	2,784	1.48
ＪＰ　ＭＯＲＧＡＮ　ＣＨＡＳＥ　ＢＡＮＫ　３８５１５１（常任代理人　株式会社みずほ銀行決済営業部）	２５　ＢＡＮＫ　ＳＴＲＥＥＴ，　ＣＡＮＡＲＹ　ＷＨＡＲＦ，　ＬＯＮＤＯＮ，　Ｅ１４　５ＪＰ，　ＵＮＩＴＥＤ　ＫＩＮＧＤＯＭ（東京都港区港南２丁目１５－１　品川インターシティＡ棟）	2,682	1.42
計	－	59,111	31.33

（注）１．当社は、自己株式11,165千株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
２．大量保有報告書またはその変更報告書により、次のとおり株式を所有している旨の公衆縦覧がなされておりますが、当社として当事業年度末日時点における実質所有株式数が確認できないため、上記大株主の状況には含めておりません。

平成29年６月15日現在(報告日：平成29年６月21日)

氏名又は名称(共同保有者)	保有株券等の数（千株）	株券等保有割合（%）
ブラックロック・ジャパン株式会社	3,961	1.98
ブラックロック・ファンド・マネジャーズ・リミテッド(BlackRock Fund Managers Limited)	200	0.10
ブラックロック・ライフ・リミテッド(BlackRock Life Limited)	306	0.15
ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド(BlackRock Asset Management Ireland Limited)	703	0.35
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ(BlackRock Fund Advisors)	2,250	1.13
ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ．エイ．(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)	2,366	1.18
ブラックロック・インベストメント・マネジメント（ユーケー）リミテッド(BlackRock Investment Management (UK) Limited)	480	0.24

平成29年９月29日現在(報告日：平成29年10月６日)

氏名又は名称(共同保有者)	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
株式会社みずほ銀行	2,784	1.36
みずほ証券 株式会社	2,632	1.29
アセットマネジメントOne株式会社	6,551	3.20
みずほインターナショナル (Mizuho International plc)	0	0.00

平成30年４月９日現在(報告日：平成30年４月16日)

氏名又は名称(共同保有者)	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	7,858	3.93
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	5,568	2.78
三菱ＵＦＪ国際投信株式会社	744	0.37
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	499	0.25

平成30年11月30日現在(報告日：平成30年12月６日)

氏名又は名称(共同保有者)	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
野村證券株式会社	3,792	1.86
ノムラ　インターナショナル　ピーエルシー（ＮＯＭＵＲＡ　ＩＮＴＥＲＮＡＴＩＯＮＡＬ　ＰＬＣ）	2,574	1.25
野村アセットマネジメント株式会社	6,840	3.42

平成30年12月14日現在(報告日：平成30年12月20日)

氏名又は名称(共同保有者)	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	5,300	2.65
日興アセットマネジメント株式会社	7,222	3.61

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成30年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式(自己株式等)	―	―	―
議決権制限株式(その他)	―	―	―
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 11,165,300	―	―
完全議決権株式(その他)	普通株式 188,515,300	1,885,153	―
単元未満株式	普通株式 189,959	―	―
発行済株式総数	199,870,559	―	―
総株主の議決権	―	1,885,153	―

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が2,000株含まれております。
また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数20個が含まれております。

② 【自己株式等】

平成30年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社アシックス	神戸市中央区港島中町７丁目１番１	11,165,300	―	11,165,300	5.59
計	―	11,165,300	―	11,165,300	5.59

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】　　会社法第155条第３号および第７号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項がないため記載しておりません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成30年２月14日)での決議状況 (取得期間 平成30年２月15日～平成30年３月31日)	1,300,000	2,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式	―	―
当事業年度における取得自己株式	1,127,300	1,999,979,600
残存決議株式の総数及び価額の総額	172,700	20,400
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	13.3	0.0
当期間における取得自己株式	―	―
提出日現在の未行使割合(%)	13.3	0.0

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	2,112	3,764,384
当期間における取得自己株式	408	628,885

(注)　当期間における取得自己株式には、平成31年３月１日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	―	―	―	―
消却の処分を行った取得自己株式	92,432	77,763,189	10,000,000	8,414,548,276
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	―	―	―	―
その他(単元未満株式の売渡請求による売渡)	22	40,458	―	―
その他(新株予約権の権利行使)	8,900	24,336,522	―	―
保有自己株式数	11,165,350	―	1,165,758	―

(注) １．当期間における処理自己株式には、平成31年３月１日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の売渡しによる株式および新株予約権の権利行使による株式は含まれておりません。
２．当期間における保有自己株式数には、平成31年３月１日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りおよび売渡しによる株式および新株予約権の権利行使による株式は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の最重要課題のひとつとして認識しており、株主還元方針につきましては、2017年度から2020年度までの４ヵ年は、50%の総還元性向になることを目処に、株価水準や市場環境等に応じて、機動的な自己株式の取得を行うことを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年２回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度の配当につきましては、上記方針に基づき当期は１株当たり24円の配当(うち中間配当12円)を実施することを決定しました。

内部留保資金につきましては、成長分野に重点投入することを基本とし、将来の収益拡大を通して、株主の皆様への還元を図ってまいります。

当社は、「会社法第459条第１項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる。」旨定款に定めております。

当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりです。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	１株当たりの配当額 (円)
平成30年８月３日 取締役会決議	2,264	12.0
平成31年３月28日 定時株主総会決議	2,264	12.0

4 【株価の推移】

(1) 【最近５年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第60期	第61期	第62期	第63期	第64期	第65期
決算年月	平成26年３月	平成26年12月	平成27年12月	平成28年12月	平成29年12月	平成30年12月
最高(円)	2,130	3,135	4,000	2,562	2,416	2,122
最低(円)	1,322	1,823	2,452	1,578	1,490	1,300

(注) １．最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部の取引によっております。
２．第61期は、決算期変更により平成26年４月１日から平成26年12月31日までの９ヶ月間となっております。

(2) 【最近６月間の月別最高・最低株価】

月別	平成30年７月	平成30年８月	平成30年９月	平成30年10月	平成30年11月	平成30年12月
最高(円)	1,870	1,865	1,697	1,765	1,696	1,690
最低(円)	1,740	1,570	1,518	1,574	1,440	1,300

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部の取引によっております。

5 【役員の状況】

男性14名　女性１名　（役員のうち女性の比率6.67％）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数（百株）
代表取締役会長ＣＥＯ		尾山　基	昭和26年２月２日生	昭和49年４月　日商岩井㈱（現 双日㈱）入社 （昭和56年12月退社） 昭和57年１月　当社入社 平成９年１月　当社第一事業本部ウォーキング事業部長 平成13年７月　アシックスヨーロッパＢ．Ｖ．代表取締役社長 平成16年６月　当社取締役 マーケティング統括部長兼アシックスヨーロッパＢ．Ｖ．代表取締役社長 平成17年４月　当社取締役 海外担当兼マーケティング統括部長兼マーケティング部長兼アシックスヨーロッパＢ．Ｖ．代表取締役会長兼ＣＥＯ 平成18年７月　当社常務取締役 海外担当兼マーケティング統括部長兼アシックスヨーロッパＢ．Ｖ．代表取締役会長兼ＣＥＯ 平成19年８月　当社常務取締役 海外担当兼経営企画室担当兼マーケティング統括部長兼アシックスヨーロッパＢ．Ｖ．代表取締役会長兼ＣＥＯ 平成20年４月　当社代表取締役社長 平成23年４月　当社代表取締役社長ＣＥＯ 平成29年３月　当社代表取締役会長兼社長ＣＥＯ 平成30年３月　当社代表取締役会長ＣＥＯ、現在に至る	(注) 4	412
代表取締役社長ＣＯＯ		廣田　康人	昭和31年11月５日生	昭和55年４月　三菱商事㈱入社 平成22年４月　同社執行役員 総務部長 平成23年４月　同社執行役員 コーポレート担当役員補佐、総務部長 平成26年４月　同社常務執行役員 コーポレート担当役員（広報、総務、環境・CSR、法務、人事） 平成26年６月　同社代表取締役常務執行役員 コーポレート担当役員（広報、総務、環境・CSR、法務、人事） 平成28年４月　同社代表取締役常務執行役員 コーポレート担当役員（広報、総務、環境・CSR、法務、人事）、チーフ・コンプライアンス・オフィサー 平成29年４月　同社代表取締役常務執行役員 コーポレート担当役員（国内）、関西支社長（平成30年1月退任） 平成30年１月　当社顧問 平成30年３月　当社代表取締役社長ＣＯＯ、現在に至る	(注) 4	27
取締役		中野　北斗	昭和34年12月22日生	昭和58年４月　㈱日本興業銀行（現 ㈱みずほ銀行）入行 平成14年４月　㈱みずほコーポレート銀行（現㈱みずほ銀行）市場企画部欧州資金室（ロンドン）参事役 平成16年５月　同行国際為替部次長 平成20年４月　同行グローバルクレジット投資部長 平成21年４月　同行国際為替部長 平成22年４月　同行執行役員 国際為替部長 平成26年４月　同行常務執行役員 東アジア地域ユニット長 平成27年10月　㈱みずほフィナンシャルグループ常務執行役員 東アジア地域ユニット長 平成28年４月　みずほ証券㈱常務執行役員 グローバルマーケッツ部門副部門長（平成29年12月退任） 平成30年１月　当社顧問 平成30年３月　当社取締役、現在に至る	(注) 4	16

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数（百株）
取締役	中国本部長	西脇　剛史	昭和39年２月27日生	昭和62年４月　当社入社 平成24年４月　当社スポーツ工学研究所長 平成26年４月　当社執行役員 スポーツ工学研究所長兼グローバルフットウエア統括部副統括部長（技術開発担当） 平成29年３月　当社取締役執行役員 スポーツ工学研究所長 平成30年１月　当社取締役 平成30年10月　当社取締役 中国本部長、現在に至る	(注) 4	102
取締役	スポーツマーケティング統括部長	松下　直樹	昭和34年５月１日生	昭和57年４月　当社入社 平成26年４月　アシックスジャパン㈱取締役 マーケティング統括部長 平成29年１月　当社グローバルスポーツマーケティング統括部長兼アシックスジャパン㈱取締役 平成30年１月　当社執行役員 スポーツマーケティング統括部長 平成30年３月　当社取締役 スポーツマーケティング統括部長、現在に至る	(注) 4	83
取締役		千田　伸二	昭和37年３月１日生	昭和55年４月　当社入社 平成20年４月　当社フットウエア統括部アスレチック企画開発部長 平成21年４月　当社フットウエア統括部ランニング・スポーツスタイル開発部長 平成22年５月　アシックスアメリカコーポレーション出向 平成26年９月　アシックスブラジルリミターダ出向 平成27年12月　当社グローバルフットウエアプロダクト・マーチャンダイジング統括部イノベーション・ワークス・ラボ リーダー 平成29年１月　当社グローバルイージーランニング＆トレーニングフットウエア統括部長 平成30年１月　当社執行役員 イージーランニング＆ＡＴ＆ＴＲフットウエア統括部長 平成30年10月　当社執行役員 平成31年３月　当社取締役、現在に至る	(注) 4	8
取締役	オニツカタイガーカンパニー長	庄田　良二	昭和38年８月14日生	平成23年２月　当社入社 平成23年４月　当社アシックスジャパン本部オニツカタイガー事業部長 平成25年１月　アシックスジャパン㈱オニツカタイガー事業部長 平成27年５月　当社グローバルプロダクトマーケティング統括部ライフスタイル部長兼アシックスジャパン㈱ライフスタイル事業部長 平成28年１月　アシックスジャパン㈱取締役 ライフスタイル事業部長兼ホグロフス事業部長 平成28年７月　当社グローバルライフスタイル統括部長兼アシックスジャパン㈱取締役 ライフスタイル部門担当 平成30年１月　当社執行役員 オニツカタイガー統括部長兼アシックスジャパン㈱取締役 ライフスタイル部門担当 平成30年4月　当社執行役員 オニツカタイガー統括部長兼アシックスジャパン㈱取締役 ライフスタイル部門担当兼ホグロフス事業部長 平成30年10月　当社執行役員 オニツカタイガーカンパニー長 平成31年３月　当社取締役　オニツカタイガーカンパニー長、現在に至る	(注) 4	2

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数（百株）
取締役		田中　克郎	昭和20年６月５日生	昭和45年４月　弁護士登録 平成２年10月　ＴＭＩ総合法律事務所開設　代表パートナー（現任） 平成23年４月　東京大学大学院法学政治学研究科客員教授（平成25年９月退任） 平成24年６月　㈱鹿児島銀行社外監査役（平成27年９月退任） 平成25年６月　当社社外取締役（現任） 平成27年10月　㈱九州フィナンシャルグループ社外監査役、現在に至る 重要な兼職の状況 弁護士 （ＴＭＩ総合法律事務所　代表パートナー） ㈱九州フィナンシャルグループ社外監査役	(注) 4	43
取締役		花井　健	昭和29年10月16日生	昭和52年４月　㈱日本興業銀行（現 ㈱みずほ銀行）入行 平成18年３月　㈱みずほコーポレート銀行（現 ㈱みずほ銀行）常務執行役員 アジア・オセアニア地域統括役員 平成19年６月　同行常務執行役員 日本瑞穂実業銀行（中国）有限公司董事長・みずほ中国総代表 平成20年４月　同行常務執行役員 営業統括役員 平成21年４月　同行理事（平成21年４月退任） 平成21年５月　楽天㈱常務執行役員 平成22年３月　同社取締役常務執行役員（平成23年７月退任） 平成23年８月　興和不動産㈱（現 新日鉄興和不動産㈱）顧問（平成27年６月退任） 平成24年７月　㈱コーポレイトディレクション顧問（現任） 平成25年６月　㈱ネクスト（現 ㈱LIFULL）社外監査役（現任） 平成26年６月　当社社外取締役（現任） 平成26年６月　㈱丸運社外取締役（現任） 平成27年６月　日本精線㈱社外取締役(現任) 平成29年６月　タツタ電線㈱社外取締役、現在に至る 重要な兼職の状況 ㈱LIFULL社外監査役 ㈱丸運社外取締役 日本精線㈱社外取締役 タツタ電線㈱社外取締役	(注) 4	75
取締役		柏木　斉	昭和32年９月６日生	昭和56年４月　㈱日本リクルートセンター（現 ㈱リクルートホールディングス）入社 平成６年４月　㈱リクルート（現 ㈱リクルートホールディングス）財務部長 平成９年６月　同社取締役 平成13年６月　同社取締役兼常務執行役員 平成15年４月　同社代表取締役兼常務執行役員（ＣＯＯ） 平成15年６月　同社代表取締役社長兼ＣＯＯ 平成16年４月　同社代表取締役社長兼ＣＥＯ 平成24年４月　同社取締役相談役（平成26年６月退任） 平成24年12月　サントリー食品インターナショナル㈱社外取締役（平成27年３月退任） 平成27年８月　当社顧問 平成28年３月　当社社外取締役（現任） 平成28年５月　㈱松屋社外取締役（現任） 平成30年６月　㈱東京放送ホールディングス社外取締役、現在に至る 重要な兼職の状況 ㈱松屋社外取締役 ㈱東京放送ホールディングス社外取締役	(注) 4	38

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数（百株）
取締役		角　和夫	昭和24年４月19日生	昭和48年４月　阪急電鉄㈱入社 平成12年６月　同社取締役 鉄道事業本部長 平成14年４月　同社取締役 鉄道事業本部長兼統括本部長 平成14年６月　同社常務取締役 鉄道事業本部・統括本部担当 平成15年６月　同社代表取締役社長 平成17年４月　阪急ホールディングス㈱代表取締役社長 平成18年10月　阪急阪神ホールディングス㈱代表取締役社長 平成19年10月　エイチ・ツー・オー　リテイリング㈱取締役（現任） 平成26年３月　阪急電鉄㈱代表取締役会長（現任） 平成27年４月　㈱東京楽天地社外取締役（現任） 平成28年５月　東宝㈱社外取締役（現任） 平成29年６月　阪急阪神ホールディングス㈱代表取締役会長グループＣＥＯ（現任） 平成30年３月　当社社外取締役、現在に至る 重要な兼職の状況 阪急阪神ホールディングス㈱代表取締役会長グループＣＥＯ エイチ・ツー・オー リテイリング㈱取締役 ㈱東京楽天地社外取締役 東宝㈱社外取締役	(注) 4	13
常勤監査役		井上　忠史	昭和31年５月６日生	昭和54年４月　当社入社 平成16年10月　アシックスオセアニアPTY. LTD.代表取締役社長 平成21年４月　当社管理統括部法務部長 平成21年10月　当社アジア・パシフィック統括室長 平成22年４月　当社執行役員・アジア・パシフィック統括室長 平成23年10月　当社管理統括部知的財産部長 平成28年１月　当社監査役室長 平成28年３月　当社常勤監査役、現在に至る	(注) 5	91
監査役		宮川　圭治	昭和33年11月５日生	昭和57年４月　日本貿易振興会（現 日本貿易振興機構）入会 昭和63年７月　バンカース・トラスト銀行（現ドイツ証券㈱）入行 平成11年７月　ドイツ証券㈱Ｍ＆Ａ部門統括責任者 平成18年10月　同社投資銀行部門副会長（平成20年11月退任） 平成21年９月　リンカーン・インターナショナル㈱会長（平成30年12月退任） 平成24年６月　当社社外監査役 平成25年６月　当社社外取締役 平成28年３月　当社監査役（現任） 平成30年３月　ガンホー・オンライン・エンターテイメント㈱社外取締役、現在に至る 重要な兼職の状況 ガンホー・オンライン・エンターテイメント㈱社外取締役	(注) 5	34

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数（百株）
監査役		三原　秀章	昭和37年９月13日生	昭和62年11月　太田昭和監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入所（平成８年９月退所） 平成３年８月　公認会計士登録 平成８年７月　税理士登録 平成８年10月　公認会計士三原秀章事務所開設 平成20年６月　当社社外監査役（現任） 平成28年６月　アズワン㈱社外監査役、現在に至る 重要な兼職の状況 公認会計士、税理士 （公認会計士三原秀章事務所） アズワン㈱社外監査役	（注）５	88
監査役		須藤　実和	昭和38年８月17日生	昭和63年４月　㈱博報堂入社（平成2年4月退社） 平成３年10月　アーサー・アンダーセン（現 有限責任あずさ監査法人）入所（平成8年8月退所） 平成７年４月　公認会計士登録 平成８年10月　シュローダー・ピーティーヴィ・パートナーズ㈱（現 ㈱MKSパートナーズ）入社（平成9年10月退社） 平成９年11月　ベイン・アンド・カンパニー入社 平成13年１月　同社パートナー（平成18年3月退社） 平成18年４月　㈱プラネットプラン設立 代表取締役（現任） 平成20年４月　慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特任教授（平成30年３月退任） 平成24年５月　㈱じげん社外取締役（現任） 平成28年６月　㈱エー・ディー・ワークス社外取締役（現任） 平成29年６月　公益財団法人日本バレーボール協会理事（現任） 平成30年３月　当社社外監査役、現在に至る 重要な兼職の状況 公認会計士 ㈱プラネットプラン代表取締役 ㈱じげん社外取締役 ㈱エー・ディー・ワークス社外取締役 公益財団法人日本バレーボール協会理事	（注）６	－
計						1,036

（注）１．所有株式数は百株未満の端数を切り捨てて表示しております。
２．取締役　田中克郎、花井健、柏木斉および角和夫は、社外取締役であります。
３．監査役　三原秀章および須藤実和は、社外監査役であります。
４．取締役の任期は、平成31年３月28日開催の定時株主総会の終結の時から平成31年12月期に関する定時株主総会の終結の時までであります。
５．監査役　井上忠史、宮川圭治および三原秀章の任期は、平成28年３月25日開催の定時株主総会の終結の時から平成31年12月期に関する定時株主総会の終結の時までであります。
６．監査役　須藤実和の任期は、当社定款第32条の定めにより、平成30年３月29日開催の定時株主総会の終結の時から平成31年12月期に関する定時株主総会の終結の時までであります。

7．当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第３項に定める補欠監査役１名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数（百株）
大西　寛文	昭和21年１月１日	昭和46年11月　等松青木監査法人（現 有限責任監査法人トーマツ）入所 昭和50年３月　公認会計士登録 平成５年５月　監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）代表社員（平成22年12月退任） 平成13年６月　日本公認会計士協会近畿会会長 平成13年７月　日本公認会計士協会本部副会長 平成16年７月　日本公認会計士協会本部監事（平成19年7月退任） 平成18年４月　立命館大学大学院経営管理研究科教授（平成27年３月退任） 平成23年６月　積水化学工業㈱社外監査役（平成27年６月退任） 平成27年６月　㈱ジーエス・ユアサコーポレーション社外取締役（平成30年6月退任） 平成28年３月　当社補欠社外監査役（現任） 平成28年６月　ＮＣＳ＆Ａ㈱社外監査役、現在に至る 重要な兼職の状況 公認会計士 NCS&A㈱社外監査役	－

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① 企業統治の体制

(ⅰ)企業統治の体制の概要とその体制を採用する理由

当社グループは、企業価値を継続的に高め、株主をはじめ、すべてのステークホルダーからさらに信頼される会社となるために、スピードある透明性の高い経営を実現するためのコーポレートガバナンスを目指し、その中で、経営管理体制の整備を行うとともに、企業経営に関する監督および監査機能・内部統制の充実、コンプライアンスの徹底、経営活動の透明性の向上などに努め、株主の視点を経営に反映させることを心がけております。

また、当社グループは、「ASICS SPIRIT」に掲げた創業哲学、「健全な身体に健全な精神があれかしー"Anima Sana In Corpore Sano"」を基本に、ビジョン「Create Quality Lifestyle through Intelligent Sport Technologyースポーツでつちかった知的技術により、質の高いライフスタイルを創造する」の実現に向けて、以下の「アシックスの理念」をもって事業運営を行うことを企業活動の基本方針としております。

・スポーツを通して、すべてのお客様に価値ある製品・サービスを提供する
・私たちを取り巻く環境をまもり、世界の人々とその社会に貢献する
・健全なサービスによる利益を、アシックスを支えてくださる株主、地域社会、従業員に還元する
・個人の尊厳を尊重した自由で公正な規律あるアシックスを実現する

当社グループは、上記の基本方針を根底におき、主として遵法活動および企業倫理の観点から企業行動のあり方を、「アシックスＣＳＲ方針」に定めるとともに、これを役員および従業員一人ひとりの行動に具体化した「アシックスグローバル行動規範」およびグローバルポリシーを制定し、すべての人々から受け入れられ尊敬される企業行動のための基本としています。

当社は、３分の１以上の独立社外取締役を含む独立性の高い取締役会を設置しています。また、会社法上の機関設計として監査役会設置会社を選択し、独立性の高い監査役および監査役会が取締役の職務執行を監査すると同時に、事業規模拡大とグローバルレベルでの経営環境変化に対応するため、執行役員制度を導入し、経営のスピードアップと業務執行体制の強化を図っています。さらに、取締役および執行役員の指名ならびに報酬というコーポレートガバナンスの重要事項の決定の公正性および透明性を確保するため、取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しています。指名・報酬委員会の委員は、その過半数を独立社外取締役としています。

当社の企業統治の体制の概要は、以下のとおりです。

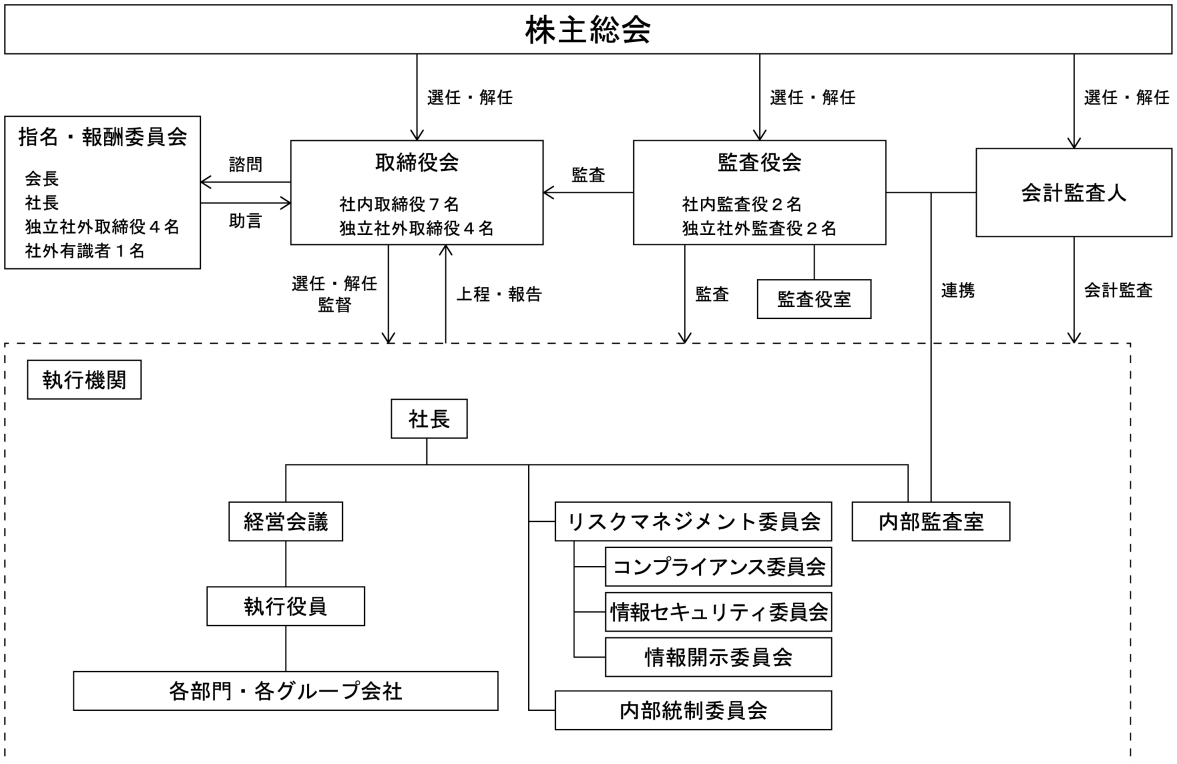

(ⅱ)内部統制システムの整備の状況

取締役会は、取締役11名(うち４名は社外取締役)で構成し、取締役会が定める業務分掌規程、職務権限規程等において、また、担当業務の委嘱等により、責任者およびその責任、執行手続等を明確に制定し、代表取締役、各業務担当取締役および執行役員に業務執行を行わせています。

代表取締役、各業務担当取締役および執行役員は、取締役会において制定された中期経営計画および各事業年度の経営計画に基づき、全社的な目標設定を行うとともに各部門および各子会社の具体的目標を設定し、月次、四半期毎の業績管理を行っています。

取締役会は、毎月１回定例的に開催し、法定決議事項のほか当社グループの重要な経営方針、重要な業務執行に関する事項の決定を行うとともに、取締役および執行役員の業務執行状況の監督等を行っています。なお、各取締役の経営責任を明確化し、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制にするため、取締役の任期を１年としています。

当社は、取締役会決議事項その他当社グループの経営に関する重要事項の事前審議を行い、取締役会の機能強化と経営の機動的な意思決定を行うため、会長、社長、取締役(社外取締役を除く)および会長または社長が指名した者を出席者とする経営会議を毎月２回定例的に開催しています。

また、当社は、事業規模拡大とグローバルレベルでの経営環境変化に対応するため、執行役員制度により、経営のスピードアップと業務執行体制の強化を行っています。なお、執行役員は16名です。

当社は、監査役会設置会社であり、監査役４名のうち２名が社外監査役です。

監査役は、取締役会・経営会議・リスクマネジメント委員会などの重要会議への出席および当社グループの役員および従業員との情報交換ならびに稟議書・報告書等の閲覧を通じて、当社グループ経営全般の状況を把握するなど、取締役の業務執行を監査しています。

また、監査役会を毎月開催し、各監査役相互の情報交換を行うとともに、取締役または取締役会より適宜報告を受けるなど、監査を実効的に行うことができる体制としています。

「アシックスＣＳＲ方針」、「アシックスグローバル行動規範」およびグローバルポリシーの徹底を図るため、コンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス委員会を設置し、当社グループのコンプライアンスへの取り組みを総合的、横断的に統括するとともに、役員および従業員が適正な業務運営にあたるよう補佐し、研修等を通して教育、指導等を行なっています。

当社グループは、「グローバル内部通報方針」に基づき、当社グループを対象としたグローバル内部通報システムを置き、役員および従業員ならびにビジネスパートナーが「アシックスＣＳＲ方針」、「アシックスグローバル行動規範」およびグローバルポリシーを逸脱する行為を知ったり、その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合、通報窓口において、専用メール、電話、手紙などでの連絡・相談を受け付け、コンプライアンス委員会が事態の迅速な把握および是正を行います。なお、通報者に対しては不利益な取扱を行ないません。

また、当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係をもちません。

(ⅲ)リスク管理体制の整備の状況

当社グループは、リスクマネジメント規程に基づき、社長を委員長とするリスクマネジメント委員会およびリスクマネジメントチームを設置しています。リスクマネジメント委員会は、危機発生の回避および危機発生時の損失を最小化するために、ビジネス戦略に伴う優先して対応すべきリスクの特定と担当部門を決定し、リスクを総括的に管理します。また、その活動を取締役会に年２回報告します。各部門から選出されたリスクオーナーは、担当するリスクに対する低減アクションをリードし、進捗管理を行います。リスクマネジメントチームは、リスクマネジメント全体が有効かつ適切に行われるようモニタリングします。

当社グループの役員および従業員は、クライシスマネジメント規程に基づき、危機を認知した際には、同規程に定められた方法および経路で速やかに社長へ報告を行ないます。社長は、クライシスマネジメント規程にあらかじめ定められた危機レベルに応じて、危機対策本部の設置および危機対策本部長の任命を行ないます。危機対策本部長は、危機対策方針とコミュニケーション戦略等を決定し、対外交渉および公表を統括し、対策・改善策等の実施を指揮します。

内部監査室は、定期的にリスク管理状況の監査を行なっています。

(ⅳ)子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社グループ各社の業務執行の適正を確保し、グループの総合力の発揮と統制を行うため、当社取締役、執行役員または担当部門責任者等がグループ各社の取締役、監査役または各部門責任者等に就任しています。定期的に開催するグループ各社の取締役会においては、各社の経営計画の承認、重要事項の決定と業務執行状況の報告を行うが、グローバルレベルでのグループ全般に関わる重要な事項については、当社に報告し、承認を得なければならないこととする。また、グループ各社の代表者は、当社の基準に準拠して各社が定めた職務権限規程に基づき、効率的に業務運営できる権限と責任を有しますが、当社が定める個別の重要な事項については当社に報告し、承認を得ています。

内部監査室は、当社グループにおける内部監査を行い、当社グループの業務全般についての統制状況等の監査を実施し、代表取締役、各担当取締役および監査役に直接報告を行なっています。

また、財務報告の適正性を確保するため、当社グループにおける財務報告に係る内部統制システムの整備、運用状況の定期的・継続的評価、維持向上の仕組みを構築しています。

(ⅴ)責任限定契約の内容の概要

当社と取締役(業務執行取締役等である者を除く。)および一部の監査役との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(ⅵ)その他

・取締役の定数

当社の取締役は、12名以内とする旨定款に定めています。

・取締役の選任決議

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めています。

・剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条１項各号に掲げる事項について、取締役会の決議により定めることができる旨定款に定めています。これは、機動的な資本政策および配当政策を可能とすることを目的とするものであります。

・株主総会の特別決議

当社は、会社法第309条第２項に定める株主総会の特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う旨定款に定めています。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

・自己株式の取得

当社は、会社法第459条第1項1号の規定により、取締役会の決議によって、自己の株式を取得することができる旨定款に定めています。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を可能とすることを目的とするものであります。

・取締役および監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第１項の取締役(取締役であった者を含む。)および監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めています。これは、取締役および監査役が職務の遂行に当り期待される役割を十分に発揮できるようにすることを目的とするものであります。

② 内部監査及び監査役監査の状況

当社は、内部監査・内部統制部門として社長直轄の内部監査室(６名)を設置しています。

内部監査室は、単独であるいは監査役・会計監査人と連携して、コンプライアンスの状況等を監査し、社長、各取締役および監査役に直接報告を行います。

監査役および監査役会の職務を補助するため、監査役会の下に監査役室を設置しています。

監査役室は、監査役の指示に基づき、各部門および各子会社に対して、監査役監査に必要な情報の提供を求めることができます。監査役室は、監査役の指示に基づき、内部監査室および子会社監査役との間の連絡・調整を行い、監査に関する情報共有を補助しています。

また、監査役室の従業員は、その命令の範囲に属する業務に関して取締役の指揮命令を受けません。当該従業員の人事異動、人事考課および懲戒処分は、監査役会の事前の同意を得るものとします。なお、監査役 三原秀章氏は公認会計士および税理士として、監査役 須藤実和氏は公認会計士として、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。

内部監査室、監査役および会計監査人は、必要に応じて監査に必要な情報の交換を行っています。

③ 会計監査の状況

当社は、EY新日本有限責任監査法人との間で監査契約を締結し、会計監査を受けております。業務を執行した公認会計士の氏名・所属する監査法人名および継続監査年数は、次のとおりであります。

公認会計士の氏名等		所属する監査法人名	継続監査年数
指定有限責任社員 業務執行社員	小市　裕之	EY新日本有限責任監査法人	－
	美和　一馬		－

(注) １．継続監査年数につきましては、当該年数が７年以下であるため、記載を省略しております。

会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士16名、その他18名

④　社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役は４名、社外監査役は２名であります。なお、当社の社外取締役及び社外監査役の所有株式数については、５．「役員の状況」に記載のとおりです。

（社外取締役）

氏名	主な活動状況、重要な兼職先と当社との関係および独立性
田中　克郎	国際的な弁護士としての国際法務・企業法務に関する豊富な経験と専門的見地から、適切な意見を述べております。同氏と当社との間には、取締役報酬以外に金銭等の授受はないため、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。 当社は、同氏が代表パートナーを務めるＴＭＩ総合法律事務所の他の弁護士に法律事務を委任しておりますが、当社の支払報酬の割合は、当社の独立性に関する要件である１％未満であり、当社グループから多額の金銭その他財産を得る団体に該当いたしません。その他同氏の重要な兼職先と当社との間には特別の利害関係はありません。 したがいまして、同氏は当社の「独立社外取締役および独立社外監査役に関する基準」を満たしており、独立性が認められます。
花井　健	金融機関およびインターネットサービス業の経営者としての豊富な国際経験と専門的見地から、適切な意見を述べております。同氏と当社との間には、取締役報酬以外に金銭等の授受はないため、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。 同氏の重要な兼職先と当社との間には特別の利害関係はありません。 また、同氏は、当社の主要な取引金融機関の一つである㈱みずほ銀行に勤務していましたが、同行を退行してから９年以上が経過しております。 したがいまして、同氏は当社の「独立社外取締役および独立社外監査役に関する基準」を満たしており、独立性が認められます。
柏木　斉	情報サービス業の経営者としての豊富な経験と専門的見地から、適切な意見を述べております。同氏と当社との間には、取締役報酬以外に金銭等の授受はないため、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。 同氏の重要な兼職先と当社との間には特別の利害関係はありません。 したがいまして、同氏は当社の「独立社外取締役および独立社外監査役に関する基準」を満たしており、独立性が認められます。
角　和夫	旅客鉄道業の経営者としての豊富な経験と専門的見地から、適切な意見を述べております。同氏と当社との間には、取締役報酬以外に金銭等の授受はないため、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。 当社グループは、同氏が取締役を務めるエイチ・ツー・オー リテイリング㈱の子会社に当社製品を販売しておりますが、その取引金額の割合は、当社の独立性に関する要件である２％未満であり、当社グループの主要な取引先に該当いたしません。その他同氏の重要な兼職先と当社との間には特別の利害関係はありません。 したがいまして、同氏は当社の「独立社外取締役および独立社外監査役に関する基準」を満たしており、独立性が認められます。

（社外監査役）

氏名	主な活動状況、重要な兼職先と当社との関係および独立性
三原　秀章	公認会計士および税理士としての豊富な経験と専門的見地から、適切な意見を述べております。同氏と当社との間には、監査役報酬以外に金銭等の授受はないため、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。 同氏の重要な兼職先と当社との間には特別の利害関係はありません。 したがいまして、同氏は当社の「独立社外取締役および独立社外監査役に関する基準」を満たしており、独立性が認められます。
須藤　実和	経営コンサルタントおよび公認会計士としての豊富な経験と専門的見地から、適切な意見を述べております。同氏と当社との間には、監査役報酬以外に金銭等の授受はないため、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。 当社グループは、同氏が理事を務める公益財団法人日本バレーボール協会との間で、バレーボール競技の普及及び振興を図ることを目的として、オフィシャルサプライヤー契約等を締結しておりますが、同氏は同協会の非業務執行者であります。その他同氏の重要な兼職先と当社との間には特別の利害関係はありません。 したがいまして、同氏は当社の「独立社外取締役および独立社外監査役に関する基準」を満たしており、独立性が認められます。

(独立社外取締役および独立社外監査役に関する基準)

当社は、適正なコーポレートガバナンスの確保のために、社外役員の資質および独立性について「独立社外取締役および独立社外監査役に関する基準」を独自に定めております。その内容は次の通りであります。

第１条(社外役員の要件)

１．当社の社外取締役および社外監査役(以下、社外役員という)の要件について、本基準により定める。

２．社外役員の要件は、選任時および在任期間中を通じて、満たすことを要する。

第２条(資質に関する要件)

グローバルに事業を展開する当社グループ(当社および当社の関係会社)において、コーポレートガバナンスを強化するとともに、グローバルレベルでの事業の拡大を図るため必要となる資質として、企業経営者、弁護士、公認会計士、学識経験者としての実績があり、豊富な経験と専門的知見を有すること。

第３条(独立性に関する要件)

１．社外役員の当社グループからの独立を保つため、以下の各号を満たすこと。

(1) 過去に、当社グループ(当社および当社の関係会社)の役員、会計参与または使用人でないこと。

(2) 現在および過去５年間、以下に該当しないこと。

ア　①　当社グループの大株主(総議決権の10%以上を保有する者をいい、間接保有形態を含む)または大株主である組織の使用人等(業務執行役員、使用人等の業務執行を行う者をいう)

②　当社グループが大株主である組織の使用人等

イ　当社グループの主要な借入先(１会計年度末時点において当社連結総資産の２パーセント以上の負債を負担する先をいう)または主要な借入先である組織(グループ企業である場合はグループ単位とする。以下同じ)の使用人等

ウ　当社グループの主幹事証券会社の使用人等

エ　①　当社グループの主要な取引先(１会計年度の連結売上高の２%以上)または主要な取引先である組織の使用人等

②　当社グループを主要な取引先とする者またはその使用人等

オ　当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者

カ　コンサルタント、会計専門家または法律専門家として、社外役員としての報酬以外に、当社グループから多額の金銭その他の財産(１会計年度あたり1,000万円以上をいう)を得る者または当社グループから多額の金銭その他の財産(当該団体の１会計年度の売上高の１%以上をいう)を得る団体に所属する者

キ　当社グループから多額の寄付金(１会計年度あたり1,000万円以上をいう)を受け取る者または多額の寄付金を受け取る団体に所属する者

ク　当社グループと役員の相互就任の関係にある者(当社グループの役員、使用人が役員等である組織について、その組織に所属する者が当社グループの役員となる場合をいう)

(3) 以下の者の近親者(配偶者および２親等以内の親族をいう)でないこと。

ア　現在または過去に、当社グループ(当社および当社の関係会社)の役員または重要な使用人である者

イ　前号に該当する者(重要でない使用人および所属する者は除く)

２．前項の要件を満たさない場合であっても、その者を社外役員としても一般株主との利益相反を生じないと認められ、かつ前項の要件を満たす社外役員全員の同意がある場合については、会社法の要件を満たす限りにおいて、社外役員とすることがある。この場合、株主総会参考書類、有価証券報告書等に、該当する事実および選任する理由等を明記するものとする。

(ダイバーシティ&インクルージョンの推進)

当社は、ダイバーシティ &インクルージョン のビジョンとして、多様な「人財」が、最大限能力を発揮できる企業文化の中でイキイキと働き、会社の持続的な成長に貢献することを掲げています。また、女性活躍については2020年までに女性管理職率15%、 将来的に30%を目指しております。

当社は、「'One Team'違いを活かす、高め合う。」をスローガンに次の重点目標に取り組んでおります。

・ダイバーシティ &インクルージョン の重点目標

① ダイバーシティ &インクルージョン を社内に浸透させ、関連情報を開示する

② 多様な人財を活用し、イノベーションの原動力とする

③ 多様な人財が最大限能力を発揮できる文化・環境を醸成する

⑤ 役員報酬等

イ．役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

取締役に対する業績連動賞与は、当事業年度の連結業績の結果を受け、取締役会で定めた基準を満たさないため、ゼロといたします。

役員区分	報酬等の総額(百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる役員の員数(人)
		基本報酬	業績連動報酬	株式報酬型ストックオプション	
取締役(社外取締役を除く。)	319	243	－	75	8
社外取締役	38	38	－	－	5
監査役(社外監査役を除く。)	24	24	－	－	2
社外監査役	12	12	－	－	3

ロ．報酬等の総額が１億円以上である取締役の報酬等の総額等

氏名	役員区分	会社区分	報酬等の総額(百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)		
				基本報酬	業績連動報酬	株式報酬型ストックオプション
尾山　基	取締役	提出会社	114	63	－	50

ハ．使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項がないため記載しておりません。

ニ．役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

・取締役の報酬について

当社は、取締役の報酬について、平成25年６月21日開催の第59回定時株主総会において承認された報酬額（年額８億円以内）の範囲内で、会社の持続的な成長と企業価値の向上に対するインセンティブとなるような報酬体系とすることとし、その決定について、指名・報酬委員会の意見を尊重することにより、その公正性および透明性を確保することを基本方針としております。この方針に従い、2019年度から、変動報酬割合を高めるとともに、譲渡制限付株式報酬制度を導入するなど、役員報酬体系を以下のとおり改定いたします。

報酬等の種類		報酬等の内容	給付の形式
固定報酬	基本報酬 （単年度）	基本報酬は、グレードごとに定めた報酬レンジの金額を基準とし、マーケット相場や物価上昇率を考慮して、取締役会で決定する。	金銭
変動報酬	業績連動賞与 （単年度）	AGP2020のアクションプランの重点目標である「プロダクトカテゴリー基軸の経営管理体制」を推進するべく、定量目標および定性目標の達成度に基づいて算定し、取締役会で決定する。定量目標の評価には、個人ごとの役割に応じ、担当部門の売上高および営業利益率の目標達成率ならびに対前年成長率を用いる。定性目標の評価には、個人ごとに設定した目標の達成率を用いる。定量目標および定性目標の達成度が取締役会で定めた基準を下回るときは、業績連動賞与は支給しない。	金銭
	譲渡制限付 株式報酬 （中長期）	株主の皆様との利益の共有および会社の持続的な成長と企業価値の向上に対するインセンティブとするため、2019年度から「譲渡制限付株式報酬制度」を導入する。 譲渡制限付株式報酬について、１年間の報酬分を前払いで割り当てる。譲渡制限付株式を割り当てた事業年度に係る売上高および営業利益率の目標達成率に応じて、譲渡制限を解除する株式数を決定する。目標達成率が取締役会で定めた基準を下回るときは、会社が全株式を無償取得する。譲渡制限期間は３年から５年とする。	株式

・監査役の報酬について

平成18年６月23日開催の第52回定時株主総会において承認された報酬額(年額8,000万円以内)の範囲内で、監査役報酬支給基準に基づき、各監査役の報酬額を決定しております。

⑥　株式の保有状況

イ．投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

40銘柄

6,876百万円

ロ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

（前事業年度）

特定投資株式

銘柄	株式数 （株）	貸借対照表計上額 （百万円）	保有目的
ロート製薬㈱	476,800	1,435	取引関係の構築、強化のために保有している。
㈱上組	499,500	1,245	取引関係の構築、強化のために保有している。
久光製薬㈱	139,300	951	取引関係の構築、強化のために保有している。
カシオ計算機㈱	576,900	935	取引関係の構築、強化のために保有している。
㈱シマノ	58,100	920	取引関係の構築、強化のために保有している。
㈱三菱UFJフィナンシャル・グループ	1,019,490	842	良好な関係の構築は当社の資金調達の安定に資するものであるために保有している。
㈱チヨダ	265,000	802	取引関係の構築、強化のために保有している。
上新電機㈱	195,500	783	取引関係の構築、強化のために保有している。
三菱商事㈱	224,500	698	取引関係の構築、強化のために保有している。
丸紅㈱	725,000	591	取引関係の構築、強化のために保有している。
㈱三井住友フィナンシャルグループ	98,189	477	良好な関係の構築は当社の資金調達の安定に資するものであるために保有している。
㈱みなと銀行	216,104	457	良好な関係の構築は当社の資金調達の安定に資するものであるために保有している。
㈱ノーリツ	113,500	250	取引関係の構築、強化のために保有している。
帝人㈱	71,050	178	取引関係の構築、強化のために保有している。
倉敷紡績㈱	448,000	163	取引関係の構築、強化のために保有している。
㈱山口フィナンシャルグループ	115,000	153	良好な関係の構築は当社の資金調達の安定に資するものであるために保有している。
㈱みずほフィナンシャルグループ	607,062	124	良好な関係の構築は当社の資金調達の安定に資するものであるために保有している。
㈱アルペン	48,000	116	取引関係の構築、強化のために保有している。
イオン㈱	31,710	60	取引関係の構築、強化のために保有している。
㈱千趣会	92,000	59	取引関係の構築、強化のために保有している。
㈱ヒマラヤ	23,400	30	取引関係の構築、強化のために保有している。
㈱ほくほくフィナンシャルグループ	16,990	29	良好な関係の構築は当社の資金調達の安定に資するものであるために保有している。
㈱三越伊勢丹ホールディングス	12,281	17	取引関係の構築、強化のために保有している。
エイチ・ツー・オー　リテイリング㈱	6,147	14	取引関係の構築、強化のために保有している。
ゼビオホールディングス㈱	2,340	5	取引関係の構築、強化のために保有している。

（注）　開示対象となる上場株式が30銘柄に満たないため、全ての上場銘柄を記載しております。

みなし保有株式

該当事項がないため記載しておりません。

（当事業年度）

特定投資株式

銘柄	株式数 （株）	貸借対照表計上額 （百万円）	保有目的
ロート製薬㈱	476,800	1,430	取引関係の構築、強化のために保有している。
カシオ計算機㈱	576,900	752	取引関係の構築、強化のために保有している。
三菱商事㈱	224,500	677	取引関係の構築、強化のために保有している。
丸紅㈱	725,000	559	取引関係の構築、強化のために保有している。
㈱三菱UFJフィナンシャル・グループ	1,019,490	548	良好な関係の構築は当社の資金調達の安定に資するものであるために保有している。
上新電機㈱	195,500	471	取引関係の構築、強化のために保有している。
㈱チヨダ	265,000	470	取引関係の構築、強化のために保有している。
㈱関西みらいフィナンシャルグループ	512,166	402	良好な関係の構築は当社の資金調達の安定に資するものであるために保有している。
㈱三井住友フィナンシャルグループ	98,189	357	良好な関係の構築は当社の資金調達の安定に資するものであるために保有している。
㈱ノーリツ	113,500	178	取引関係の構築、強化のために保有している。
帝人㈱	71,050	124	取引関係の構築、強化のために保有している。
㈱山口フィナンシャルグループ	115,000	121	良好な関係の構築は当社の資金調達の安定に資するものであるために保有している。
倉敷紡績㈱	44,800	111	取引関係の構築、強化のために保有している。
㈱みずほフィナンシャルグループ	607,062	103	良好な関係の構築は当社の資金調達の安定に資するものであるために保有している。
㈱アルペン	48,000	80	取引関係の構築、強化のために保有している。
イオン㈱	32,513	69	取引関係の構築、強化のために保有している。
㈱ヒマラヤ	23,400	21	取引関係の構築、強化のために保有している。
㈱ほくほくフィナンシャルグループ	16,990	21	良好な関係の構築は当社の資金調達の安定に資するものであるために保有している。
㈱三越伊勢丹ホールディングス	13,299	16	取引関係の構築、強化のために保有している。
エイチ・ツー・オー　リテイリング㈱	6,590	10	取引関係の構築、強化のために保有している。
ゼビオホールディングス㈱	2,340	2	取引関係の構築、強化のために保有している。

（注）　開示対象となる上場株式が30銘柄に満たないため、全ての上場銘柄を記載しております。

みなし保有株式

該当事項がないため記載しておりません。

ハ．保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額

該当事項がないため記載しておりません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	72	－	68	－
連結子会社	18	－	16	0
計	90	－	85	0

② 【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

当社の連結子会社のうち、以下の子会社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属する監査法人に対して報酬を支払っております。

区分	支払先
アシックスアメリカコーポレーション	ERNST & YOUNG USA
アシックスブラジルリミターダ	ERNST & YOUNG BRAZIL
アシックスヨーロッパB.V.	ERNST & YOUNG NETHERLANDS
アシックスオセアニアPTY.LTD.	ERNST & YOUNG AUSTRALIA
アシックスアジアPTE.LTD.	ERNST & YOUNG SINGAPORE
ホグロフスAB	ERNST & YOUNG SWEDEN
その他	その他のERNST & YOUNG メンバーファーム

（当連結会計年度）

当社の連結子会社のうち、以下の子会社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属する監査法人に対して報酬を支払っております。

区分	支払先
アシックスアメリカコーポレーション	ERNST & YOUNG USA
アシックスブラジルリミターダ	ERNST & YOUNG BRAZIL
アシックスヨーロッパB.V.	ERNST & YOUNG NETHERLANDS
アシックスオセアニアPTY.LTD.	ERNST & YOUNG AUSTRALIA
アシックスアジアPTE.LTD.	ERNST & YOUNG SINGAPORE
ホグロフスAB	ERNST & YOUNG SWEDEN
その他	その他のERNST & YOUNG メンバーファーム

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

（前連結会計年度）

該当事項はありません。

（当連結会計年度）

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社は、事業の規模・特性、監査時間等を勘案し、監査報酬を決定しております。

第５ 【経理の状況】

１．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、連結会計年度(自　平成30年１月１日　至　平成30年12月31日)の連結財務諸表及び事業年度(自　平成30年１月１日　至　平成30年12月31日)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

３．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、または会計基準等の変更等について的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、セミナーへ参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （平成29年12月31日）	当連結会計年度 （平成30年12月31日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	79,120	68,287
受取手形及び売掛金	71,753	66,819
有価証券	2,139	－
商品及び製品	85,174	87,782
仕掛品	407	412
原材料及び貯蔵品	820	891
繰延税金資産	3,950	2,132
その他	14,358	16,435
貸倒引当金	△2,058	△2,051
流動資産合計	255,667	240,709
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	36,645	37,854
減価償却累計額	△18,008	△22,334
建物及び構築物（純額）	18,637	15,520
機械装置及び運搬具	3,766	3,559
減価償却累計額	△2,367	△2,748
機械装置及び運搬具（純額）	1,398	810
工具、器具及び備品	28,564	28,175
減価償却累計額	△19,616	△21,577
工具、器具及び備品（純額）	8,948	6,597
土地	5,915	5,809
リース資産	8,483	8,335
減価償却累計額	△3,236	△3,503
リース資産（純額）	5,246	4,831
建設仮勘定	565	638
有形固定資産合計	40,712	34,207
無形固定資産		
のれん	10,948	5
ソフトウエア	7,456	4,896
その他	7,927	3,582
無形固定資産合計	26,332	8,484
投資その他の資産		
投資有価証券	※1,※2 14,048	※1,※2 9,343
長期貸付金	64	67
繰延税金資産	4,575	3,269
その他	※1 7,154	※1 8,895
貸倒引当金	△323	△514
投資その他の資産合計	25,519	21,060
固定資産合計	92,564	63,751
資産合計	348,232	304,460

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （平成29年12月31日）	当連結会計年度 （平成30年12月31日）
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	30,725	31,161
短期借入金	5,577	1,325
1年内償還予定の新株予約権付社債	―	30,005
リース債務	739	794
未払費用	20,269	18,172
未払法人税等	1,980	1,946
未払消費税等	2,958	2,228
繰延税金負債	2	489
返品調整引当金	326	194
賞与引当金	357	413
資産除去債務	42	13
その他	11,920	10,009
流動負債合計	74,900	96,756
固定負債		
社債	20,000	20,000
新株予約権付社債	30,035	―
長期借入金	100	149
リース債務	5,237	5,114
繰延税金負債	3,844	2,137
退職給付に係る負債	5,803	6,189
資産除去債務	1,121	1,261
その他	5,887	6,022
固定負債合計	72,029	40,875
負債合計	146,930	137,631
純資産の部		
株主資本		
資本金	23,972	23,972
資本剰余金	17,419	17,354
利益剰余金	160,142	133,107
自己株式	△7,666	△9,585
株主資本合計	193,866	164,848
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	4,803	2,608
繰延ヘッジ損益	△2,631	3,577
在外子会社資産再評価差額金	18	―
為替換算調整勘定	3,962	△5,857
退職給付に係る調整累計額	△428	△356
その他の包括利益累計額合計	5,725	△28
新株予約権	296	433
非支配株主持分	1,413	1,576
純資産合計	201,302	166,829
負債純資産合計	348,232	304,460

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （自　平成29年１月１日 至　平成29年12月31日）	当連結会計年度 （自　平成30年１月１日 至　平成30年12月31日）
売上高	400,157	386,662
売上原価	216,790	206,048
返品調整引当金戻入額	267	269
返品調整引当金繰入額	374	217
売上総利益	183,259	180,666
販売費及び一般管理費	※1,※2 163,688	※1,※2 170,150
営業利益	19,571	10,515
営業外収益		
受取利息	517	778
受取配当金	315	363
為替差益	1,246	―
補助金収入	283	470
その他	865	953
営業外収益合計	3,227	2,566
営業外費用		
支払利息	576	749
為替差損	―	2,457
その他	483	1,111
営業外費用合計	1,060	4,318
経常利益	21,738	8,763
特別利益		
固定資産売却益	43	17
投資有価証券売却益	65	1,306
投資有価証券償還益	93	12
設備補助金収入	933	―
特別利益合計	1,134	1,337
特別損失		
固定資産売却損	10	20
固定資産除却損	141	275
投資有価証券売却損	―	39
投資有価証券評価損	18	17
減損損失	※3 74	※3 2,875
事業構造改革費用	※4 793	※4 21,142
特別損失合計	1,038	24,370
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失（△）	21,834	△14,270
法人税、住民税及び事業税	6,816	6,765
法人税等還付税額	―	△798
法人税等調整額	1,782	△161
法人税等合計	8,599	5,805
当期純利益又は当期純損失（△）	13,235	△20,075
非支配株主に帰属する当期純利益	265	251
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）	12,970	△20,327

【連結包括利益計算書】

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （自　平成29年１月１日 至　平成29年12月31日）	当連結会計年度 （自　平成30年１月１日 至　平成30年12月31日）
当期純利益又は当期純損失（△）	13,235	△20,075
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	929	△2,195
繰延ヘッジ損益	△15,437	6,208
在外子会社資産再評価差額金	△36	△18
為替換算調整勘定	6,054	△9,908
退職給付に係る調整額	△345	71
その他の包括利益合計	※　△8,836	※　△5,842
包括利益	4,399	△25,918
（内訳）		
親会社株主に係る包括利益	4,075	△26,081
非支配株主に係る包括利益	324	163

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自　平成29年１月１日　至　平成29年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益
当期首残高	23,972	17,415	151,595	△7,666	185,316	3,874	12,806
当期変動額							
剰余金の配当			△4,460		△4,460		
在外子会社資産再評価差額金取崩			36		36		
親会社株主に帰属する当期純利益			12,970		12,970		
自己株式の取得				△2	△2		
自己株式の処分		3		2	6		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					－	929	△15,437
当期変動額合計	－	3	8,546	△0	8,550	929	△15,437
当期末残高	23,972	17,419	160,142	△7,666	193,866	4,803	△2,631

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	在外子会社資産再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	55	△2,033	△82	14,620	180	1,089	201,207
当期変動額							
剰余金の配当				－			△4,460
在外子会社資産再評価差額金取崩	△36			△36			－
親会社株主に帰属する当期純利益				－			12,970
自己株式の取得				－			△2
自己株式の処分				－			6
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	5,996	△345	△8,857	115	323	△8,418
当期変動額合計	△36	5,996	△345	△8,894	115	323	94
当期末残高	18	3,962	△428	5,725	296	1,413	201,302

当連結会計年度(自　平成30年１月１日　至　平成30年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益
当期首残高	23,972	17,419	160,142	△7,666	193,866	4,803	△2,631
当期変動額							
剰余金の配当			△6,725		△6,725		
在外子会社資産再評価差額金取崩			18		18		
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△20,327		△20,327		
自己株式の取得				△2,003	△2,003		
自己株式の処分		12		7	19		
自己株式の消却		△77		77	－		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					－	△2,195	6,208
当期変動額合計	－	△65	△27,034	△1,918	△29,018	△2,195	6,208
当期末残高	23,972	17,354	133,107	△9,585	164,848	2,608	3,577

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	在外子会社資産再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	18	3,962	△428	5,725	296	1,413	201,302
当期変動額							
剰余金の配当				－			△6,725
在外子会社資産再評価差額金取崩	△18			△18			－
親会社株主に帰属する当期純損失（△）				－			△20,327
自己株式の取得				－			△2,003
自己株式の処分				－			19
自己株式の消却				－			－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	△9,820	71	△5,735	136	163	△5,435
当期変動額合計	△18	△9,820	71	△5,753	136	163	△34,473
当期末残高	－	△5,857	△356	△28	433	1,576	166,829

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （自　平成29年１月１日 至　平成29年12月31日）	当連結会計年度 （自　平成30年１月１日 至　平成30年12月31日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失（△）	21,834	△14,270
減価償却費	9,362	9,893
減損損失	74	2,875
のれん償却額	1,359	1,336
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△1,399	288
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）	499	470
賞与引当金の増減額（△は減少）	△296	64
投資有価証券評価損益（△は益）	18	17
投資有価証券売却損益（△は益）	△65	△1,266
投資有価証券償還損益（△は益）	△93	△12
受取利息及び受取配当金	△832	△1,141
支払利息	576	749
為替差損益（△は益）	△23	156
固定資産除売却損益（△は益）	109	277
事業構造改革費用	793	21,142
その他の損益（△は益）	△1,055	△2,228
売上債権の増減額（△は増加）	1,782	1,916
たな卸資産の増減額（△は増加）	4,474	△6,595
その他の資産の増減額（△は増加）	△1,953	838
仕入債務の増減額（△は減少）	7,065	1,769
未払消費税等の増減額（△は減少）	△432	△557
その他の負債の増減額（△は減少）	2,097	2,008
小計	43,895	17,732
利息及び配当金の受取額	833	1,119
利息の支払額	△538	△799
設備補助金の受取額	―	933
事業構造改革費用の支払額	△151	△280
法人税等の支払額	△6,902	△7,654
営業活動によるキャッシュ・フロー	37,136	11,049
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△189	△1,836
定期預金の払戻による収入	65	415
有形固定資産の取得による支出	△10,993	△4,384
有形固定資産の除却による支出	△19	△97
有形固定資産の売却による収入	1,473	42
無形固定資産の取得による支出	△3,180	△3,867
有価証券の純増減額（△は増加）	1,689	2,000
投資有価証券の取得による支出	△1,192	△240
投資有価証券の売却及び償還による収入	221	3,103
非連結子会社の清算による収入	―	30
短期貸付金の純増減額（△は増加）	40	2
長期貸付けによる支出	△9	△17
長期貸付金の回収による収入	9	6
投資その他の資産の増減額（△は増加）	△1,703	△623
投資活動によるキャッシュ・フロー	△13,788	△5,467

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （自　平成29年１月１日 至　平成29年12月31日）	当連結会計年度 （自　平成30年１月１日 至　平成30年12月31日）
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	88	△175
長期借入れによる収入	100	100
長期借入金の返済による支出	△1,550	△4,017
社債の償還による支出	△5,000	－
自己株式の取得による支出	△2	△2,003
自己株式の売却による収入	6	0
リース債務の返済による支出	△731	△942
配当金の支払額	△4,458	△6,714
非支配株主への配当金の支払額	△0	△0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△11,548	△13,753
現金及び現金同等物に係る換算差額	2,664	△4,053
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	14,464	△12,225
現金及び現金同等物の期首残高	63,638	78,102
現金及び現金同等物の期末残高	※1　78,102	※1　65,877

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

１．連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数

前期54社　当期52社

主要な連結子会社の名称

「第１　企業の概況　４．関係会社の状況」に記載しているため省略いたしました。

前連結会計年度において連結子会社でありましたアシックスキャピタル株式会社およびホグロフスベネルクスB.V.は清算したため、連結の範囲から除いております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社

亜瑟士商事股份有限公司

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社はいずれも小規模であり、各社の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

２．持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社数

0社

(2) 持分法を適用した関連会社数

0社

(3) 持分法を適用しない非連結子会社および関連会社のうち主要な会社等の名称

亜瑟士商事股份有限公司

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社はそれぞれ当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

３．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

４．会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ)有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

ただし、債券につきましては、償却原価法

なお、投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への出資（金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法

(ロ)デリバティブ取引により生ずる正味の債権及び債務

時価法

(ハ)たな卸資産

商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品

主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額につきましては収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(イ)有形固定資産(リース資産を除く)

当社および国内連結子会社は、定率法

ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)ならびに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物につきましては、定額法

在外連結子会社は、定額法

なお、主要な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物　　・・・・３年～50年

機械装置及び運搬具・・・・２年～17年

工具、器具及び備品・・・・２年～20年

(ロ)無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における利用可能期間(５年)に基づく定額法

また、企業結合によって資産および負債を時価にて再評価したことにより計上した無形固定資産の主なものにはブランド、顧客基盤および商標権があり、償却年数は９年～24年であります。

(ハ)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

(イ)貸倒引当金

当社および国内連結子会社は、売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権につきましては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権につきましては個別に債権の回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。在外連結子会社は主として個別判定で計上することにしております。

(ロ)返品調整引当金

商品及び製品の返品による損失に備えるため、過去における返品実績を基準として計上しております。

(ハ)賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき当連結会計年度負担額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

(イ)退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(ロ)数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異につきましては、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。なお、一部の連結子会社は発生連結会計年度より費用処理することとしております。

(ハ)小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

(イ)ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等につきましては、振当処理の要件を満たしている場合には、振当処理を行っております。

また、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引につきましては、特例処理を採用しております。

(ロ)ヘッジ手段とヘッジ対象

① ヘッジ手段

デリバティブ取引(為替予約取引、通貨オプション取引、金利スワップ取引)

② ヘッジ対象

為替予約および通貨オプションにつきましては、主に外貨建輸入取引の為替変動リスクを、金利スワップにつきましては、資金調達取引の金利変動リスクをヘッジ対象としております。

(ハ)ヘッジ方針

当社グループは、主に製品の輸入による買入債務等の為替レート変動によるリスクをヘッジする目的で外国為替の実需の範囲内で為替予約取引および通貨オプション取引を行うものとしております。

また、借入金および社債に係る金利の将来の変動に対する有効な管理手段として、金利スワップ取引を行うものとしております。

(ニ)ヘッジ有効性評価の方法

為替予約につきましては、過去の取引実績および今後の取引の実行可能性を総合的に勘案し、ヘッジ対象としての適格性を検討することにより、有効性の評価を実施しております。

金利スワップおよび通貨オプションにつきましては、原則として、ヘッジの開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象のキャッシュ・フローの変動の累計額とヘッジ手段のキャッシュ・フローの変動の累計額とを比較し、その比率を基礎に判断しておりますが、契約の内容等によりヘッジに高い有効性が明らかに認められる場合につきましては有効性の判定を省略しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却につきましては、発生年度以降20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって均等償却しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金および取得日から３か月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

(イ)消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(ロ)連結納税制度の適用

一部の連結子会社は、連結納税制度を適用しております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

提出会社および国内子会社

・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号　平成30年２月16日)
・「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号　平成30年２月16日)

(1) 概要

個別財務諸表における子会社株式等に係る将来加算一時差異の取扱いが見直され、また(分類１)に該当する企業における繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いの明確化が行われております。

(2) 適用予定日

平成31年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年３月30日)
・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年３月30日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の５つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。
ステップ2：契約における履行義務を識別する。
ステップ3：取引価格を算定する。
ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。
ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

平成34年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

在外子会社

・「リース」(IFRS第16号)および「リース」(米国会計基準ASU2016-02)

(1) 概要

借り手は原則すべてのリースについて資産および負債の認識をすること等を中心に改正したものであります。

(2) 適用予定日

IFRS第16号につきましては平成31年12月期の期首より、米国会計基準ASU2016-02につきましては平成32年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

（表示方法の変更）

（連結貸借対照表）

前連結会計年度において、「無形固定資産」の「その他」に含めていた「ソフトウエア」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「無形固定資産」の「その他」に表示していた15,384百万円は、「ソフトウエア」7,456百万円、「その他」7,927百万円として組み替えております。

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他の損益」に含めておりました「減損損失」は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他の損益」に表示していた△981百万円は、「減損損失」74百万円、「その他」△1,055百万円として組み替えております。

（連結貸借対照表関係）

※１　非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 （平成29年12月31日）	当連結会計年度 （平成30年12月31日）
投資その他の資産		
投資有価証券（株式）	108百万円	74百万円
その他（出資金）	66百万円	66百万円

※２　第三者の借入等に対する担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 （平成29年12月31日）	当連結会計年度 （平成30年12月31日）
投資その他の資産		
投資有価証券	320百万円	320百万円

（連結損益計算書関係）

※１　販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 （自　平成29年１月１日 至　平成29年12月31日）	当連結会計年度 （自　平成30年１月１日 至　平成30年12月31日）
広告宣伝費	35,033百万円	33,056百万円
支払手数料	17,191百万円	20,187百万円
貸倒引当金繰入額	△104百万円	587百万円
従業員賃金給料	39,650百万円	39,842百万円
賞与引当金繰入額	305百万円	446百万円
退職給付費用	963百万円	1,047百万円
賃借料	15,413百万円	18,545百万円

※２　販売費及び一般管理費に含まれる研究開発費の総額は次のとおりであります。

前連結会計年度 （自　平成29年１月１日 至　平成29年12月31日）	当連結会計年度 （自　平成30年１月１日 至　平成30年12月31日）
4,430百万円	4,501百万円

※３　減損損失

前連結会計年度(自　平成29年１月１日　至　平成29年12月31日)

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	場所	種類	金額 (百万円)
店舗	日本	建物及び構築物・ リース資産等	46
遊休資産	日本	土地	28
合計	―	―	74

当社グループの店舗の資産につきましては、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、各店舗ごとに資産のグルーピングを行っております。また、売却予定の資産につきましては、物件ごとにグルーピングしております。

店舗につきましては、営業活動から生じる損益が継続してマイナスである資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。当該資産の回収可能価額は正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額としております。正味売却価額は売却見込額により算定しており、売却見込額を零と見込んでいる場合には、正味売却価額を零として帳簿価額の全額を減損損失として計上しております。使用価値は将来キャッシュ・フロー（割引率は4.1%）に基づき算定しております。

なお、リース資産につきましては、未経過リース料を基に帳簿価額を算定しております。

また、当社グループの遊休資産につきましては、物件ごとにグルーピングしております。

遊休資産につきましては、将来の用途が定まっていないことから、帳簿価額を正味売却価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。正味売却価額は売却見込額により算定しております。

当連結会計年度(自　平成30年１月１日　至　平成30年12月31日)

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	場所	種類	金額 (百万円)
事業用資産	米国	ソフトウエア等	185
その他		のれん・無形資産	7,084
その他	スウェーデン	のれん・無形資産	6,188
事業用資産	日本	ソフトウエア等	2,344
事業用資産	韓国	工具、器具及び備品等	317
店舗	日本・米国・欧州等	工具、器具及び備品・ リース資産等	6,230
遊休資産	日本	土地・建物等	213
合計	―	―	22,564

当社グループの事業用資産につきましては、会社もしくはそれに準じた単位でグルーピングを行っております。

米国（旧フィットネスキーパー社）の事業用資産、のれん、無形資産につきましては、当初想定された収益が見込めなくなったことから、未償却残高の全額を事業構造改革費用として特別損失に計上しております。

スウェーデン（ホグロフス社）ののれん、無形資産につきましては、収益性の低下により投資額の回収が困難であると見込まれるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を事業構造改革費用として特別損失に計上しております。なお、その回収可能価額は、将来キャッシュ・フロー（割引率は10.8%）を基にした使用価値により算定しております。

日本の事業用資産につきましては、将来の使用見込みが無くなった部分の全額を減損損失として特別損失に計上しております。

韓国の事業用資産につきましては、収益性の低下により将来キャッシュ・フローが見込まれないことから、帳簿価額の全額を減損損失として特別損失に計上しております。

当社グループの店舗の資産につきましては、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、各店舗ごとに資産のグルーピングを行っております。また、売却予定の資産につきましては、物件ごとにグルーピングしております。

店舗につきましては、営業活動から生じる損益が継続してマイナスである資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を事業構造改革費用として特別損失に計上しております。当該資産の回収可能価額は正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額としております。正味売却価額は売却見込額により算定しており、売却見込額を零と見込んでいる場合には、正味売却価額を零として帳簿価額の全額を減額しております。使用価値は将来キャッシュ・フロー（割引率は6.1%）に基づき算定しております。

また、当社グループの遊休資産につきましては、物件ごとにグルーピングしております。

遊休資産につきましては、将来の用途が定まっていないことから、帳簿価額を正味売却価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。正味売却価額は売却見込額により算定しております。

※４　事業構造改革費用

前連結会計年度(自　平成29年１月１日　至　平成29年12月31日)

欧州地域の事業構造改革の施策としての戦略的な販売ネットワーク体制構築に伴う退職特別加算金等であります。

当連結会計年度(自　平成30年１月１日　至　平成30年12月31日)

事業構造改革費用の内訳は以下のとおりです。

のれん等の減損損失	13,458百万円
店舗資産等の減損損失	6,230百万円
海外子会社の退職特別加算金等による損失	1,453百万円
合計	21,142百万円

（連結包括利益計算書関係）

※その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 （自　平成29年１月１日 至　平成29年12月31日）	当連結会計年度 （自　平成30年１月１日 至　平成30年12月31日）
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	1,483百万円	△1,846百万円
組替調整額	△140	△1,262
税効果調整前	1,343	△3,109
税効果額	△414	913
その他有価証券評価差額金	929	△2,195
繰延ヘッジ損益：		
当期発生額	△24,688	20,498
組替調整額	3,900	△12,106
税効果調整前	△20,788	8,392
税効果額	5,351	△2,183
繰延ヘッジ損益	△15,437	6,208
在外子会社資産再評価差額金：		
在外子会社資産再評価差額金	△36	△18
為替換算調整勘定：		
当期発生額	6,054	△9,908
組替調整額	－	－
税効果調整前	6,054	△9,908
税効果額	－	－
為替換算調整勘定	6,054	△9,908
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	△440	11
組替調整額	28	71
税効果調整前	△411	82
税効果額	66	△11
退職給付に係る調整額	△345	71
その他の包括利益合計	△8,836	△5,842

（連結株主資本等変動計算書関係）

前連結会計年度（自　平成29年１月１日　至　平成29年12月31日）

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	199,962,991	－	－	199,962,991
合計	199,962,991	－	－	199,962,991
自己株式				
普通株式	10,139,476	1,422	3,606	10,137,292
合計	10,139,476	1,422	3,606	10,137,292

（注）１．普通株式の自己株式の株式数の増加1,422株は、単元未満株式の買取請求による増加であります。
２．普通株式の自己株式の株式数の減少3,606株は、単元未満株式の売渡請求による減少6株および新株予約権の行使による減少3,600株であります。

２．新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（百万円）
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	－	－	－	－	－	296
合計		－	－	－	－	－	296

３．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成29年３月29日定時株主総会	普通株式	4,460	23.5	平成28年12月31日	平成29年３月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成30年３月29日定時株主総会	普通株式	4,460	利益剰余金	23.5	平成29年12月31日	平成30年３月30日

当連結会計年度(自　平成30年１月１日　至　平成30年12月31日)

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	199,962,991	－	92,432	199,870,559
合計	199,962,991	－	92,432	199,870,559
自己株式				
普通株式	10,137,292	1,129,412	101,354	11,165,350
合計	10,137,292	1,129,412	101,354	11,165,350

(注) １．普通株式の発行済株式数の減少92,432株は、取締役会決議による自己株式の消却による減少92,432株であります。
２．普通株式の自己株式の株式数の増加1,129,412株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加1,127,300株および単元未満株式の買取請求による増加2,112株であります。
３．普通株式の自己株式の株式数の減少101,354株は、取締役会決議による自己株式の消却による減少92,432株、新株予約権の行使による減少8,900株および単元未満株式の売渡請求による減少22株であります。

２．新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	－	－	－	－	－	433
合計		－	－	－	－	－	433

３．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年３月29日定時株主総会	普通株式	4,460	23.5	平成29年12月31日	平成30年３月30日
平成30年８月３日取締役会	普通株式	2,264	12.0	平成30年６月30日	平成30年９月７日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成31年３月28日定時株主総会	普通株式	2,264	利益剰余金	12.0	平成30年12月31日	平成31年３月29日

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

※１　現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 （自　平成29年１月１日 至　平成29年12月31日）	当連結会計年度 （自　平成30年１月１日 至　平成30年12月31日）
現金及び預金勘定	79,120百万円	68,287百万円
有価証券勘定に含まれるＭＭＦ	127百万円	－百万円
預入れ期間が３か月を超える定期預金等	△1,145百万円	△2,409百万円
現金及び現金同等物	78,102百万円	65,877百万円

２　重要な非資金取引の内容

(1) ファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額

	前連結会計年度 （自　平成29年１月１日 至　平成29年12月31日）	当連結会計年度 （自　平成30年１月１日 至　平成30年12月31日）
ファイナンス・リース取引に係る資産の額	915百万円	968百万円
ファイナンス・リース取引に係る債務の額	915百万円	968百万円

(2) 資産除去債務に係る資産及び債務の額

	前連結会計年度 （自　平成29年１月１日 至　平成29年12月31日）	当連結会計年度 （自　平成30年１月１日 至　平成30年12月31日）
資産除去債務に係る資産の額	136百万円	185百万円
資産除去債務に係る債務の額	152百万円	202百万円

（リース取引関係）

（借主側）

１．ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

(ア)有形固定資産

主として、配送センターの土地および建物であります。

(イ)無形固定資産

ソフトウェアであります。

(2) リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「４．会計方針に関する事項　(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

２．オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 （平成29年12月31日）	当連結会計年度 （平成30年12月31日）
１年以内	8,539百万円	9,149百万円
１年超	46,407百万円	37,297百万円
合計	54,946百万円	46,447百万円

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社および当社グループは、資金計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入や社債発行)を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクを有しております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクを有しておりますが、先物為替予約等を利用してヘッジしております。

有価証券及び投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクを有しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが４ヶ月以内の支払期日であります。一部外貨建てのものにつきましては、為替の変動リスクを有しておりますが、先物為替予約等を利用してヘッジしております。

借入金、社債および新株予約権付社債は、主に運転資金や設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、返済日および償還日は決算日後３年以内であります。このうち一部は、金利の変動リスクを有しておりますが、金利スワップ取引を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、主に製品の輸入による買入債務等の為替レート変動によるリスクをヘッジする目的で、外国為替の実需の範囲内で為替予約取引等を行うものとしております。

また、借入金および社債に係る金利の将来の変動に対する有効な管理手段として、金利スワップ取引を行うものとしております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等につきましては、前述の連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「４．会計方針に関する事項　(5) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社および当社グループは、営業債権につきまして、各販売部門における管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

債券投資につきましては、「グローバル財務ガバナンス規程」、取引権限等を定めた「職務権限規程」において定められた権限の中で決裁を得るものとしており、かつ主に格付の高い債券を対象としているため、信用リスクは僅少であります。

当社および当社グループのデリバティブ取引の相手先は、信用度の高い国際的な金融機関等に限られており、相手方の債務不履行によるリスクはほとんどないものと判断しております。

② 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社および当社グループは、デリバティブ取引に関して、「デリバティブ取引管理基準」および「グローバル財務ガバナンス規程」、取引権限等を定めた「職務権限規程」を社内規程として整備し、運用しております。

取引の実行および管理につきましては、これらの社内規程に基づき、経理財務部門にて行っておりますが、実行担当者と管理担当者を分離し、取引内容、取引残高および運用の管理を行っております。

また、取引の内容等につきましては、適宜担当執行役員より経営会議に報告されております。

有価証券及び投資有価証券につきましては、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、また、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

なお、一部の連結子会社におけるデリバティブ取引、有価証券及び投資有価証券につきましては、「職務権限規程」に基づく決裁により取引を実行しており、あわせて管理部門において定期的な管理・報告がなされております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社および当社グループは、各部門からの報告に基づき担当部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定におきましては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、「２．金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等につきましては、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

２．金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額につきましては、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。詳細につきましては、「(注)２.時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品」をご参照ください。

前連結会計年度(平成29年12月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	79,120	79,120	－
(2) 受取手形及び売掛金	71,753		
貸倒引当金(＊１)	△2,058		
	69,695	69,695	－
(3) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	15,310	15,310	－
資産計	164,126	164,126	－
(1) 支払手形及び買掛金	30,725	30,725	－
(2) 短期借入金	5,577	5,577	－
(3) 一年内償還予定の社債	－	－	－
(4) 社債	20,000	19,991	△8
(5) 新株予約権付社債	30,035	30,206	171
(6) 長期借入金	100	99	△0
負債計	86,438	86,600	162
デリバティブ取引(＊２)	(2,911)	(2,911)	－

(＊１) 受取手形及び売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

(＊２) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目につきましては、(　)で表示しております。

当連結会計年度(平成30年12月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	68,287	68,287	－
(2) 受取手形及び売掛金	66,819		
貸倒引当金(＊1)	△2,051		
	64,767	64,767	－
(3) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	8,326	8,326	－
資産計	141,381	141,381	－
(1) 支払手形及び買掛金	31,161	31,161	－
(2) 短期借入金	1,325	1,325	－
(3) 一年内償還予定の新株予約権付社債	30,005	29,960	△44
(4) 社債	20,000	20,067	67
(5) 長期借入金	149	148	△0
負債計	82,641	82,664	22
デリバティブ取引(＊2)	4,830	4,830	－

(＊1) 受取手形及び売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。
(＊2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目につきましては、( )で表示しております。

(注) 1．金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価につきましては、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

負　債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 一年内償還予定の新株予約権付社債

これらの時価につきましては、取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しております。

(4) 社債

当社の発行する社債の時価につきましては、元利金の合計額を当該社債の残存期間および信用リスクを加味した利率で割り引いて算定する方法を採用しております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価につきましては、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法を採用しております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

(注) ２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (平成29年12月31日)	当連結会計年度 (平成30年12月31日)
非上場株式	422	483
非上場債券	120	120
投資事業組合出資金	226	338

これらにつきましては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(注) ３．金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(平成29年12月31日)

	１年以内 (百万円)	１年超 ５年以内 (百万円)	５年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	79,120	－	－	－
受取手形及び売掛金	71,753	－	－	－
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
１．債券				
(1) 社債	－	－	－	120
(2) その他	－	－	－	－
２．その他	－	－	－	－
合計	150,874	－	－	120

当連結会計年度(平成30年12月31日)

	１年以内 (百万円)	１年超 ５年以内 (百万円)	５年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	68,287	－	－	－
受取手形及び売掛金	66,819	－	－	－
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
１．債券				
(1) 社債	－	－	－	120
(2) その他	－	－	－	－
２．その他	－	－	－	－
合計	135,106	－	－	120

（注）４．社債、長期借入金、リース債務およびその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度（平成29年12月31日）

	１年以内（百万円）	１年超２年以内（百万円）	２年超３年以内（百万円）	３年超４年以内（百万円）	４年超５年以内（百万円）	５年超（百万円）
短期借入金	1,577	－	－	－	－	－
社債	－	－	－	20,000	－	－
新株予約権付社債	－	30,000	－	－	－	－
長期借入金	4,000	－	100	－	－	－
リース債務	739	639	560	497	412	3,128
合計	6,317	30,639	660	20,497	412	3,128

当連結会計年度（平成30年12月31日）

	１年以内（百万円）	１年超２年以内（百万円）	２年超３年以内（百万円）	３年超４年以内（百万円）	４年超５年以内（百万円）	５年超（百万円）
短期借入金	1,291	－	－	－	－	－
社債	－	－	20,000	－	－	－
新株予約権付社債	30,000	－	－	－	－	－
長期借入金	34	134	15	－	－	－
リース債務	794	730	666	586	383	2,746
合計	32,120	864	20,681	586	383	2,746

（有価証券関係）

１．その他有価証券

前連結会計年度（平成29年12月31日）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	12,408	6,118	6,290
	(2) 債券			
	社債	―	―	―
	(3) その他	2,842	2,441	401
	小計	15,251	8,559	6,691
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	59	64	△4
	(2) 債券			
	社債	―	―	―
	(3) その他	―	―	―
	小計	59	64	△4
合計		15,310	8,623	6,686

（注）　非上場株式（連結貸借対照表計上額422百万円）、非上場債券（連結貸借対照表計上額120百万円）および投資事業組合出資金（連結貸借対照表計上額226百万円）につきましては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度（平成30年12月31日）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	7,298	4,155	3,142
	(2) 債券			
	社債	―	―	―
	(3) その他	814	348	465
	小計	8,112	4,504	3,608
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	213	244	△30
	(2) 債券			
	社債	―	―	―
	(3) その他	―	―	―
	小計	213	244	△30
合計		8,326	4,748	3,577

（注）　非上場株式（連結貸借対照表計上額483百万円）、非上場債券（連結貸借対照表計上額120百万円）および投資事業組合出資金（連結貸借対照表計上額338百万円）につきましては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

２．売却したその他有価証券

前連結会計年度(自　平成29年１月１日　至　平成29年12月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	127	65	－
(2) 債券			
① 国債・地方債等	－	－	－
② 社債	－	－	－
③ その他	－	－	－
(3) その他	－	－	－
合計	127	65	－

当連結会計年度(自　平成30年１月１日　至　平成30年12月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	3,047	1,270	39
(2) 債券			
① 国債・地方債等	－	－	－
② 社債	－	－	－
③ その他	－	－	－
(3) その他	129	36	－
合計	3,177	1,306	39

３．減損処理を行った有価証券

前連結会計年度において、その他有価証券につきまして18百万円減損処理を行っております。

当連結会計年度において、その他有価証券につきまして17百万円減損処理を行っております。

なお、減損処理につきましては、当連結会計年度末における時価が取得原価に比べ30％以上下落した場合には全て減損処理を行っております。

（デリバティブ取引関係）

1．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度(平成29年12月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	直物為替先渡取引 (NDF) 売建				
	ブラジルレアル	6,783	－	224	224
合計		6,783	－	224	224

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しております。

当連結会計年度(平成30年12月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	直物為替先渡取引 (NDF) 売建				
	アルゼンチンペソ	237	－	△30	△30
	ブラジルレアル	4,977	－	△127	△127
合計		5,214	－	△158	△158

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しております。

(2) 金利関連

前連結会計年度(平成29年12月31日)

該当事項がないため、記載しておりません。

当連結会計年度(平成30年12月31日)

該当事項がないため、記載しておりません。

2．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度(平成29年12月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	売掛金(予定取引)	123	―	0
	ユーロ	売掛金(予定取引)	1,510	―	△46
	ポンド	売掛金(予定取引)	14,856	7,514	834
	ノルウェークローネ	売掛金(予定取引)	407	―	7
	デンマーククローネ	売掛金(予定取引)	523	―	△17
	買建				
	米ドル	買掛金(予定取引)	208,429	104,938	△3,912
為替予約等の振当処理	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	売掛金	141	―	(＊)
	買建				
	米ドル	買掛金	1,943	―	(＊)
合計			227,936	112,452	△3,135

(＊) 振当処理の要件を満たしている為替予約につきましては、振当処理されている売掛金および買掛金と一体として処理されているため、その時価は当該売掛金および買掛金に含めて注記しております。

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しております。

当連結会計年度(平成30年12月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	売掛金(予定取引)	51	―	0
	ユーロ	売掛金(予定取引)	1,214	―	3
	ポンド	売掛金(予定取引)	11,951	5,735	185
	ノルウェークローネ	売掛金(予定取引)	402	―	16
	デンマーククローネ	売掛金(予定取引)	489	―	3
	買建				
	米ドル	買掛金(予定取引)	147,848	71,529	4,780
為替予約等の振当処理	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	売掛金	198	―	(＊)
	買建				
	米ドル	買掛金	765	―	(＊)
合計			162,920	77,265	4,988

(＊) 振当処理の要件を満たしている為替予約につきましては、振当処理されている売掛金および買掛金と一体として処理されているため、その時価は当該売掛金および買掛金に含めて注記しております。

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しております。

(2) 金利関連

前連結会計年度(平成29年12月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	長期借入金	2,400	―	(＊)
合計			2,400	―	―

(＊) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて注記しております。

当連結会計年度(平成30年12月31日)

該当事項がないため、記載しておりません。

（退職給付関係）

前連結会計年度（自　平成29年１月１日　至　平成29年12月31日）

１．採用している退職給付制度の概要

当社および一部の国内の連結子会社は、退職一時金制度、確定拠出型の確定拠出年金を採用または中小企業退職金共済に加入しております。

なお、海外の一部の連結子会社は、退職一時金制度、確定給付型または確定拠出型の年金制度を採用しております。

２．確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く。）

退職給付債務の期首残高（百万円）	4,288
勤務費用（百万円）	686
利息費用（百万円）	44
数理計算上の差異の発生額（百万円）	440
退職給付の支払額（百万円）	△253
簡便法から原則法への変更に伴う増加額（百万円）	118
その他（百万円）	△14
退職給付債務の期末残高（百万円）	5,310

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く。）

年金資産の期首残高（百万円）	268
期待運用収益（百万円）	8
事業主からの拠出額（百万円）	67
退職給付の支払額（百万円）	△75
その他（百万円）	18
年金資産の期末残高（百万円）	286

(3) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

退職給付に係る負債の期首残高（百万円）	871
退職給付費用（百万円）	71
退職給付の支払額（百万円）	△65
簡便法から原則法への変更に伴う減少額（百万円）	△82
その他（百万円）	△14
退職給付に係る負債の期末残高（百万円）	780

(4) 退職給付債務および年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債および退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務(百万円)	5,860
年金資産(百万円)	△642
非積立型制度の退職給付債務(百万円)	585
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額(百万円)	5,803
退職給付に係る負債(百万円)	5,803
退職給付に係る資産(百万円)	―
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額(百万円)	5,803

(注) 簡便法を適用した制度を含みます。

(5) 退職給付費用およびその内訳項目の金額

勤務費用(百万円)	686
利息費用(百万円)	44
期待運用収益(百万円)	△8
数理計算上の差異の費用処理額(百万円)	28
簡便法で計算した退職給付費用(百万円)	71
確定給付制度に係る退職給付費用(百万円)	821

(注) 上記の他、当連結会計年度に事業構造改革費用として530百万円を特別損失に計上しております。

(6) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

数理計算上の差異(百万円)	△411

(7) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

未認識数理計算上の差異(百万円)	504

(8) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

現金及び預金	45%
一般勘定	55%
合計	100%

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(9) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎(加重平均で表しております。)

割引率	0.1%～3.3%
長期期待運用収益率	3.1%

3．確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額は1,129百万円でした。

当連結会計年度(自　平成30年１月１日　至　平成30年12月31日)

１．採用している退職給付制度の概要

当社および一部の国内の連結子会社は、退職一時金制度、確定拠出型の確定拠出年金を採用または中小企業退職金共済に加入しております。

なお、海外の一部の連結子会社は、確定給付型または確定拠出型の年金制度を採用しております。

２．確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表(簡便法を適用した制度を除く。)

退職給付債務の期首残高(百万円)	5,310
勤務費用(百万円)	665
利息費用(百万円)	45
数理計算上の差異の発生額(百万円)	△11
退職給付の支払額(百万円)	△265
確定拠出年金制度への移行に伴う減少額(百万円)	△287
その他(百万円)	△0
退職給付債務の期末残高(百万円)	5,455

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表(簡便法を適用した制度を除く。)

年金資産の期首残高(百万円)	286
確定拠出年金制度への移行に伴う減少額(百万円)	△286
年金資産の期末残高(百万円)	－

(3) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

退職給付に係る負債の期首残高(百万円)	780
退職給付費用(百万円)	75
退職給付の支払額(百万円)	△84
その他(百万円)	△36
退職給付に係る負債の期末残高(百万円)	734

(4) 退職給付債務および年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債および退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務(百万円)	5,893
年金資産(百万円)	△338
非積立型制度の退職給付債務(百万円)	635
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額(百万円)	6,189
退職給付に係る負債(百万円)	6,189
退職給付に係る資産(百万円)	―
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額(百万円)	6,189

(注) 簡便法を適用した制度を含みます。

(5) 退職給付費用およびその内訳項目の金額

勤務費用(百万円)	665
利息費用(百万円)	45
数理計算上の差異の費用処理額(百万円)	71
簡便法で計算した退職給付費用(百万円)	75
確定給付制度に係る退職給付費用(百万円)	857

(注) 上記の他、当連結会計年度に事業構造改革費用として1,453百万円を特別損失に計上しております。

(6) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

数理計算上の差異(百万円)	82

(7) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

未認識数理計算上の差異(百万円)	421

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎(加重平均で表しております。)

割引率	0.1%～3.0%

3．確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額は1,248百万円でした。

（ストック・オプション等関係）

１．ストック・オプションにかかる費用計上額および科目名

	前連結会計年度	当連結会計年度
販売費及び一般管理費の株式報酬費用	125百万円	155百万円

２．ストック・オプションの内容、規模およびその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	平成25年ストック・オプション
付与対象者の区分および人数	当社取締役(社外取締役を除く) ７名 当社執行役員(所得税法上の居住者のみ) ５名
株式の種類および付与数	普通株式　37,200株
付与日	平成25年８月６日
権利確定条件	①　新株予約権者が当社の取締役または執行役員のいずれの地位をも喪失したときは、任期満了による退任その他当社が認める正当な事由により当該地位を喪失した場合であって、喪失した日の翌日から５年経過するまでの間に限り、当該新株予約権を行使することができます。ただし、新株予約権の行使期間内に限ります。 ②　新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。 ③　その他の条件については、当社と新株予約権者との間にて締結する「新株予約権割当契約」に別途定めます。
対象勤務期間	定められておりません。
権利行使期間	平成28年８月７日から平成55年８月６日まで

	平成26年ストック・オプション
付与対象者の区分および人数	当社取締役(社外取締役を除く) ７名 当社執行役員(所得税法上の居住者のみ) ６名
株式の種類および付与数	普通株式　26,500株
付与日	平成26年８月８日
権利確定条件	①　新株予約権者が当社の取締役または執行役員のいずれの地位をも喪失したときは、任期満了による退任その他当社が認める正当な事由により当該地位を喪失した場合であって、喪失した日の翌日から５年経過するまでの間に限り、当該新株予約権を行使することができます。ただし、新株予約権の行使期間内に限ります。 ②　新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。 ③　その他の条件については、当社と新株予約権者との間にて締結する「新株予約権割当契約」に別途定めます。
対象勤務期間	定められておりません。
権利行使期間	平成29年８月９日から平成56年８月８日まで

	平成27年ストック・オプション
付与対象者の区分および人数	当社取締役(社外取締役を除く)５名 当社従業員６名 子会社取締役３名 子会社従業員２名
株式の種類および付与数	普通株式　23,700株
付与日	平成27年５月12日
権利確定条件	新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。
対象勤務期間	定められておりません。
権利行使期間	平成30年５月13日から平成57年５月12日まで

	平成28年ストック・オプション
付与対象者の区分および人数	当社取締役(社外取締役を除く)４名 当社従業員７名 子会社取締役２名 子会社従業員３名
株式の種類および付与数	普通株式　85,900株
付与日	平成28年５月17日
権利確定条件	①　新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。 ②　その他の条件については、当社と新株予約権者との間にて締結する「新株予約権割当契約」に別途定めます。
対象勤務期間	定められておりません。
権利行使期間	平成31年５月18日から平成58年５月17日まで

	平成29年ストック・オプション
付与対象者の区分および人数	当社取締役(社外取締役を除く)５名 当社従業員６名 子会社取締役４名 子会社従業員２名
株式の種類および付与数	普通株式　101,400株
付与日	平成29年５月29日
権利確定条件	①　新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。 ②　その他の条件については、当社と新株予約権者との間にて締結する「新株予約権割当契約」に別途定めます。
対象勤務期間	定められておりません。
権利行使期間	平成32年５月30日から平成59年５月29日まで

	平成30年ストック・オプション
付与対象者の区分および人数	当社取締役(社外取締役を除く)６名 当社従業員12名 子会社取締役４名 子会社従業員２名
株式の種類および付与数	普通株式　85,200株
付与日	平成30年５月18日
権利確定条件	①　新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。 ②　その他の条件については、当社と新株予約権者との間にて締結する「新株予約権割当契約」に別途定めます。
対象勤務期間	定められておりません。
権利行使期間	平成33年５月19日から平成60年５月18日まで

(2) ストック・オプションの規模およびその変動状況

当連結会計年度(平成30年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	平成25年 ストック・オプション	平成26年 ストック・オプション	平成27年 ストック・オプション
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	―	―	22,000
付与	―	―	
失効	―	―	
権利確定	―	―	22,000
未確定残	―	―	
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	26,400	24,100	―
権利確定	―	―	22,000
権利行使	3,100	3,700	2,100
失効	―	―	―
未行使残	23,300	20,400	19,900

	平成28年 ストック・オプション	平成29年 ストック・オプション	平成30年 ストック・オプション
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	84,300	97,400	―
付与	―	―	85,200
失効	―	―	600
権利確定	―	―	―
未確定残	84,300	97,400	84,600
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	―	―	―
権利確定	―	―	―
権利行使	―	―	―
失効	―	―	―
未行使残	―	―	―

② 単価情報

	平成25年 ストック・オプション	平成26年 ストック・オプション	平成27年 ストック・オプション
権利行使価格(円)	1	1	1
行使時平均株価(円)	1,832	1,736	1,767
付与日における公正な評価単価(円)	1,707	2,135	3,008

	平成28年 ストック・オプション	平成29年 ストック・オプション	平成30年 ストック・オプション
権利行使価格(円)	1	1	1
行使時平均株価(円)	―	―	―
付与日における公正な評価単価(円)	2,178	1,670	1,786

3．当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

（1）使用した評価技法　　ブラック・ショールズ式

（2）主な基礎数値およびその見積方法

株価変動性	（注）1	35.925%
予想残存期間	（注）2	6.9年
予想配当	（注）3	23.5円
無リスク利子率	（注）4	△0.046%

（注）1．6.9年間（平成23年６月17日から平成30年５月18日まで）の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算定しております。

2．十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積が困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

3．平成29年12月期の配当実績によります。

4．予想残存期間に対応する国債の利回りであります。

4．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 （平成29年12月31日）	当連結会計年度 （平成30年12月31日）
繰延税金資産		
たな卸資産	2,374百万円	1,412百万円
貸倒引当金	496	533
賞与引当金	417	163
退職給付に係る負債	1,956	1,984
繰越欠損金	4,741	6,747
減損損失	74	2,348
その他	3,838	4,676
繰延税金資産小計	13,898	17,864
評価性引当額	△3,863	△10,318
繰延税金資産合計	10,035	7,546
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	1,688	789
連結子会社の時価評価差額	1,628	377
繰延ヘッジ損益	461	1,315
その他	1,577	2,289
繰延税金負債合計	5,356	4,772
差引：繰延税金資産純額（△は負債）	4,678	2,774
繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の科目に含まれております。		
流動資産－繰延税金資産	3,950	2,132
固定資産－繰延税金資産	4,575	3,269
流動負債－繰延税金負債	2	489
固定負債－繰延税金負債	3,844	2,137

（表示方法の変更）

前連結会計年度において繰延税金資産の「その他」に含めて表示しておりました「減損損失」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記することといたしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の組替えを行っております。この結果、前連結会計年度の繰延税金資産に「その他」として表示していた3,912百万円は、「減損損失」74百万円、「その他」3,838百万円として組替えて表示しております。

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 （平成29年12月31日）	当連結会計年度 （平成30年12月31日）
法定実効税率	30.8%	－
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2	－
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.1	－
評価性引当額の増減	7.9	－
連結子会社税率相違	△3.7	－
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.6	－
その他	2.7	－
税効果会計適用後の法人税等の負担率	39.4	－

（注）当連結会計年度は税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

１．当該資産除去債務の概要

国内の事業所および直営店の一部につきましては、不動産賃貸借契約における原状回復義務に基づく費用を合理的に見積り、資産除去債務を計上しております。また、国内の事業所の一部につきましては、「石綿障害予防規則」に基づき、当該法令に定める範囲の処理に要する費用を合理的に見積り、資産除去債務を計上しております。海外の事業所および直営店の一部につきましては、賃借物件の退去時に発生する原状回復に係る費用を合理的に見積り、資産除去債務を計上しております。

２．当該資産除去債務の金額の算定方法

国内の事業所および直営店の一部の不動産賃貸借契約における原状回復義務につきましては、使用見込期間を取得から２～41年と見積り、割引率は0％～1.397％を採用して資産除去債務の金額を計算しております。また、国内の事業所の一部の「石綿障害予防規則」における当該法令に定める範囲の処理に要する費用につきましては、使用見込期間を取得から５年～35年と見積り、割引率は0.375％～2.301％を採用して資産除去債務の金額を計算しております。海外の事業所および直営店の一部における原状回復に係る費用につきましては、使用見込期間を取得から２～20年と見積り、割引率は1.733％～5.5％を採用して資産除去債務の金額を計算しております。

３．当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 （自　平成29年１月１日 至　平成29年12月31日）	当連結会計年度 （自　平成30年１月１日 至　平成30年12月31日）
期首残高	1,034百万円	1,163百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	134	170
時の経過による調整額	16	16
資産除去債務の履行による減少額	△19	△97
その他増減額（△は減少）	△2	21
期末残高	1,163	1,274

（賃貸等不動産関係）

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1．報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、経営会議が、経営資源の配分の決定および業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、世界本社として主に経営管理および商品開発を行っております。

当社グループは、主にスポーツ用品等を製造販売しており、国内においてはアシックスジャパン株式会社およびその他の国内法人が、海外においては米州、欧州・中近東・アフリカ、オセアニア/東南・南アジア、東アジアの各地域を、アシックスアメリカコーポレーション、アシックスヨーロッパB.V.、アシックスオセアニアPTY.LTD.およびアシックスアジアPTE.LTD.、亞瑟士(中国)商貿有限公司およびアシックスコリアコーポレーションが、それぞれ担当しております。現地法人はそれぞれ独立した経営単位であり、取り扱う製品について各地域の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

「日本地域」、「米州地域」、「欧州地域」(中近東・アフリカを含む)、「オセアニア/東南・南アジア地域」、「東アジア地域」は、主にスポーツ用品等を販売しており、「その他事業」は、ホグロフスブランドのアウトドア用品を製造および販売しております。

2．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

３．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自　平成29年１月１日　至　平成29年12月31日)

(単位：百万円)

	日本地域	米州地域	欧州地域	オセアニア／東南・南アジア地域	東アジア地域	その他事業	合計	調整額(注)１	連結財務諸表計上額(注)２
売上高									
(1) 外部顧客への売上高	101,106	106,120	106,194	27,659	49,084	8,870	399,035	1,122	400,157
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	18,355	57	96	－	46	367	18,923	△18,923	－
計	119,462	106,177	106,290	27,659	49,131	9,238	417,959	△17,801	400,157
セグメント利益又は損失(△)	5,886	2,360	8,297	4,056	5,097	△253	25,445	△5,873	19,571
セグメント資産	73,163	74,336	80,003	23,488	31,229	15,117	297,338	50,893	348,232
その他の項目									
減価償却費	1,125	2,149	1,812	426	560	548	6,623	2,739	9,362
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	553	3,573	2,787	332	626	159	8,033	4,630	12,663

(注) １．(1) セグメント売上高の調整額は、報告セグメントに含まれない会社の売上高を含んでおりますが、主にセグメント間調整によるものであります。

(2) セグメント利益又は損失の調整額は、報告セグメントに含まれない会社の利益又は損失を含んでおりますが、主にセグメント間調整によるものであります。

(3) セグメント資産の調整額は、報告セグメントに帰属しない全社資産およびセグメント間債権債務消去等によるものであります。

２．セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度(自　平成30年１月１日　至　平成30年12月31日)

(単位：百万円)

	日本地域	米州地域	欧州地域	オセアニア／東南・南アジア地域	東アジア地域	その他事業	合計	調整額(注)１	連結財務諸表計上額(注)２
売上高									
(1) 外部顧客への売上高	100,325	90,269	105,625	27,155	53,355	8,768	385,500	1,161	386,662
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	17,924	25	58	―	2	515	18,526	△18,526	―
計	118,250	90,295	105,683	27,155	53,358	9,283	404,026	△17,364	386,662
セグメント利益又は損失(△)	4,035	△4,012	5,099	3,685	5,381	△259	13,928	△3,412	10,515
セグメント資産	72,373	72,386	73,487	23,705	30,995	7,645	280,594	23,866	304,460
その他の項目									
減価償却費	1,258	2,215	1,752	400	773	546	6,946	2,946	9,893
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	340	1,642	1,579	628	322	131	4,645	3,355	8,000

(注) １．(1) セグメント売上高の調整額は、報告セグメントに含まれない会社の売上高を含んでおりますが、主にセグメント間調整によるものであります。

(2) セグメント利益又は損失の調整額は、報告セグメントに含まれない会社の利益又は損失を含んでおりますが、主にセグメント間調整によるものであります。

(3) セグメント資産の調整額は、報告セグメントに帰属しない全社資産およびセグメント間債権債務消去等によるものであります。

２．セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度(自　平成29年１月１日　至　平成29年12月31日)

１．製品及びサービスごとの情報

当社グループは、製品の種類、性質、製造方法および販売市場等の類似性から判断して、同種・同系列のスポーツ用品を専ら製造販売しているため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	米州	欧州	東アジア	その他	合計
101,072	107,169	108,950	49,935	33,030	400,157

(注)　売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	米州	欧州	その他	合計
21,181	11,616	5,916	1,998	40,712

３．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自　平成30年１月１日　至　平成30年12月31日)

１．製品及びサービスごとの情報

当社グループは、製品の種類、性質、製造方法および販売市場等の類似性から判断して、同種・同系列のスポーツ用品を専ら製造販売しているため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	米州	欧州	東アジア	その他	合計
100,353	91,326	107,496	53,966	33,519	386,662

(注)　売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	米州	欧州	その他	合計
20,108	7,760	4,518	1,820	34,207

３．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自　平成29年１月１日　至　平成29年12月31日)

(単位：百万円)

	日本地域	米州地域	欧州地域	オセアニア／東南・南アジア地域	東アジア地域	その他事業	合計	調整額	連結財務諸表計上額
減損損失	46	－	－	－	－	－	46	28	74

当連結会計年度(自　平成30年１月１日　至　平成30年12月31日)

(単位：百万円)

	日本地域	米州地域	欧州地域	オセアニア／東南・南アジア地域	東アジア地域	その他事業	合計	調整額	連結財務諸表計上額
減損損失	441	2,931	2,644	－	451	6,267	12,735	9,828	22,564

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自　平成29年１月１日　至　平成29年12月31日)

(単位：百万円)

	日本地域	米州地域	欧州地域	オセアニア／東南・南アジア地域	東アジア地域	その他事業	合計	調整額	連結財務諸表計上額
当期償却額	192	－	－	－	－	226	418	940	1,359
当期末残高	197	－	－	－	－	2,943	3,140	7,807	10,948

当連結会計年度(自　平成30年１月１日　至　平成30年12月31日)

(単位：百万円)

	日本地域	米州地域	欧州地域	オセアニア／東南・南アジア地域	東アジア地域	その他事業	合計	調整額	連結財務諸表計上額
当期償却額	192	－	－	－	－	218	411	925	1,336
当期末残高	5	－	－	－	－	－	5	－	5

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自　平成29年１月１日　至　平成29年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自　平成30年１月１日　至　平成30年12月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自　平成29年１月１日　至　平成29年12月31日)

該当事項がないため記載しておりません。

当連結会計年度(自　平成30年１月１日　至　平成30年12月31日)

該当事項がないため記載しておりません。

（１株当たり情報）

１株当たり当期純利益金額又は１株当たり当期純損失金額および算定上の基礎ならびに潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額および算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 （自　平成29年１月１日 至　平成29年12月31日）	当連結会計年度 （自　平成30年１月１日 至　平成30年12月31日）
１株当たり純資産額	1,051.45円	873.43円
１株当たり当期純利益金額又は １株当たり当期純損失金額（△）	68.33円	△107.59円
潜在株式調整後 １株当たり当期純利益金額	64.42円	－円

（注）当連結会計年度の潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの１株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

	前連結会計年度 （自　平成29年１月１日 至　平成29年12月31日）	当連結会計年度 （自　平成30年１月１日 至　平成30年12月31日）
(1) １株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益金額又は 親会社株主に帰属する当期純損失金額（△）（百万円）	12,970	△20,327
普通株主に帰属しない金額(百万円)	－	－
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益金額又は普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失金額（△）(百万円)	12,970	△20,327
期中平均株式数(千株)	189,823	188,935
(2) 潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円)	△20	－
(うちその他営業外収益(税額相当分控除後(百万円))	(△20)	(－)
普通株式増加数(千株)	11,181	－
(うち新株予約権付社債(千株))	(11,048)	(－)
(うち新株予約権(千株))	(133)	(－)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	－	

（重要な後発事象）

自己株式の消却

当社は、平成31年２月13日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式の一部を消却することを決議し、次の通り実施いたしました。

１．自己株式の消却を行う理由

株主還元方針に基づき、自己株式の消却をいたします。

２．消却に係る事項の内容

(1)消却する株式の種類　　当社普通株式

(2)消却する株式の数　　10,000,000株　（消却前の発行済株式総数に対する割合5.00％）

(3)消却日　　平成31年２月28日

(4)消却方法　　資本剰余金から減額

（ご参考）　消却後の当社の発行済株式総数は、189,870,559株となりました。

社債の発行

当社は、平成31年２月20日開催の取締役会決議に基づき、平成31年３月13日に下記の通り無担保社債を発行いたしました。

(1)種類　　第２回無担保社債

(2)発行総額　　200億円

(3)発行価格　　各社債の金額100円につき金100円

(4)利率　　年0.2％

(5)償還期限　　平成36年３月13日

(6)償還方法　　満期一括償還

(7)払込期日　　平成31年３月13日

(8)資金使途　　スポーツ工学研究所の研究費用等サステナビリティに資する適格プロジェクトに関連する費用等

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
㈱アシックス	2019年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債 (注)１	平成26年３月３日 (ロンドン時間)	30,035	30,005 (30,005)	0.00	無担保社債	平成31年３月１日
㈱アシックス	第１回無担保社債 (公募債)	平成28年12月７日	20,000	20,000	0.14	無担保社債	平成33年12月７日
合計	－	－	50,035	50,005 (30,005)	－	－	－

(注) １．「当期末残高」欄の(内書)は、１年内償還予定の金額であります。

２．新株予約権付社債に関する記載は以下のとおりであります。

銘柄	2019年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債
発行すべき株式	普通株式
新株予約権の発行価額(円)	無償
株式の発行価格(円)	2,702.7
発行価額の総額(百万円)	30,150
新株予約権の行使により発行した株式の発行価額の総額(百万円)	－
新株予約権の付与割合(%)	100
新株予約権の行使期間	自　平成26年３月17日 至　平成31年２月15日 (行使請求受付場所現地時間)

(注) 本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とします。

３．連結決算日後５年間における１年ごとの償還予定額は以下のとおりであります。

１年以内 (百万円)	１年超２年以内 (百万円)	２年超３年以内 (百万円)	３年超４年以内 (百万円)	４年超５年以内 (百万円)
30,000	－	20,000	－	－

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 （百万円）	当期末残高 （百万円）	平均利率 （％） （注）１，２	返済期限
短期借入金	1,577	1,291	4.2	－
１年以内に返済予定の長期借入金	4,000	34	0.1	－
１年以内に返済予定のリース債務	739	794	－	－
長期借入金 （１年以内に返済予定のものを除く。）（注）３	100	149	0.1	平成33年
リース債務 （１年以内に返済予定のものを除く。）（注）３	5,237	5,114	－	平成32年～平成42年
その他有利子負債	－	－	－	－
合計	11,654	7,383	－	－

（注）１．「平均利率」につきましては、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
２．リース債務の平均利率につきましては、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。
３．長期借入金およびリース債務（１年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後５年内における１年ごとの返済予定額の総額は以下のとおりであります。

区分	１年超２年以内 （百万円）	２年超３年以内 （百万円）	３年超４年以内 （百万円）	４年超５年以内 （百万円）
長期借入金	134	15	－	－
リース債務	730	666	586	383

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首および当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首および当該連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の１以下であるため、連結財務諸表規則第92条の２の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)		第１四半期	第２四半期	第３四半期	当連結会計年度
売上高	(百万円)	104,642	192,776	295,680	386,662
税金等調整前四半期(当期)純利益金額又は税金等調整前四半期(当期)純損失金額(△)	(百万円)	7,412	6,498	13,609	△14,270
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益金額又は親会社株主に帰属する四半期(当期)純損失金額(△)	(百万円)	5,315	3,420	8,288	△20,327
１株当たり四半期(当期)純利益金額又は１株当たり四半期(当期)純損失金額(△)	(円)	28.06	18.09	43.86	△107.59

(会計期間)		第１四半期	第２四半期	第３四半期	第４四半期
１株当たり四半期純利益金額又は１株当たり四半期純損失金額(△)	(円)	28.06	△10.04	25.80	△151.65

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

（単位：百万円）

	前事業年度 （平成29年12月31日）	当事業年度 （平成30年12月31日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	36,129	30,799
売掛金	4,497	2,804
有価証券	2,139	－
仕掛品	1	1
原材料及び貯蔵品	130	125
前払費用	381	354
関係会社短期貸付金	600	669
未収入金	3,365	1,821
その他	303	22
貸倒引当金	△0	－
流動資産合計	47,550	36,598
固定資産		
有形固定資産		
建物	10,785	10,150
構築物	613	551
機械装置及び運搬具	127	126
工具、器具及び備品	424	298
土地	4,222	4,127
リース資産	128	71
建設仮勘定	－	9
有形固定資産合計	16,302	15,335
無形固定資産		
借地権	48	48
商標権	2	2
ソフトウエア	6,591	4,222
リース資産	44	31
その他	534	1,155
無形固定資産合計	7,221	5,459
投資その他の資産		
投資有価証券	※1 12,531	※1 7,810
関係会社株式	51,312	51,449
出資金	1	1
関係会社出資金	4,050	4,023
従業員に対する長期貸付金	4	3
長期前払費用	60	66
敷金及び保証金	104	192
その他	339	404
貸倒引当金	△304	△298
投資その他の資産合計	68,100	63,654
固定資産合計	91,624	84,450
資産合計	139,175	121,049

（単位：百万円）

	前事業年度 （平成29年12月31日）	当事業年度 （平成30年12月31日）
負債の部		
流動負債		
支払手形	272	222
買掛金	98	63
1年内返済予定の長期借入金	4,000	34
1年以内償還予定の新株予約権付社債	－	30,005
リース債務	74	50
未払金	904	1,163
未払費用	3,277	2,454
未払法人税等	70	172
繰延税金負債	16	1
預り金	10,246	10,864
設備関係支払手形	64	10
流動負債合計	19,024	45,044
固定負債		
社債	20,000	20,000
新株予約権付社債	30,035	－
長期借入金	100	149
リース債務	107	57
繰延税金負債	1,974	1,126
退職給付引当金	2,067	2,197
資産除去債務	115	134
その他	12	8
固定負債合計	54,411	23,673
負債合計	73,435	68,717
純資産の部		
株主資本		
資本金	23,972	23,972
資本剰余金		
資本準備金	6,000	6,000
その他資本剰余金	656	591
資本剰余金合計	6,656	6,591
利益剰余金		
その他利益剰余金		
別途積立金	8,000	8,000
圧縮積立金	1,362	1,347
繰越利益剰余金	28,397	18,928
利益剰余金合計	37,760	28,275
自己株式	△7,475	△9,394
株主資本合計	60,913	49,444
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	4,526	2,450
繰延ヘッジ損益	3	4
評価・換算差額等合計	4,529	2,454
新株予約権	296	433
純資産合計	65,739	52,331
負債純資産合計	139,175	121,049

② 【損益計算書】

（単位：百万円）

	前事業年度 （自　平成29年１月１日 至　平成29年12月31日）	当事業年度 （自　平成30年１月１日 至　平成30年12月31日）
営業収益		
営業収益		
ロイヤルティ収入等	※1　25,391	※1　24,112
その他の営業収入等	※1　226	※1　121
営業収益合計	25,618	24,233
営業費用	※2　29,665	※2　28,003
営業損失（△）	△4,047	△3,770
営業外収益		
受取利息	52	37
受取配当金	5,674	7,594
受取賃貸料	355	377
移転価格税制調整金	798	710
その他	228	108
営業外収益合計	7,110	8,828
営業外費用		
支払利息	29	12
社債利息	67	28
為替差損	488	353
賃貸収入原価	399	436
その他	125	11
営業外費用合計	1,111	842
経常利益	1,952	4,215
特別利益		
投資有価証券売却益	65	1,306
投資有価証券償還益	93	12
子会社清算益	－	10
設備補助金収入	805	86
特別利益合計	963	1,416
特別損失		
固定資産除却損	44	178
投資有価証券売却損	－	39
投資有価証券評価損	18	16
関係会社株式評価損	－	4,830
関係会社出資金評価損	－	26
減損損失	2	2,605
特別損失合計	66	7,697
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△）	2,849	△2,065
法人税、住民税及び事業税	184	694
法人税等調整額	△3	－
法人税等合計	181	694
当期純利益又は当期純損失（△）	2,668	△2,759

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自　平成29年１月１日　至　平成29年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
					別途積立金	圧縮積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	23,972	6,000	652	6,652	8,000	1,373	30,179	39,552	△7,475	62,701
当期変動額										
圧縮積立金の取崩				－		△14	14	－		－
税率変更に伴う圧縮積立金の増加				－		3	△3	－		－
剰余金の配当				－			△4,460	△4,460		△4,460
当期純利益				－			2,668	2,668		2,668
自己株式の取得				－				－	△2	△2
自己株式の処分			3	3				－	2	6
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				－				－		－
当期変動額合計	－	－	3	3	－	△10	△1,781	△1,792	△0	△1,788
当期末残高	23,972	6,000	656	6,656	8,000	1,362	28,397	37,760	△7,475	60,913

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	3,678	9	3,687	180	66,570
当期変動額					
圧縮積立金の取崩			－		－
税率変更に伴う圧縮積立金の増加			－		－
剰余金の配当			－		△4,460
当期純利益			－		2,668
自己株式の取得			－		△2
自己株式の処分			－		6
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	847	△5	841	115	957
当期変動額合計	847	△5	841	115	△830
当期末残高	4,526	3	4,529	296	65,739

当事業年度(自　平成30年１月１日　至　平成30年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
					別途積立金	圧縮積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	23,972	6,000	656	6,656	8,000	1,362	28,397	37,760	△7,475	60,913
当期変動額										
圧縮積立金の取崩				－		△15	15	－		－
剰余金の配当				－			△6,725	△6,725		△6,725
当期純損失（△）				－			△2,759	△2,759		△2,759
自己株式の取得				－				－	△2,003	△2,003
自己株式の処分			12	12				－	7	19
自己株式の消却			△77	△77				－	77	－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				－				－		－
当期変動額合計	－	－	△65	△65	－	△15	△9,469	△9,484	△1,918	△11,469
当期末残高	23,972	6,000	591	6,591	8,000	1,347	18,928	28,275	△9,394	49,444

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	4,526	3	4,529	296	65,739
当期変動額					
圧縮積立金の取崩			－		－
剰余金の配当			－		△6,725
当期純損失（△）			－		△2,759
自己株式の取得			－		△2,003
自己株式の処分			－		19
自己株式の消却			－		－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△2,076	0	△2,075	136	△1,938
当期変動額合計	△2,076	0	△2,075	136	△13,408
当期末残高	2,450	4	2,454	433	52,331

【注記事項】

(重要な会計方針)

１．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

ただし、債券につきましては、償却原価法

２．デリバティブ等の評価基準及び評価方法

(1) デリバティブ取引により生ずる正味の債権及び債務

時価法

３．たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品、原材料及び貯蔵品

移動平均法による原価法(貸借対照表価額につきましては収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

４．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法

ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物につきましては、定額法

なお、主要な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物　　・・・・３年～50年

機械装置及び運搬具・・・・２年～12年

工具、器具及び備品・・・・２年～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における利用可能期間(５年)に基づく定額法

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

５．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権につきましては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権につきましては個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

①　退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

6．ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等につきましては、振当処理の要件を満たしている場合には、振当処理を行っております。

また、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引につきましては、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

① ヘッジ手段

デリバティブ取引(為替予約取引、通貨オプション取引、金利スワップ取引)

② ヘッジ対象

為替予約および通貨オプションにつきましては、主に外貨建輸入取引の為替変動リスクを、金利スワップにつきましては、資金調達取引の金利変動リスクをヘッジ対象としております。

(3) ヘッジ方針

当社は、主に材料の輸入による買入債務等の為替レート変動によるリスクをヘッジする目的で外国為替の実需の範囲内で為替予約取引および通貨オプション取引を行うものとしております。

また、借入金および社債に係る金利の将来の変動に対する有効な管理手段として、金利スワップ取引を行うものとしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

為替予約におきましては、過去の取引実績および今後の取引の実行可能性を総合的に勘案し、ヘッジ対象としての適格性を検討することにより、有効性の評価を実施しております。

金利スワップおよび通貨オプションにおきましては、原則として、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象のキャッシュ・フローの変動の累計額とヘッジ手段のキャッシュ・フローの変動の累計額とを比較し、その比率を基礎に判断しておりますが、契約の内容等によりヘッジに高い有効性が明らかに認められる場合につきましては有効性の判定を省略しております。

7．その他財務諸表作成のための重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

（貸借対照表関係）

※１　第三者の借入等に対する担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 （平成29年12月31日）	当事業年度 （平成30年12月31日）
投資その他の資産		
投資有価証券	320百万円	320百万円

２　関係会社に対する金銭債権および金銭債務は次のとおりであります。

	前事業年度 （平成29年12月31日）	当事業年度 （平成30年12月31日）
短期金銭債権	6,145百万円	4,076百万円
短期金銭債務	10,910百万円	11,712百万円

３　保証債務

次のとおり保証を行っております。

前事業年度 （平成29年12月31日）		当事業年度 （平成30年12月31日）	
(1) リース取引に対する債務保証		(1) リース取引に対する債務保証	
保証先	金額(百万円)	保証先	金額(百万円)
関係会社		関係会社	
アシックスアメリカコーポレーション	6,352	アシックスアメリカコーポレーション	5,762
アシックスデジタルInc.	494	アシックスデジタルInc.	362
計	6,847	計	6,125

（損益計算書関係）

※１　関係会社との取引は次のとおりであります。

	前事業年度 （自　平成29年１月１日 至　平成29年12月31日）	当事業年度 （自　平成30年１月１日 至　平成30年12月31日）
営業収益	25,586百万円	24,191百万円
その他の営業取引高	3,200百万円	3,030百万円
営業取引以外の取引高	6,595百万円	8,355百万円

※２　営業費用の主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 （自　平成29年１月１日 至　平成29年12月31日）	当事業年度 （自　平成30年１月１日 至　平成30年12月31日）
従業員賃金給料	4,359百万円	4,061百万円
退職給付費用	363百万円	381百万円
支払手数料	4,772百万円	5,610百万円
減価償却費	2,379百万円	2,645百万円
貸倒引当金繰入額	△1百万円	△0百万円
広告宣伝費	6,637百万円	4,930百万円
研究開発費	4,221百万円	4,286百万円

（有価証券関係）

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

（注） 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

（単位：百万円）

区分	前事業年度 （平成29年12月31日）	当事業年度 （平成30年12月31日）
子会社株式	51,312	51,449
関連会社株式	―	―

これらにつきましては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

（税効果会計関係）

1．繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 （平成29年12月31日）	当事業年度 （平成30年12月31日）
繰延税金資産		
関係会社株式評価損失	1,698百万円	3,176百万円
関係会社出資金評価損失	1,468	1,477
貸倒引当金	93	91
退職給付引当金	692	672
組織再編に伴う関係会社株式	6,020	6,021
繰越欠損金	1,232	1,818
その他	1,115	1,934
繰延税金資産小計	12,321	15,191
評価性引当額	△12,180	△15,058
繰延税金資産合計	140	133
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	1,505	657
固定資産圧縮積立金	600	594
その他	24	10
繰延税金負債合計	2,130	1,262
差引：繰延税金資産純額(△は負債)	△1,990	△1,128

繰延税金負債の純額は、貸借対照表の以下の科目に含まれております。

流動負債－繰延税金負債	16	1
固定負債－繰延税金負債	1,974	1,126

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 （平成29年12月31日）	当事業年度 （平成30年12月31日）
法定実効税率	30.8％	―
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.1	―
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△11.5	―
海外子会社配当金益金不算入額	△45.1	―
評価性引当額の増減	28.4	―
その他	2.7	―
税効果会計適用後の法人税等の負担率	6.4	―

（注）当事業年度は税引前当期純損失を計上しているため、注記を省略しています。

（重要な後発事象）

自己株式の消却

当社は、平成31年２月13日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式の一部を消却することを決議し、次の通り実施いたしました。

１．自己株式の消却を行う理由

株主還元方針に基づき、自己株式の消却をいたします。

２．消却に係る事項の内容

(1)消却する株式の種類　　当社普通株式

(2)消却する株式の数　　10,000,000株　（消却前の発行済株式総数に対する割合5.00％）

(3)消却日　　平成31年２月28日

(4)消却方法　　資本剰余金から減額

（ご参考）　消却後の当社の発行済株式総数は、189,870,559株となりました。

社債の発行

当社は、平成31年２月20日開催の取締役会決議に基づき、平成31年３月13日に下記の通り無担保社債を発行いたしました。

(1)種類　　第２回無担保社債

(2)発行総額　　200億円

(3)発行価格　　各社債の金額100円につき金100円

(4)利率　　年0.2％

(5)償還期限　　平成36年３月13日

(6)償還方法　　満期一括償還

(7)払込期日　　平成31年３月13日

(8)資金使途　　スポーツ工学研究所の研究費用等サステナビリティに資する適格プロジェクトに関連する費用等

④ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

区分	資産の種類	当期首残高（百万円）	当期増加額（百万円）	当期減少額（百万円）	当期償却額（百万円）	当期末残高（百万円）	減価償却累計額（百万円）
有形固定資産	建物	10,785	100	117 (117)	616	10,150	10,942
	構築物	613	0	1 (1)	61	551	537
	機械装置及び運搬具	127	59	1	59	126	400
	工具、器具及び備品	424	79	2	202	298	3,189
	土地	4,222	－	94 (94)	－	4,127	－
	リース資産	128	－	－	57	71	196
	建設仮勘定	－	11	2	－	9	－
	計	16,302	251	220 (213)	997	15,335	15,266
無形固定資産	借地権	48	－	－	－	48	－
	商標権	2	－	－	0	2	2
	ソフトウェア	6,591	2,343	2,587 (2,380)	2,125	4,222	8,173
	リース資産	44	－	－	13	31	34
	その他	534	2,604	1,983 (11)	－	1,155	1
	計	7,221	4,948	4,571 (2,391)	2,139	5,459	8,212

（注）１．「当期減少額」欄の（）内は内書きで、減損損失の計上額であります。
２．「当期増加額」の主なものは、基幹システムの開発費用であります。
３．「当期減少額」の主なものは、使用見込みのないソフトウェアの減損損失であります。

【引当金明細表】

科目	当期首残高（百万円）	当期増加額（百万円）	当期減少額（百万円）	当期末残高（百万円）
貸倒引当金	304	226	232	298

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項がないため記載しておりません。

第６ 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	１月１日から12月31日まで
定時株主総会	３月中
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	６月30日、12月31日
１単元の株式数	100株
単元未満株式の 買取り・売渡し 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取・売渡手数料	 (特別口座) 大阪市中央区伏見町三丁目６番３号 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　大阪証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目４番５号 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 － 無料
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 (ホームページアドレス https://corp.asics.com/jp/investor_relations/library/electronic_public_notice)
株主に対する特典	決算期末日および第２四半期末日現在の株主名簿に記載または記録された株主に対し、次のとおり優待を実施 (1) 株主優待割引券 100株以上300株未満の株主様(保有期間１年未満)　当社製品20%割引券　10枚 100株以上300株未満の株主様(保有期間１年以上)　当社製品30%割引券　10枚 300株以上の株主様(保有期間３年未満)　当社製品30%割引券　10枚 300株以上の株主様(保有期間３年以上)　当社製品40%割引券　10枚 利用可能な店舗　当社直営店舗および別に指定する店舗 (2) 通信販売サイトでのご優待割引 保有期間３年未満の100株以上の株主様 通信販売サイト「アシックスオンラインストア」掲載商品を25%割引 保有期間３年以上の100株以上の株主様 通信販売サイト「アシックスオンラインストア」掲載商品を30%割引

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第２項各号に掲げる権利、会社法第166条第１項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利ならびに単元未満株式の売渡請求をする権利以外の権利を行使することができません。

第７ 【提出会社の参考情報】

１ 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の７第１項に規定する親会社等はありません。

２ 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度(第64期)(自　平成29年１月１日　至　平成29年12月31日)平成30年３月30日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類
平成30年３月30日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書
(第65期第１四半期)(自　平成30年１月１日　至　平成30年３月31日)平成30年５月14日関東財務局長に提出
(第65期第２四半期)(自　平成30年４月１日　至　平成30年６月30日)平成30年８月９日関東財務局長に提出
(第65期第３四半期)(自　平成30年７月１日　至　平成30年９月30日)平成30年11月８日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書
平成30年４月２日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書であります。
平成30年４月23日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第２号の２(ストックオプションとしての新株予約権の発行)の規定に基づく臨時報告書であります。
平成31年２月13日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第12号及び第19号の規定(財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象)の規定に基づく臨時報告書であります。

(5) 臨時報告書の訂正報告書
平成30年５月21日関東財務局長に提出
平成30年４月23日提出の臨時報告書（ストックオプションとしての新株予約権の発行）に係る訂正報告書であります。

(6) 自己株券買付状況報告書
報告期間(自　平成30年３月１日　至　平成30年３月31日)平成30年４月９日関東財務局長に提出

(7) 発行登録書(普通社債)及びその添付書類
平成30年11月２日関東財務局長に提出

(8) 発行登録追補書類(普通社債)及びその添付書類
平成31年３月７日近畿財務局長に提出

(9) 訂正発行登録書(普通社債)
平成31年２月13日関東財務局長に提出
平成31年２月22日関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項がないため記載しておりません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成３１年３月２８日

株式会社アシックス
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小	市	裕	之	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	美	和	一	馬	㊞

＜財務諸表監査＞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アシックスの平成30年１月１日から平成30年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アシックス及び連結子会社の平成30年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

＜内部統制監査＞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第２項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社アシックスの平成30年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社アシックスが平成30年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は監査報告書及び内部統制監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成３１年３月２８日

株式会社アシックス
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小	市	裕	之	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	美	和	一	馬	㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アシックスの平成30年１月１日から平成30年12月31日までの第65期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アシックスの平成30年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の４の２第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成31年３月29日
【会社名】	株式会社アシックス
【英訳名】	ASICS Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長ＣＯＯ　廣田　康人
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	神戸市中央区港島中町７丁目１番１
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

１　【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長ＣＯＯ廣田康人は、当社の第65期(自平成30年１月１日　至平成30年12月31日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

２　【特記事項】

特記すべき事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の４の４第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成31年３月29日
【会社名】	株式会社アシックス
【英訳名】	ASICS Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長ＣＯＯ　廣田　康人
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	神戸市中央区港島中町７丁目１番１
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長ＣＯＯ廣田康人は、当社の財務報告に係る内部統制の整備および運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備および運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止または発見することができない可能性がある。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成30年12月31日を基準日として行っており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行ったうえで、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析したうえで、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備および運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社および連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的および質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社および連結子会社15社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。なお、連結子会社37社については、金額的および質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていない。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の位置づけ及び関連性を勘案した上で、各事業拠点の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、連結売上高の概ね２／３に達している９事業拠点に質的重要性を勘案し、１事業拠点を加えた10事業拠点を「重要な事業拠点」に選定した。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金および棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象とした。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業または業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加している。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。